



# 三重県公報

平成30年3月30日(金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
52	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	( 総 務 課 )	2
53	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	( 同 )	13
訓 令			
9	三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令	( 総 務 課 )	186

規 則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第五十二号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 健康福祉部の課及び分掌事務（第九条）」を「第五款 医療保健部の課及び分掌事務（第九条の二 子ども・福祉部の課及び分掌事務（第九条の二）」に、「職員研修センター（第四十七条・第四十八条）」を「削除」に改める。

九条 第一条第二項中「九部」を「十部」に改め、同条第二項第二号中「職員研修センター」を削る。

第四条第一項中「九部」を「十部」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 医療保健部

四 医療保健部

第四条第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 子ども・福祉部

第四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「スポーツ推進局」を「国体・全国障害者スポーツ大会局」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第七条第二項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 防災ヘリコプターに関する事。

第七条第二項中第九号を第八号とし、同条第四項に次の一号を加える。

八 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の施行に関する事。

第七条第五項第四号及び第五号を次のように改める。

四 防災情報の収集伝達に関する事。

五 防災行政無線等による防災情報の通信に関する事。

第七条第五項第六号を削り、同条第六項を次のように改める。

6 危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 危機管理の推進に関する事。

二 国民保護に関する事。

三 三重県国民保護協議会に関する事。

第八条の二第五項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員研修センター研修に関する事。

第二章第三節第五款を次のように改める。

第五款 医療保健部の課及び分掌事務

第九条 医療保健部に、次に掲げる課を置く。

一 医療保健総務課

二 医務国保課

三 地域医療推進課

四 長寿介護課

五 健康づくり課

六 食品安全課

七 業務感染症対策課

八 ライフラインベーション課

2 医療保健総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 部内の組織及び職員に関する事。

- 一 部内の予算、経理及び決算に関すること。
  - 二 部内の企画及び調整に関すること。
  - 三 部内の広聴及び広報に関すること。
  - 四 保健所に関すること。
  - 五 保健統計に関すること。
  - 六 医療保健部関係の公益法人及び移行法人に関すること。
  - 七 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 3 医務国保課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 医療安全支援センターに関すること。
  - 二 県立病院の改革に関すること（病院事業庁の所管に属するものを除く。）。
  - 三 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに関すること。
  - 四 公立大学法人三重県立看護大学に関すること。
  - 五 福祉医療費助成制度に関すること。
  - 六 ハンセン病に関すること。
  - 七 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会に関すること。
  - 八 三重県公立大学法人評価委員会に関すること。
  - 九 三重県国民健康保険運営協議会に関すること。
  - 十 三重県国民健康保険審査会に関すること。
  - 十一 三重県後期高齢者医療審査会に関すること。
  - 十二 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の施行に関すること。
  - 十三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関すること（医療計画に係るものを除く。）。
  - 十四 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の施行に関すること。
  - 十五 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の施行に関すること。
  - 十六 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の施行に関すること。
  - 十七 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和五十八年法律第八十三号）附則第五條第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の施行に関すること。
  - 十八 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の施行に関すること。
  - 十九 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の施行に関すること（養成施設の指定及び監督に係るものに限る。）。
  - 二十 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）の施行に関すること（名簿の登録及び免許証の交付に係るものに限る。）。
  - 二十一 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百二十七号）の施行に関すること。
  - 二十二 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）の施行に関すること。
  - 二十三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の施行に関すること。
  - 二十四 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の施行に関すること。
  - 二十五 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）の施行に関すること。
  - 二十六 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）の施行に関すること。
  - 二十七 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）の施行に関すること。
  - 二十八 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）の施行に関すること。
  - 二十九 保健師助産師看護師法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の施行に関すること（籍の登録及び免許証の交付に係るものに限る。）。
  - 三十 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の施行に関すること（医療法人への組織変更に係るものに限る。）。
  - 三十一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の施行に関すること。
  - 三十二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の施行に関すること。
- 4 地域医療推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 地域医療体制の整備に関すること。

- 一 災害医療に関すること。
  - 二 医師及び看護職員の確保及び養成に関すること。
  - 四 在宅医療に関すること（小児在宅医療に関するものに限る。）。
  - 五 三重県准看護師試験委員に関すること。
  - 六 三重県医療審議会に関すること。
  - 七 医療法の施行に関すること（医療計画に係るものに限る。）。
  - 八 消防法の施行に関すること（救急病院等に係るものに限る。）。
  - 九 母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）の施行に関すること（周産期医療に係るものに限る。）。
  - 十 保健師助産師看護師法の施行に関すること（籍の登録及び免許証の交付に係るものを除く。）。
  - 十一 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の施行に関すること。
- 5 長寿介護課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 高齢者の社会参加の促進に関すること。
  - 二 介護保険制度の推進に関すること。
  - 三 介護基盤の整備促進に関すること。
  - 四 高齢者在宅生活支援の推進に関すること。
  - 五 老人福祉施設に関すること。
  - 六 高齢者保健福祉対策の総合的な企画及び調整に関すること。
  - 七 在宅医療に関すること（小児在宅医療に関するものを除く。）。
  - 八 介護保険審査会に関すること。
  - 九 三重県社会福祉審議会に関すること（高齢者福祉専門分科会に関することに限る。）。
  - 十 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
  - 十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）の施行に関すること。
  - 十二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の施行に関すること。
  - 十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の施行に関すること。
  - 十四 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行に関すること（介護施設等の整備及び介護従事者の確保に係るものに限る。）。
  - 十五 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の施行に関すること（養成施設の指定及び監督並びに介護職員等による略（かく）痰（たん）吸引（不特定多数の者を対象としたものに限る。）に係るものに限る。）。
- 6 健康づくり課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 健康づくり基本計画の推進に関すること。
  - 二 食環境の整備及び食育の推進に関すること。
  - 三 こころの健康づくりの推進に関すること。
  - 四 歯及び口腔の健康づくりの支援に関すること。
  - 五 難病対策に関すること。
  - 六 総合的がん対策の推進に関すること。
  - 七 三重県飲酒運転〇（ゼロ）をめざす条例（平成二十五年三重県条例第七十号）の規定による医療機関の指定に関すること。
  - 八 三重県精神医療審査会に関すること。
  - 九 三重県公衆衛生審議会に関すること。
  - 十 三重県難病医療審議会に関すること。
  - 十一 三重県がん対策推進協議会に関すること。
  - 十二 三重県精神保健福祉審議会に関すること。
  - 十三 こころの健康センターに関すること。
  - 十四 公衆衛生学院に関すること。
  - 十五 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の施行に関すること。
  - 十六 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の施行に関すること。
  - 十七 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行に関すること（保健事項に限る。）。
  - 十八 歯科衛生士法の施行に関すること（養成施設の指定及び監督に係るものを除く。）。

- 十九 歯科技工士法の施行に関する事（名簿の登録及び免許証の交付に係るものを除く。）。
  - 二十 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の施行に関する事。
  - 二十一 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）の施行に関する事。
  - 二十二 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）の施行に関する事。
  - 二十三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の施行に関する事。
  - 二十四 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）の施行に関する事。
  - 二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の施行に関する事（精神通院医療に係るものに限る。）。
- 7 食品安全課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 食品の安全確保に関する事。
  - 二 食品表示の適正化に関する事（品質及び衛生に関する表示事項に限る。）。
  - 三 生活衛生関係営業の衛生水準の確保に関する事。
  - 四 人と動物との共生環境づくりの推進に関する事。
  - 五 三重県生活衛生適正化審議会に関する事。
  - 六 三重県クリーニング師試験委員に関する事。
  - 七 食肉衛生検査所に関する事。
  - 八 動物愛護推進センターに関する事。
  - 九 調理師法（昭和三十二年法律第百四十七号）の施行に関する事。
  - 十 食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）の施行に関する事。
  - 十一 食品表示法の施行に関する事（品質及び衛生に関する表示事項に限る。）。
  - 十二 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）の施行に関する事。
  - 十三 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）の施行に関する事。
  - 十四 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の施行に関する事。
  - 十五 旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）の施行に関する事。
  - 十六 化製場等に関する法律（昭和三十二年法律第百四十号）の施行に関する事。
  - 十七 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第百四十七号）の施行に関する事。
  - 十八 興行場法（昭和三十二年法律第百三十七号）の施行に関する事。
  - 十九 公衆浴場法（昭和三十二年法律第百二十九号）の施行に関する事。
  - 二十 クリーニング業法（昭和二十五年法律第百二十七号）の施行に関する事。
  - 二十一 理容師法（昭和二十二年法律第百三十四号）の施行に関する事。
  - 二十二 美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）の施行に関する事。
  - 二十三 墓地、埋葬等に関する法律（昭和三十二年法律第百四十八号）の施行に関する事。
  - 二十四 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の施行に関する事。
  - 二十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の施行に関する事。
  - 二十六 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に関する事。
- 8 薬務感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 感染症対策の推進に関する事。
  - 二 医薬品等の安全確保に関する事。
  - 三 医薬分業の推進に関する事。
  - 四 薬物乱用防止対策に関する事。
  - 五 献血及び骨髄バンクに関する事。
  - 六 三重県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年三重県条例第五十五号）の施行に関する事。
  - 七 三重県感染症診査協議会に関する事。
  - 八 三重県薬事審議会に関する事。
  - 九 三重県麻薬中毒審査会に関する事。
  - 十 保健環境研究所に関する事（環境生活部の所管に属するものを除く。）。
  - 十一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行に関する事。
  - 十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五

- 号)の施行に關すること(他部の所管に屬するものを除く。)
- 十三 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の施行に關すること。
- 十四 毒物及び劇物取締法(昭和三十五年法律第三百三号)の施行に關すること。
- 十五 麻薬及び向精神薬取締法(昭和三十八年法律第十四号)の施行に關すること。
- 十六 あへん法(昭和三十九年法律第七十一号)の施行に關すること。
- 十七 大麻取締法(昭和三十二年法律第百二十四号)の施行に關すること。
- 十八 覚せい(一)(二)剤取締法(昭和三十六年法律第百五十二号)の施行に關すること。
- 十九 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十二年法律第百六十号)の施行に關すること。
- 二十 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成二十四年法律第九十号)の施行に關すること。
- 二十一 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和三十八年法律第百十二号)の施行に關すること。
- 9 ライフイノベーション課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 ライフイノベーションの推進に關すること。
- 二 みえライフイノベーション総合特区計画の推進に關すること。
- 三 みえメデイカルバレー構想の推進に關すること。
- 第二章第三節第五款の次に次の一款を加える。
- 第五款の二 子ども・福祉部の課及び分掌事務
- 第九條の二 子ども・福祉部に、次に掲げる課を置く。
- 一 子ども・福祉総務課
- 二 福祉監査課
- 三 地域福祉課
- 四 少子化対策課
- 五 子育て支援課
- 六 障がい福祉課
- 2 子ども・福祉総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 部内の組織及び職員に關すること。
- 二 部内の予算、経理及び決算に關すること。
- 三 部内の企画及び調整に關すること。
- 四 部内の広聴及び広報に關すること。
- 五 三重県社会福祉審議会に關すること(高齢者福祉専門分科会に關することを除く。)
- 六 福祉事務所に關すること。
- 七 社会福祉統計に關すること。
- 3 福祉監査課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 社会福祉法人及び社会福祉施設(老人福祉法の規定に基づき設置された有料老人ホームを含む。)の指導監査に關すること。
- 二 介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の指導及び監査に關すること。
- 三 保育行政に係る指導監査並びに児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、身体障害者福祉法(昭和三十四年法律第百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)及び老人福祉法に係る措置事務等の実施指導に關すること。
- 四 子ども・福祉部関係の公益法人及び移行法人に關すること。
- 五 社会福祉法人の認可に關すること。
- 六 市町における地域密着型サービス事業者等の指導監督等の事務に係る指導監督に關すること。
- 4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 地域福祉活動の推進に關すること。
- 二 福祉ボランティア活動の促進に關すること。
- 三 福祉サービス利用援助の推進に關すること。
- 四 旧軍人恩給、戦没者遺族、戦傷病者及び中国残留邦人の援護に關すること。
- 五 生活保護及び中国残留邦人等への支援給付に關すること。

- 六 生活保護及び中国残留邦人等への支援給付に係る福祉事務所の指導及び監査に関すること。
  - 七 ユニバーサルデザインのまちづくりの総合調整及び啓発に関すること。
  - 八 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号）の施行に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。
  - 九 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会に関すること。
  - 十 三重おもいやり駐車場利用証制度に関すること。
  - 十一 社会福祉法の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
  - 十二 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の施行に関すること。
  - 十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の施行に関すること。
  - 十四 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の施行に関すること。
  - 十五 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の施行に関すること。
  - 十六 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の施行に関すること。
  - 十七 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の施行に関すること。
  - 十八 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の施行に関すること。
  - 十九 恩給法の施行に関すること（旧軍人等の恩給に係るものに限る。）。
  - 二十 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の施行に関すること。
  - 二十一 未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の施行に関すること。
  - 二十二 引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第百九号）の施行に関すること。
  - 二十三 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）の施行に関すること。
  - 二十四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の施行に関すること。
  - 二十五 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の施行に関すること。
  - 二十六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の施行に関すること。
  - 二十七 行旅病人及行旅死七人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の施行に関すること。
  - 二十八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。
- 5 少子化対策課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 少子化対策の推進に関すること。
  - 二 次世代育成支援対策の推進に関すること。
  - 三 保育サービス、放課後児童対策等の充実に関すること。
  - 四 私立幼稚園に関すること。
  - 五 地域及び家庭の子育て支援に関すること。
  - 六 三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）の施行に関すること。
  - 七 三重県子ども条例（平成二十三年三重県条例第五号）の施行に関すること。
  - 八 みえこどもの城に関すること。
  - 九 三重県青少年健全育成審議会に関すること。
  - 十 三重県子ども・子育て会議に関すること。
  - 十一 児童福祉法の施行に関すること（保育及び放課後児童対策等に係るものに限る。）。
  - 十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関すること。
- 6 子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 母子保健対策の推進に関すること。
  - 二 児童の保護及び自立支援の充実に関すること。
  - 三 児童虐待防止等総合対策の充実に関すること。
  - 四 性別に基づく暴力等への取組に関すること。
  - 五 発達障がい児への支援に関すること。
  - 六 子どもを虐待から守る条例（平成十六年三重県条例第三十九号）の施行に関すること。
  - 七 三重県いじめ調査委員会に関すること。
  - 八 児童相談所に関すること。

- 九 児童相談センターに関すること。
  - 十 女性相談所に関すること。
  - 十一 国児学園に関すること。
  - 十二 子ども心身発達医療センターに関すること。
  - 十三 児童福祉法の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
  - 十四 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の施行に関すること。
  - 十五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の施行に関すること。
  - 十六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の施行に関すること。
  - 十七 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の施行に関すること。
  - 十八 母子保健法の施行に関すること（周産期医療に係るものを除く。）。
  - 十九 母体保護法（昭和三十二年法律第五十六号）の施行に関すること。
  - 二十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること（育成医療に係るものに限る。）。
  - 二十一 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の施行に関すること。
- 7 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 障害児（者）の福祉に関すること。
  - 二 障害者の社会参加の促進に関すること。
  - 三 障がい者スポーツの普及に関すること（第二十一回全国障害者スポーツ大会（以下「三重とこわか大会」という。）の開催準備に関するものを除く。）。
  - 四 三重県手話言語条例（平成二十八年三重県条例第五十号）の施行に関すること。
  - 五 障害児（者）の地域生活支援に関すること。
  - 六 障害児（者）の福祉施設に関すること。
  - 七 三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会に関すること。
  - 八 三重県障害者施策推進協議会に関すること。
  - 九 障害者相談支援センターに関すること。
  - 十 社会福祉法の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
  - 十一 児童福祉法の施行に関すること（障害児に係るものに限る。）。
  - 十二 身体障害者福祉法の施行に関すること。
  - 十三 知的障害者福祉法の施行に関すること。
  - 十四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関すること（特別児童扶養手当に係るものを除く。）。
  - 十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）。
  - 十六 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の施行に関すること。
  - 十七 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）の施行に関すること。
  - 十八 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の施行に関すること。
- 第十条第四項中「健康福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。
- 第十一条第二項中「スポーツ推進局」を「国体・全国障害者スポーツ大会局」に改め、第三号を削り、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。
- 一 総務企画課
  - 二 競技・式典課
  - 三 運営調整課
- 第十一条第六項に次の一号を加える。
- 四 自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）の施行に関すること。
- 第十一条中第十四項を第十六項とし、第十三項を第十五項とし、第十二項を削り、第十一項を第十四項とし、同条第十項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。



- 10 総務企画課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 スポーツの推進の企画及び調整に関すること。
  - 二 三重県スポーツ推進条例（平成二十六年三重県条例第九十五号）の施行に関すること。
  - 三 三重県スポーツ推進審議会に関すること。
  - 四 第七十六回国民体育大会（以下「三重とこわか国体」という。）及び三重とこわか大会の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。
  - 五 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の広報及び県民運動、募金・企業協賛に関すること。
- 11 競技・式典課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 三重とこわか国体の競技会等の運営に関すること。
  - 二 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の式典に関すること。
- 12 運営調整課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の競技施設に関すること。
  - 二 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関すること。
  - 三 三重とこわか大会の競技会等の運営に関すること。
- 第十二条第七項第十二号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同条第八項第十三号を次のように改める。
- 十三 種苗法（平成十年法律第八十三号）の施行に関すること（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種苗に係るもの（広域種苗業者に関するものを除く。）に限る。）。
- 第十二条第十一項第六号中「農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（平成二十九年法律第四十八号）」に改め、同条第十二項第三号中「及び農地海岸」を「、農地海岸の整備及び地すべり等防止施設（農林水産省農村振興局の所管に属するものに限る。）」に改める。
- 第十三条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 五 ものづくり・イノベーション課
- 第十三条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第二項第二号を次のように改める。
- 二 観光魅力創造課
- 第十三条中第六項を削り、第七項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
- 7 ものづくり・イノベーション課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 ものづくり産業の振興に関すること。
  - 二 ICTの活用による産業活性化に関すること。
  - 三 産学官の共同研究及び交流に関すること。
  - 四 知的財産の活用に関すること。
  - 五 科学技術の振興に関すること。
  - 六 エネルギー政策の総合的な推進に関すること。
  - 七 三重県新エネルギービジョンの推進に関すること。
  - 八 石油コンビナートの活性化に関すること。
  - 九 三重県発電用施設周辺地域振興基金条例（平成二年三重県条例第四号）の施行に関すること。
  - 十 電源立地地域対策交付金に関すること。
  - 十一 石油貯蔵施設立地対策交付金に関すること。
  - 十二 工業研究所に関すること。
  - 十三 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の施行に関すること。
- 第十三条第八項を次のように改める。
- 8 中小企業・サービス産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 サービス産業の振興に関すること。
  - 二 新事業の創出促進に関すること。
  - 三 中小企業の振興に関すること。
  - 四 中小小売商業の振興に関すること。
  - 五 中心市街地活性化に関すること。
  - 六 食の産業振興に関すること。

- 七 商工団体の指導及び検査に関すること。
- 八 三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成二十六年三重県条例第五号）の施行に関すること。
- 九 三重県中小企業調停審議会に関すること。
- 十 公益財団法人三重県産業支援センターに関すること。
- 十一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関すること。
- 十二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の施行に関すること。
- 十三 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の施行に関すること。
- 十四 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）の施行に関すること。
- 十五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の施行に関すること。
- 十六 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）の施行に関すること。
- 十七 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）の施行に関すること。
- 十八 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の施行に関すること。
- 十九 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百四十一号）の施行に関すること。
- 二十 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）の施行に関すること。
- 二十一 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること。
- 二十二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の施行に関すること。
- 二十三 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に関すること。

第十三条第九項を削り、同条第十項第五号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十項を同条第十項とし、同条第十二項中「観光誘客課」を「観光魅力創造課」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

「第十款 県土整備部の課及び分掌事務」を「第十款 県土整備部の課等及び分掌事務」に改める。

第十四条第一項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

- 八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（解体工事業者の登録に係るものに限る。）。

第十四条第八項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第十六項を次のように改める。

16 都市政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 都市計画に関すること。
- 二 街路事業、公園事業、市街地整備事業及び都市再生整備計画事業に関すること。
- 三 景観施策に関すること。
- 四 社会資本整備における協働の推進施策の調整に関すること。
- 五 三重県都市計画審議会に関すること。
- 六 三重県景観審議会に関すること。
- 七 三重県屋外広告物審議会に関すること。
- 八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の施行に関すること（開発行為に係るものを除く。）。
- 九 都市公園法の施行に関すること（五十鈴公園の管理及び保全に係るものを除く。）。
- 十 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の施行に関すること。
- 十一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の施行に関すること（重要な公共施設の整備を伴う都市再開発事業に係るものに限る。）。
- 十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の施行に関すること。
- 十三 景観法（平成十六年法律第百十号）の施行に関すること（他部及び市町の所管に属するものを除く。）。
- 十四 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の施行に関すること。

第十四条中第十七項を削り、第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第十五条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、同条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同条の次に次の

一号を加える。

五 三重県所有自動車等管理規則（昭和四十六年三重県規則第十七号）の施行に関する事。

第十五条第三項第二号の次に次の一号を加える。

三 県有自動車の任意保険に関する事。

第十九条第三項の表医療政策総括監の項及びへき地医療総括監の項中「医療対策局」を「医療保健部」に改め、同表人権・危機管理監の項中「健康福祉部」を「医療保健部、子ども・福祉部」に改め、同表看護師確保対策監の項中「医療対策局」を「医療保健部」に改め、同表子ども虐待対策・里親制度推進監の項中「子ども・家庭局」を「子ども・福祉部」に改め、同表農林水産政策推進監の項中「農林水産政策推進監」を「農林水産政策・輸出促進監」に、「に係る総合調整」を「の調整及び農林水産物の輸出促進」に改め、同表船長の項及び機関長の項中「水産資源課」を「水産資源・経営課」に改め、同表食の産業政策推進監の項を削る。

第二十条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十五条第二項第三号中「保健医療計画」を「医療計画」に改め、同項中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 災害時の保健医療活動に関する事。

第三十五条第三項第三号中「保健医療計画」を「医療計画」に改め、同項中第四十四号を第四十七号とし、第三十号から第四十三号までを三号ずつ繰り下げ、第二十九号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二 住宅宿泊事業に関する事。

第三十五条第三項中第二十八号を第三十号とし、第十一号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 母子保健に関する事。

第三十五条第三項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 災害時の保健医療活動に関する事（津保健所及び伊勢保健所を除く。）。

第三十七条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十八条の二第二項第二号中「及び事業評価システム」を削り、同項第六号を次のように改める。

六 食の安全及び安心に関する事（熊野農林事務所に限る。）。

第三十八条の二第二項中第七号から第十二号までを削り、第十三号を第七号とし、同条第三項第八号中「関すること」の下に「（熊野農林事務所を除く。）」を加え、同項第二十四号中「（伊勢農林水産事務所を除く。）」を削り、同項第二十六号中「農地中間管理事業の推進」を「農地中間管理事業の推進に関する法律の施行」に改め、同項第三十三号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同項第三十六号中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同項中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とし、第四十二号から第四十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項中第五十二号を第五十八号とし、第四十九号から第五十一号までを六号ずつ繰り下げ、第四十八号を削り、第四十七号を第五十四号とし、第四十六号を第五十三号とし、第四十五号を第五十二号とし、第四十四号を第四十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十 山村振興法の施行に関する事。

五十一 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の施行に関する事。

第三十八条の二第五項第四十三号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同号を同項第四十八号とし、同項中第四十二号を第四十七号とし、同項第四十一号中「関すること」の下に「（同法第四条、第五条及び第五十一条に関するものを除く。）」を加え、同号を同項第四十六号とし、同項中第四十号を第四十五号とし、第三十四号から第三十九号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三十三号中「農地中間管理事業の推進」を「農地中間管理事業の推進に関する法律の施行」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項中第三十二号を第三十七号とし、第二十三号から第三十一号までを五号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六 農山漁村地域内の経済活動促進に関する事。

二十七 農山漁村地域の活性化に関する事。

第三十八条の二第五項中第二十一号を第二十四号とし、第七号から第二十号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加える。

七 農業資源の高付加価値化及び新たな価値の創出に関する事。

八 地産地消及び食育の推進に関する事。

九 食品産業の振興に関すること。

第三十八条の二第七項に次の一号を加える。

四 土地改良財産の取得、管理及び処分に関すること（宮川用水事業に係るものに限る。）。

第三十八条の二第十一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を削る。

第四十一条の三第一項第十一号を削り、同条第六項第二号中「桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所及び松阪建設事務所にあつては」及び「伊勢建設事務所にあつては宮川下水道室の所管に属するものを」を削り、同条第十二項を削る。

第四十一条の四第二項を削る。

第三章第三節第四款を次のように改める。

第四款 削除

第四十七条 削除

第四十八条 削除

第五十八条に次の一号を加える。

十 林業の担い手対策及び人材の育成に関すること。

第六十一条第一項第三号中「低炭素化エネルギー」を「エネルギー」に改める。

第七十七条第三項中「健康福祉部長」を「子ども・福祉部長」に改める。

第一百十条第一項の表室長の項中「農業研究所」の下に「（基盤技術研究室及び生産技術研究室を除く。）」を加え、同条第二項の表室長の項中「農業研究所」の下に「（基盤技術研究室及び生産技術研究室を除く。）」を加え、同表研究管理監の項の次に次のように加える。

林業人材育成 推進監	林業研究所	上司の命を受けて林業の担い手対策及び人材の育成に関する事務を処理する。
---------------	-------	-------------------------------------

第二百二十二条第一項の表第三号の項を次のように改める。

三	一 医療保健部及び保健所において、食品表示法に関する業務に従事する職員 二 農林水産事務所等に勤務を命ぜられた職員のうち医療保健部に兼務を命ぜられた職員	食品表示法第八条第一項及び第二項に規定する立入検査をする職員
---	---	--------------------------------

第二百二十二条第一項の表第五号の項を次のように改める。

五	農林水産部において、種苗法に関する業務に従事する職員	種苗法第六十二条第二項に規定する検査員
---	----------------------------	---------------------

第二百二十二条第一項の表第八号の項中「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
（三重県予算調製及び執行規則の一部改正）
- 三重県予算調製及び執行規則（昭和三十九年三重県規則第十四号）の一部を次のように改正する。  
第十九条中「医療対策局長、子ども・家庭局長、」を削り、「スポーツ推進局長」を「国体・全国障害者スポーツ大会局長」に改める。  
（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正）
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和三十九年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。  
第二十二号様式及び第二十三号様式中「壽舞齋社跡地」を「みえこども・齋社跡地」に改める。  
（三重県公衆衛生修学資金貸与条例施行規則の一部改正）
- 三重県公衆衛生修学資金貸与条例施行規則（昭和三十九年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。  
第七条中「から第三項まで」を削り、「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。  
（三重県都市公園条例施行規則の一部改正）
- 三重県都市公園条例施行規則（昭和三十九年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。  
第六条中「スポーツ推進局」を「国体・全国障害者スポーツ大会局」に改める。  
（みえこどもの城条例施行規則の一部改正）
- みえこどもの城条例施行規則（平成元年三重県規則第八号）の一部を次のように改正する。

- 第九条中「健康福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。  
(三重県介護保険審査会規則の一部改正)
- 7 三重県介護保険審査会規則(平成十一年三重県規則第百六号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項、第五条第一項及び第七条中「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。  
(三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会規則の一部改正)
- 8 三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会規則(平成十九年三重県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。  
第七条中「健康福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。  
(三重県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会規則の一部改正)
- 9 三重県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会規則(平成十九年三重県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第七条中「健康福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。  
(三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会規則の一部改正)
- 10 三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会規則(平成十九年三重県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。  
第七条中「健康福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。  
(三重県立志摩病院指定管理者選定委員会規則の一部改正)
- 11 三重県立志摩病院指定管理者選定委員会規則(平成二十二年三重県規則第十五号)の一部を次のように改正する。  
第六条中「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。  
(三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会規則の一部改正)
- 12 三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会規則(平成二十三年三重県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。  
第七条中「健康福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。  
(三重県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正)
- 13 三重県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成二十七年三重県規則第七十号)の一部を次のように改正する。  
第八条中「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。  
(三重県国民健康保険運営協議会規則の一部改正)
- 14 三重県国民健康保険運営協議会規則(平成二十九年三重県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。  
第五条中「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。

---

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

### 三重県規則第五十三号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則(平成十四年三重県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号中「雇用経済企画総括監」を削り、同号中「首都圏営業拠点運営総括監」の次に「市町連携総括監」を加え、同項第十八号中「及び館長」を「館長及びセンター長(子ども心身発達医療センターに限る。)」に改め、同項第十九号中「センター長」の次に「(子ども心身発達医療センターを除く。)」を加える。

別表第一防災対策部防災対策総務課の表を次のように改める。

防災対策部 防災対策総務課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の 名称	
			知事	専決者										受 任 者
				副 知 事	本庁				地域機関					
					部 長	次 長	課 長	班 長	所 長	室 長	課 長	所 長		
1	三重県防災ヘリコプターに 関する事務	1 三重県防災ヘリコプターに係る国土交 通大臣への登録及び許可申請等					○							
		2 三重県防災ヘリコプター運航管理要綱 (平成5年3月30日制定)第21条の規 定による使用承認					○							

※ 掲載しない資料は、防災対策部・地域支援課の担当するものとする。

防災対策部 防災企画・地域支援課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の 名称		
			知事	専決者										受 任 者	
				副 知 事	本庁				地域機関						
					部 長	次 長	課 長	班 長	所 長	室 長	課 長	所 長			
1	災害対策基本 法(昭和36年 法律第223 号)の施行に 関する事務	法第42条第4項の規定による市町地域 防災計画の報告					○								
2	大規模地震対 策特別措置法 (昭和53年法 律第73号)の 施行に関する 事務	1 法第3条第3項の規定による意見	○												
		2 法第7条第7項の規定による勧告			○										
		3 法第7条第8項の規定による公表			○										
3	南海トラフ地 震に係る地震 防災対策の推 進に関する特 別措置法(平 成14年法律第 92号)の施行 に関する事務	1 法第3条第4項の規定による意見	○												
		2 法第7条第7項の規定による勧告			○										
		3 法第7条第8項の規定による公表			○										
4	災害救助法 (昭和22年法 律第118号) の施行に関す る事務	1 法第7条第1項の規定による救助に関 する業務命令					○								
		2 法第7条第2項の規定による地方運輸 局長等に対する要請					○								
		3 法第7条第4項において準用する法第 5条第2項の規定による公用令書の交付					○								
		4 法第8条の規定による救助を要する者 等に対する業務の協力命令					○								
		5 法第9条第1項の規定による物資の保 管命令及び物資の収用					○								
		6 法第9条第2項において準用する法第 5条第2項の規定による公用令書の交付					○								
		7 法第10条第1項の規定による立入検 査					○								
		8 法第10条第2項の規定による報告の 徴収及び立入検査					○								
		9 法第10条第3項の規定による施設等 の管理者への通知					○								
		10 法第12条の規定による扶助金の支給					○								

		の決定																		
--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

関係課 | 防災対策部 災害対策課の表を次のように改める。

防災対策部 災害対策課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称									
			知事	専決者								受任者										
				副知事	本庁				地域機関													
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長								
1	自衛隊法（昭和29年法律第165号）の施行に関する事務	法第83条の規定による災害派遣要請																				
2	災害対策基本法の施行に関する事務	1 法第33条の規定による派遣職員に関する資料の提出等																				
		2 法第53条の規定による被害状況等の報告																				
		3 法第55条の規定による通知等																				
		4 法第57条の規定による通信設備の優先利用等の要請																				
3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の施行に関する事務	法第29条第1項の規定による土砂災害緊急情報の通知又は周知																				
4	無線通信管理に関する事務	1 無線局の設置、変更及び廃止																				
		2 無線局の管理運用																				

関係課 | 防災対策部 災害対策課の表を次のように改める。

防災対策部 危機管理課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称										
			知事	専決者								受任者											
				副知事	本庁				地域機関														
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長									
1	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関する事務	1 法第15条第1項の規定による国民保護等派遣要請（法第183条において準用する場合を含む。）																					
		2 法第35条第5項の規定による市町の国民の保護に関する計画の協議																					
		3 法第46条の規定による警報の通知（法第183条において準用する場合を含む。）																					
		4 法第51条第2項の規定による警報の解除の通知（法第183条において準用する場合を含む。）																					
		5 法第52条第7項の規定による避難措置の指示の通知（法第183条において準用する場合を含む。）																					
		6 法第53条第3項の規定による避難措置の指示の解除の通知（法第183条において準用する場合を含む。）																					

		7 法第 127 条第 2 項の規定による被災情報 の報告（法第 183 条において準用する 場合を含む。）										○					
		8 法第 148 条の規定による避難施設の指 定										○					

別表第一総務部人事課の表第四号の項を次のように改める。

4	職員の研修に 関する事務	1 研修の推進に関する計画の策定											○				
		2 研修に関する年次計画の策定											○				

別表第一総務部税務企画課の表第一号の項第二号中「第 2 条第 2 項」を「第 1 条の 2」と、「任免」を「指定」に改める。

別表第一総務部税収確保課の表第一号の項第十八号を次のように改める。

18	法第 22 条の 26、第 22 条の 27 及び第 22 条の 29 の規定による報告又は告発並 びに法第 22 条の 28 の規定による通告処 分												○				
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第一健康福祉部健康福祉総務課の表から健康福祉部子育て支援課の表までを次のように改める。

医療保健部 医療保健総務課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の 名称				
			知事	専決者								受任者					
				副知事	本庁				地域機関								
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長			
1	地域保健法 (昭和 22 年法律第 101 号) の施行に関する 事務	1 地域保健法施行令 (昭和 23 年政令第 77 号) 第 3 条の規定による保健所及びそ の支所の設置、廃止等の報告											○				
		2 政令第 8 条第 3 項の規定による使用 料、手数料及び治療料の報告												○			
		3 政令第 10 条の規定による事業成績の 報告												○			
2	地域における 医療及び介護 の総合的な確 保の促進に関 する法律 (平 成元年法律第 64 号) の施行 に関する事務	1 法第 4 条第 1 項の規定による計画の策 定											○				
		2 法第 4 条第 5 項の規定による厚生労働 大臣への計画の提出												○			

医療保健部 医務国保課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の 名称				
			知事	専決者								受任者					
				副知事	本庁				地域機関								
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長			
1	死体解剖保存 法 (昭和 24 年 法律第 204 号) の施行に 関する事務	1 法第 19 条の規定による死体の保存の 許可													○		保健所
		2 死体解剖保存法施行令 (昭和 28 年政 令第 381 号) 第 1 条の規定による認定の 申請書の進達															
		3 政令第 2 条の規定による認定取消しの 厚生労働大臣に対する申出															
		4 政令第 3 条第 2 項の規定による認定証 明書の再交付申請書の進達															
		5 政令第 3 条第 5 項及び第 4 条の規定に よる認定証明書の返納の進達															



		6 政令第5条第1項の規定による住所の変更届出の受理															○					
		7 政令第5条第2項の規定による旧住所地の都道府県知事への通知																○				
2	医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	1 法第4条第1項の規定による地域医療支援病院の名称承認																○				
		2 法第5条第2項の規定による往診医師等からの報告及び帳簿等の提出命令																			○ 保健所	
		3 法第6条の3第1項の規定による管理者からの報告の受理																	○			
		4 法第6条の3第2項の規定による管理者からの記載事項変更報告の受理																	○			
		5 法第6条の3第4項の規定による病院等に関する情報提供の要求																	○			
		6 法第6条の3第6項の規定による病院等に対する報告命令又は是正命令																	○			
		7 法第6条の8第1項の規定による違反広告を行った者に対する報告の徴収及び立入検査の実施																				○ 保健所
		8 法第6条の8第2項の規定による違反広告の中止又は是正命令																	○			
		9 法第7条第1項の規定による病院等の開設の許可																				
		(1) 病院の開設に係るもの																	○			
		(2) 診療所及び助産所に係るもの																				○ 保健所
		10 法第7条第2項の規定による病院等の変更の許可																				
		(1) 病床種別の変更に係るもの																	○			
		(2) 病院に係る(1)以外のもの																		○		保健所
		(3) 診療所及び助産所に係るもの																				○ 保健所
		11 法第7条第3項の規定による診療所における病床設置及び病床種別等の変更の許可																	○			
		12 法第7条第5項の規定による地域医療構想達成推進のための許可に対する条件の付与																	○			
		13 法第7条の2第1項の規定による病院の許可制限																	○			
		14 法第7条の2第2項の規定による診療所の許可制限																	○			
		15 法第7条の2第3項の規定による病院又は診療所の病床数削減措置命令																	○			
		16 法第7条の2第7項の規定による病院又は診療所の病床数削減措置命令に従わない旨の公表																	○			
	17 法第8条の規定による診療所又は助産所の開設届の受理																				○ 保健所	
	18 法第8条の2第2項の規定による病院等の休止及び再開の届出の受理																				○ 保健所	
	19 法第9条第1項の規定による病院等廃止届の受理																				○ 保健所	
	20 法第9条第2項の規定による病院等開設者の死亡等の届けの受理																				○ 保健所	
	21 法第12条第1項ただし書の規定による管理の許可																					

(1) 病院に係るもの					○					
(2) 診療所及び助産所に係るもの									○	保健所
22 法第 12 条第 2 項の規定による管理の許可					○					
23 法第 12 条の 2 第 1 項の規定による地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理						○				
24 法第 15 条第 3 項の規定によるエックス線装置設置届等の受理										
(1) 翌年使用する診療用放射線同位元素又は陽電子診断撮影診療用放射線元素届の受理					○					
(2) 診療用放射線同位元素又は陽電子診断撮影診療用放射線元素廃止届の受理					○					
(3) 上記以外のもの									○	保健所
25 法第 16 条ただし書の規定による医師の宿直免除の許可									○	保健所
26 法第 18 条ただし書の規定による病院等の専属薬剤師の設置免除の許可					○					
27 法第 23 条の 2 の規定による施設人員の増員又は業務の停止の命令					○					
28 法第 24 条第 1 項の規定による病院等の施設の使用制限等の命令					○					
29 法第 25 条第 1 項の規定による病院等に対して報告の徴収及び立入検査										
(1) 病院に係るもの								○		保健所
(2) 診療所及び助産所に係るもの									○	保健所
30 法第 25 条第 2 項の規定による帳簿等書類の提出命令										
(1) 病院に係るもの								○		保健所
(2) 診療所及び助産所に係るもの									○	保健所
31 法第 25 条の 2 の規定による通知の受理					○					
32 法第 26 条第 1 項の規定による医療監視員任命					○					
33 法第 27 条の規定による病院等の使用前の検査及び許可証の交付										
(1) 病院に係るもの								○		保健所
(2) 診療所及び助産所に係るもの									○	保健所
34 法第 27 条の 2 第 1 項の規定による病院又は診療所への許可に付された条件に従うべきことの勧告				○						
35 法第 27 条の 2 第 2 項の規定による病院又は診療所への勧告に係る措置をとるべきことの命令				○						
36 法第 27 条の 2 第 3 項の規定による病院又は診療所が命令に従わない旨の公表				○						
37 法第 28 条の規定による病院等の管理者の変更命令				○						
38 法第 29 条第 1 項の規定による病院等の開設許可の取消し及び閉鎖命令				○						
39 法第 29 条第 2 項の規定による業務を開始しない場合の許可の取消し				○						

40	法第 29 条第 3 項の規定による地域医療支援病院の名称承認の取消し				○														
41	法第 30 条の規定による行政手続法に基づく弁明の機会の付与				○														
42	法第 42 条の 2 第 1 項の規定による医療法人の認定				○														
43	法第 42 条の 3 第 1 項の規定による実施計画の認定				○														
44	法第 44 条第 3 項の規定による名称等の設置及び法第 46 条の 5 の 3 第 2 項の規定による一時役員の選任					○													
45	法第 45 条の規定による医療法人の設立の認可					○													
46	法第 46 条の 5 第 1 項ただし書の規定による医療法人の理事の認可						○												
47	法第 46 条の 6 第 1 項ただし書の規定による理事長の選出認可						○												
48	法第 46 条の 8 第 1 項第 4 号の規定による監事からの報告の受理							○											
49	法第 46 条の 5 第 6 項ただし書の規定による管理者の一部を理事に加えないことの認可								○										
50	法第 54 条の 9 第 3 項の規定による定款及び寄附行為の変更認可									○									
51	法第 54 条の 9 第 5 項の規定による定款及び寄附行為の変更届の受理										○								
52	法第 51 条の規定による報告書等の受理											○							
53	法第 54 条の 9 の規定による定款又は寄附行為の変更の認可（法第 70 条の 18 第 1 項において準用する場合を含む。）												○						
54	法第 54 条の 9 第 5 項の規定による定款及び寄附行為の変更届の受理（法第 70 条の 18 第 1 項において準用する場合を含む。）													○					
55	法第 55 条第 6 項の規定による医療法人の解散の認可（法第 70 条の 15 において準用する場合を含む。）														○				
56	法第 55 条第 8 項の規定による医療法人の解散届出の受理（法第 70 条の 15 において準用する場合を含む。）															○			
57	法第 56 条の 6 及び第 56 条の 11 の規定による清算人が行う届出の受理（法第 70 条の 15 において準用する場合を含む。）																○		
58	法第 56 条の 12 の規定による意見書の作成又は調査の実施（法第 70 条の 15 において準用する場合を含む。）																	○	
59	法第 57 条第 4 項の規定による医療法人の合併の認可																		○
60	法第 60 条の 3 第 4 項及び第 61 条の 3 の規定による医療法人の分割の認可																		○
61	法第 63 条第 1 項の規定による医療法人の業務及び会計の状況報告の徴収及び立入検査（法第 70 条の 20 において準用する場合を含む。）																		○
62	法第 64 条第 1 項の規定による医療法人に対する措置命令（法第 70 条の 20 において準用する場合を含む。）																		○

63	法第 64 条第 2 項の規定による医療法人の業務の停止命令又は役員了解任勧告（法第 70 条の 20 において準用する場合を含む。）				○																
64	法第 64 条の 2 第 1 項の規定による社会医療法人の業務の停止命令				○																
65	法第 65 条の規定による医療法人設立認可の取消し				○																
66	法第 66 条第 1 項の規定による医療法人設立認可の取消し				○																
67	法第 66 条の 3 第 1 項の規定による監督都道府県に対する意見の受理				○																
68	法第 67 条第 1 項の規定による弁明の機会の付与（法第 70 条の 23 において準用する場合を含む。）				○																
69	法第 70 条の 2 第 5 項の規定による医療連携推進区域の属する都道府県との協議				○																
70	法第 70 条の 2 第 5 項の規定による一般社団法人への通知					○															
71	法第 70 条の 3 第 1 項の規定による一般社団法人の医療連携推進認定					○															
72	法第 70 条の 6 の規定による医療連携推進認定をした旨の公示					○															
73	法第 70 条の 8 第 3 項の規定による医療連携推進業務の実施に支障のないことの確認					○															
74	法第 70 条の 19 第 1 項の規定による代表理事の選定及び解職の認可					○															
75	法第 70 条の 21 第 1 項の規定による医療連携推進認定の取消					○															
76	法第 70 条の 21 第 2 項の規定による医療連携推進認定の取消					○															
77	法第 70 条の 21 第 4 項の規定による医療連携推進認定を取り消した旨の公示					○															
78	法第 70 条の 21 第 6 項の規定による地域医療連携推進法人の名称の変更の登記の囑託					○															
79	医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 3 条の 3 の規定による診療所の病床設置届の受理					○															
80	政令第 4 条第 1 項の規定による開設者の住所、氏名等の変更届の受理																			○	保健所
81	政令第 4 条第 2 項の規定による病床数等変更届の受理																			○	
82	政令第 4 条第 3 項の規定による診療所等変更届の受理																			○	保健所
83	政令第 4 条の 2 第 1 項の規定による病院等開設届の受理																			○	保健所
84	政令第 4 条の 2 第 2 項の規定による病院等変更届の受理																			○	保健所
85	政令第 4 条の 4 の規定による行政処分に関する通知の受理																			○	
86	政令第 4 条の 8 第 2 項の規定による病院報告の受理																			○	保健所
87	政令第 4 条の 8 第 3 項の規定による病院報告の受理																			○	

		88	政令第4条の8第5項の規定による病院報告の送付					○											
		89	政令第5条の5の4第1項の規定による実施計画の変更の認定					○											
		90	政令第5条の5の4第3項の規定による変更届の受理					○											
		91	政令第5条の5の5の規定による実施状況等の受理					○											
		92	政令第5条の5の6の規定による実施計画の認定取消し					○											
		93	政令第5条の11第1項の規定による医療法人台帳の記載						○										
		94	政令第5条の11第2項の規定による医療法人移転に関する通知						○										
		95	政令第5条の12の規定による登記完了届の受理						○										
		96	政令第5条の13の規定による役員変更の届出						○										
		97	医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の25の規定による事故通報の受理															○	保健所
3	医師法（昭和23年法律第201号）の施行に関する事務	1	法第6条第3項の規定による医師の氏名、住所等の届出書の進達						○										
		2	法第7条第6項の規定による弁明を聴取する職員の指定						○										
		3	法第7条第8項の規定による意見書の作成						○										
		4	法第7条第12項の規定による処分を受ける者に対する弁明の通知						○										
		5	医師法施行令（昭和28年政令第382号）第3条の規定による医師の免許の申請書の進達						○										
		6	政令第5条第2項の規定による登録事項の変更に伴う医籍の訂正の申請書の進達						○										
		7	政令第6条の規定による医籍の登録のまつ消の申請書の進達						○										
		8	政令第8条第2項の規定による医師免許証の書換え交付の申請書の進達						○										
		9	政令第9条第2項の規定による医師免許証の再交付の申請書の進達						○										
		10	政令第9条第5項及び第10条の規定による医師免許証の返納の進達						○										
4	歯科医師法（昭和23年法律第202号）の施行に関する事務	1	法第6条第3項の規定による歯科医師の氏名、住所等の届出書の進達						○										
		2	法第7条第6項の規定による弁明を聴取する職員の指定						○										
		3	法第7条第8項の規定による意見書の作成						○										
		4	法第7条第12項の規定による処分を受ける者に対する弁明の通知						○										
		5	歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）第3条の規定による歯科医師の免許の申請書の進達						○										
		6	政令第4条第2項の規定による登録事項の変更に伴う歯科医籍の訂正の申請書の進達						○										

		7 政令第 6 条の規定による歯科医籍の登録まつ消の申請書の進達																			○		
		8 政令第 8 条第 2 項の規定による歯科医師免許証の書換え交付の申請書の進達																				○	
		9 政令第 9 条第 2 項の規定による歯科医師免許証の再交付の申請書の進達																				○	
		10 政令第 9 条第 5 項及び第 10 条の規定による歯科医師免許証の返納の進達																				○	
		11 歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）附則第 24 条の規定による歯科医籍の訂正の申請書の進達																				○	
5	診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）の施行に関する事務	1 法第 9 条第 2 項の規定による厚生労働大臣に対する具申																				○	
		2 法第 28 条第 2 項の規定による照射録の検査等																					
		(1) 病院に係るもの																					○
		(2) 診療所に係るもの																					○
		3 診療放射線技師法施行令（昭和 28 年政令第 385 号）第 1 条の 2、第 1 条の 4 第 2 項、第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 4 条第 1 項の規定による申請書の進達																					○
		4 政令第 7 条第 1 項の規定による学校養成所の指定																					○
		5 政令第 7 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告																					○
	6 政令第 9 条第 1 項の規定による学校養成所の変更承認																					○	
6	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和 58 年法律第 83 号）附則第 5 条第 6 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）の施行に関する事務	1 法第 8 条第 2 項の規定による免許証の再交付																				○	
		2 法第 8 条第 3 項及び第 11 条第 1 項の規定による免許証の返納の受理																				○	
		3 法第 9 条第 1 項の規定による免許証の取消し及び同条第 2 項の規定による免許の取消し及び業務の停止命令																				○	
		4 法第 9 条第 4 項の規定による再免許																				○	
		5 診療放射線技師及びエックス線技師法施行令の一部を改正する政令（昭和 59 年政令第 286 号）附則第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及びエックス線技師法施行令（昭和 28 年政令第 385 号）第 2 条の規定による登録の消除																					○
7	臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）の施行に関する事務	1 法第 8 条第 2 項の規定による免許証の取消し等に係る厚生労働大臣に対する具申																				○	
		2 法第 20 条の 3 の規定による衛生検査所の登録等																				○	
		3 法第 20 条の 4 第 1 項の規定による衛生検査所の登録業務の変更																				○	
		4 法第 20 条の 4 第 3 項の規定による衛生検査所の登録事項の変更及び休廃止等の届出																				○	
		5 法第 20 条の 5 の規定による衛生検査所への報告の徴収及び立入検査																				○	
		6 法第 20 条の 6 の規定による衛生検査所に対する指示																				○	

		7	法第 20 条の 7 の規定による衛生検査所の登録の取消し等					○											
		8	臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号）第 1 条、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定による申請書の進達						○										
		9	政令第 6 条第 5 項並びに第 7 条の規定による免許証の返納の進達						○										
		10	政令第 10 条第 1 項の規定による学校養成所の指定					○											
		11	政令第 10 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告					○											
		12	政令第 12 条第 1 項の規定による学校養成所の変更承認					○											
		13	政令第 12 条第 2 項の規定による学校養成所の変更届出の受理					○											
		14	政令第 12 条第 3 項の規定による厚生労働大臣への報告					○											
		15	政令第 13 条第 1 項の規定による学校養成所の事業報告の受理					○											
		16	政令第 13 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告					○											
		17	政令第 14 条の規定による学校養成所に対する報告徴収及び指示					○											
		18	政令第 15 条第 1 項の規定による学校養成所の指定取消					○											
		19	政令第 15 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告					○											
		20	臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第 13 条の規定による登録証明書の交付						○										
		21	省令第 14 条第 2 項の規定による登録の変更及び登録証明書の交付						○										
		22	省令第 17 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定による検体検査用放射性同位元素の備付けの届出受理						○										
		23	省令第 18 条の規定による登録証明書の書換え交付						○										
		24	省令第 19 条第 1 項の規定による登録証明書の再交付						○										
		25	省令第 19 条第 3 項及び第 20 条の規定による登録証明書の返納の受理						○										
8	歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）の施行に関する事務	1	歯科衛生士法施行令（平成 3 年政令第 226 号）第 2 条第 1 項の規定による学校養成所の指定					○											
		2	政令第 2 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告						○										
		3	政令第 4 条第 1 項の規定による学校養成所の変更承認					○											
		4	政令第 4 条第 2 項の規定による学校養成所の変更届出の受理						○										
		5	政令第 4 条第 3 項の規定による厚生労働大臣への報告						○										
		6	政令第 5 条第 1 項の規定による学校養成所の事業報告の受理						○										
		7	政令第 5 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告						○										

		働大臣への報告																		
		8 政令第 6 条の規定による学校養成所に対する報告の要求又は検査						○												
		9 政令第 7 条の規定による学校養成所への指示						○												
		10 政令第 8 条第 1 項の規定による学校養成所の指定取消						○												
		11 政令第 8 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告						○												
9	歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）の施行に関する事務	1 歯科技工士法施行令（昭和 30 年政令第 228 号）第 1 条の規定による免許申請書の進達								○										
		2 政令第 3 条の規定による登録事項の変更申請書の進達								○										
		3 政令第 4 条の規定による登録の消除申請書の進達								○										
		4 政令第 5 条の規定による免許証の書換交付申請書の進達								○										
		5 政令第 6 条第 2 項の規定による免許証の再交付申請書の進達								○										
		6 政令第 6 条第 5 項及び第 7 条の規定による免許証の返納の進達								○										
10	理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）の施行に関する事務	1 法第 7 条第 2 項の規定による免許の取消し等に係る厚生労働大臣に対する具申								○										
		2 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和 40 年政令第 327 号）第 1 条の規定による免許申請書の進達								○										
		3 政令第 3 条第 2 項の規定による名簿の訂正申請書の進達								○										
		4 政令第 4 条の規定による登録の消除申請書の進達								○										
		5 政令第 5 条第 2 項の規定による免許証の書換交付申請書の進達								○										
		6 政令第 6 条第 2 項の規定による免許証の再交付申請書の進達								○										
		7 政令第 6 条第 5 項及び第 7 条の規定による免許証の返納の進達								○										
		8 政令第 9 条第 1 項の規定による学校養成施設の指定						○												
		9 政令第 9 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告								○										
		10 政令第 11 条第 1 項の規定による学校養成施設の変更承認						○												
		11 政令第 11 条第 2 項の規定による学校養成施設の変更届出の受理								○										
		12 政令第 11 条第 3 項の規定による厚生労働大臣への報告								○										
		13 政令第 12 条第 1 項の規定による学校養成施設の事業報告の受理								○										
		14 政令第 12 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告								○										
		15 政令第 13 条の規定による学校養成施設に対する報告徴収及び指示								○										
		16 政令第 14 条第 1 項の規定による学校養成施設の指定取消								○										



		17 政令第 14 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告								○													
11	視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）の施行に関する事務	1 法第 8 条第 2 項の規定による免許の取消し等に係る厚生労働大臣に対する具申								○													
		2 視能訓練士法施行令（昭和 46 年政令第 246 号）第 1 条の規定による免許申請書の進達									○												
		3 政令第 3 条第 2 項の規定による名簿の訂正申請書の進達										○											
		4 政令第 4 条の規定による登録の消除申請書の進達										○											
		5 政令第 5 条第 2 項の規定による免許証の書換交付申請書の進達										○											
		6 政令第 6 条第 2 項の規定による免許証の再交付申請書の進達										○											
		7 政令第 6 条第 5 項及び第 7 条の規定による視能訓練士免許証の返納の進達										○											
		8 政令第 10 条第 1 項の規定による学校養成所の指定									○												
		9 政令第 10 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告										○											
		10 政令第 12 条第 1 項の規定による学校養成所の変更承認									○												
		11 政令第 12 条第 2 項の規定による学校養成所の変更届出の受理										○											
		12 政令第 12 条第 3 項の規定による厚生労働大臣への報告										○											
		13 政令第 13 条第 1 項の規定による学校養成所の事業報告の受理										○											
		14 政令第 13 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告										○											
		15 政令第 14 条の規定による学校養成所に対する報告徴収及び指示										○											
		16 政令第 15 条第 1 項の規定による学校養成所の指定取消										○											
		17 政令第 15 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告										○											
12	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）の施行に関する事務	1 法第 8 条第 1 項の規定による施術者に対する指示（法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）																		○	保健所		
		2 法第 9 条の 2 第 1 項の規定による施術所開設の届出の受理（法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）																			○	保健所	
		3 法第 9 条の 2 第 1 項の規定による届出事項の変更の届出の受理（法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）																				○	保健所
		4 法第 9 条の 2 第 2 項の規定による施術所の休止及び廃止の届出の受理及び再開の届出の受理（法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）																				○	保健所
		5 法第 9 条の 4 の規定による出張業務開始届出の受理																				○	保健所
		6 法第 10 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）																				○	保健所
		7 法第 11 条第 2 項の規定による施術所の使用制限、禁止、改善及び措置命令																				○	保健所

	(法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)													
	8 法第 12 条の 3 の規定による業務の停止及び禁止				○									
	9 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成 4 年政令第 301 号）第 1 条第 1 項の規定による学校養成施設の認定				○									
	10 政令第 1 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告					○								
	11 政令第 3 条第 1 項の規定による学校養成施設の変更承認				○									
	12 政令第 3 条第 2 項の規定による学校養成施設の変更届出の受理					○								
	13 政令第 3 条第 3 項の規定による厚生労働大臣への報告					○								
	14 政令第 4 条第 1 項の規定による学校養成施設の事業報告の受理					○								
	15 政令第 4 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告					○								
	16 政令第 5 条の規定による学校養成施設に対する報告徴収及び指示					○								
	17 政令第 6 条第 1 項の規定による学校養成施設の認定取消					○								
	18 政令第 6 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告					○								
13	柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）の施行に関する事務	1	法第 18 条第 1 項の規定による柔道整復師に対する指示									○	保健所	
2		法第 19 条第 1 項の規定による施術所開設の届出の受理										○	保健所	
3		法第 19 条第 1 項の規定による届出事項の変更の届出の受理										○	保健所	
4		法第 19 条第 2 項の規定による施術所の休止、廃止及び再開の届出の受理										○	保健所	
5		法第 21 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査										○	保健所	
6		法第 22 条の規定による施術所の使用制限、禁止、改善及び措置命令										○	保健所	
7		柔道整復師法施行令（平成 4 年政令第 302 号）第 2 条第 1 項の規定による学校養成施設の指定					○							
8		政令第 2 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告						○						
9		政令第 4 条第 1 項の規定による学校養成施設の変更承認						○						
10		政令第 4 条第 2 項の規定による学校養成施設の変更届出の受理						○						
11		政令第 4 条第 3 項の規定による厚生労働大臣への報告						○						
12		政令第 5 条第 1 項の規定による学校養成施設の事業報告の受理						○						
13		政令第 5 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告						○						
14		政令第 6 条の規定による学校養成施設に対する報告徴収及び指示						○						
15		政令第 7 条第 1 項の規定による学校養成施設						○						

		成施設の指定取消																			
		16 政令第 7 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告					○														
14	臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）の施行に関する事務	1 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和 63 年文部省・厚生省令第 2 号）第 2 条の規定による養成所の指定				○															
		2 省令第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による養成所の変更承認				○															
		3 省令第 3 条第 3 項の規定による養成所の変更届出の受理				○															
		4 省令第 5 条の規定による養成所の事業報告の受理				○															
		5 省令第 6 条の規定による養成所に対する報告徴収及び指示				○															
		6 省令第 7 条及び第 8 条の規定による養成所の指定取消				○															
15	義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）の施行に関する事務	1 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和 63 年文部省・厚生省令第 3 号）第 2 条の規定による養成所の指定				○															
		2 省令第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による養成所の変更承認				○															
		3 省令第 3 条第 3 項の規定による養成所の変更届出の受理				○															
		4 省令第 5 条の規定による養成所の事業報告の受理				○															
		5 省令第 6 条の規定による養成所に対する報告徴収及び指示				○															
		6 省令第 7 条及び第 8 条の規定による養成所の指定取消				○															
16	救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）の施行に関する事務	1 救急救命士学校養成所指定規則（平成 3 年文部省・厚生省令第 2 号）第 2 条の規定による養成所の指定				○															
		2 省令第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による養成所の変更承認				○															
		3 省令第 3 条第 3 項の規定による養成所の変更届出の受理				○															
		4 省令第 5 条の規定による養成所の事業報告の受理				○															
		5 省令第 6 条の規定による養成所に対する報告徴収及び指示				○															
		6 省令第 7 条及び第 8 条の規定による養成所の指定取消				○															
17	言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）の施行に関する事務	1 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成 10 年文部省・厚生省令第 2 号）第 2 条の規定による養成所の指定				○															
		2 省令第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による養成所の変更承認				○															
		3 省令第 3 条第 3 項の規定による養成所の変更届出の受理				○															
		4 省令第 5 条の規定による養成所の事業報告の受理				○															
		5 省令第 6 条の規定による養成所に対する報告徴収及び指示				○															
		6 省令第 7 条及び第 8 条の規定による養成所の指定取消				○															
18	保健師助産師	1 法第 12 条の規定による准看護師免許																		○	保健所

看護師法（昭和23年法律第203号）の施行に関する事務	の付与及び免許証の交付																					
	2 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第1条の3第1項の規定による免許の申請書の進達										○											
	3 政令第3条第5項の規定による登録事項の変更申請書の進達																					
	(1) 他都道府県で登録された准看護師免許に係るもの											○									保健所	
	(2) (1)以外のもの										○											
	4 政令第4条第2項の規定による准看護師籍の抹消																					
	(1) 他都道府県在住者に係るもの											○										
	(2) (1)以外のもの												○									保健所
	5 政令第4条第3項の規定による登録の抹消申請書の進達																					
	(1) 他都道府県で登録された准看護師免許に係るもの												○									保健所
	(2) (1)以外のもの											○										
	6 政令第5条第1項の規定による死亡等の場合の准看護師籍の登録の抹消																					
	(1) 他都道府県在住者に係るもの												○									
	(2) (1)以外のもの													○								保健所
	7 政令第5条第2項の規定による死亡等の場合の登録の抹消申請書の進達																					
	(1) 他都道府県で登録された准看護師免許に係るもの													○								保健所
	(2) (1)以外のもの												○									
	8 政令第6条第2項の規定による准看護師の免許証の書換え交付																					
	(1) 他都道府県在住者に係るもの												○									
(2) (1)以外のもの													○								保健所	
9 政令第6条第4項の規定による免許証の書換え交付申請書の進達																						
(1) 他都道府県で登録された准看護師免許に係るもの													○								保健所	
(2) (1)以外のもの												○										
10 政令第7条第2項の規定による准看護師の免許証の再交付																						
(1) 他都道府県在住者に係るもの												○										
(2) (1)以外のもの													○								保健所	
11 政令第7条第5項の規定による准看護師の亡失免許証の返納の受理																						
(1) 他都道府県在住者に係るもの												○										
(2) (1)以外のもの													○								保健所	
12 政令第7条第6項の規定による免許証の再交付申請書及び亡失免許証の返納の進達																						
(1) 他都道府県で登録された准看護師免許に係るもの													○								保健所	
(2) (1)以外のもの												○										
13 政令第8条第2項及び第4項の規定による准看護師の免許証の返納の受理																						

		(1) 他都道府県在住者に係るもの									○												
		(2) (1)以外のもの																			保健所		
		14 政令第 8 条第 5 項の規定による免許証の返納の進達																					
		(1) 他都道府県で登録された准看護師免許に係るもの																				保健所	
		(2) (1)以外のもの																					
		15 政令附則第 3 項の規定による保健師免状及び看護師免状の返納の受理																					
		16 政令附則第 4 項の規定による保健師免状及び看護師免状の返納の進達																					
		17 政令附則第 6 項の規定による保健師籍助産師名簿及び看護師籍の登録のまつ消																					
		18 保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）附則第 6 項の規定による免許の申請書の進達																					
19	廃止前の三重県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則（昭和 55 年三重県規則第 14 号）の施行に関する事務	1 規則第 7 条において準用する三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則（昭和 37 年三重県規則第 89 号の 2。第 3 号において「看護師等貸与規則」という。）第 9 条の規定による返還明細書の受理																					○
		2 規則第 16 条の規定による修学資金の返還免除の諾否の通知																					○
		3 規則第 7 条において準用する看護師等貸与規則第 20 条の規定による届出の受理																					○
20	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）の施行に関する事務	1 法第 89 条第 1 項及び第 2 項の規定による医療法人への組織変更の認可																					○
		2 法第 90 条第 1 項の規定による社会医療法人の認定																					○
21	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）の施行に関する事務	1 法第 7 条、第 8 条第 2 項、第 88 条第 1 項、第 108 条第 1 項及び第 112 条第 1 項の規定による法人の定款の制定及び変更並びに解散の認可申請等の総務大臣への申請	○																				
		2 法第 13 条の 2 の規定による監事が役員（監事を除く）の不正行為等を認めた場合の報告の受理																					○
		3 法第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定による法人の理事長及び監事の任命及び解任	○																				
		4 法第 14 条第 5 項及び第 17 条第 4 項の規定による副理事長又は理事を任命及び解任したときの届出の受理																					○
		5 法第 22 条第 1 項の規定による法人の業務方法書の認可																					○
		6 法第 23 条第 1 項の規定による法人の料金の上限の認可																					○
		7 法第 25 条第 1 項の規定による法人の中期目標の制定又は変更及び法人に対する指示	○																				
		8 法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定による法人の中期計画の認可及び変更命令																					○
		9 法第 27 条第 1 項の規定による法人の年度計画の届出の受理																					○
		10 法第 28 条第 1 項及び第 5 項の規定による法人の業務実績等の評価及び法人へ																					○

		の通知並びに評価結果の議会への報告																					
		11 法第 28 条第 2 項の規定による業務実績報告書の受理				○																	
		12 法第 30 条第 1 項及び第 79 条の 2 第 1 項の規定による法人の中期目標の期間の終了時における検討及びその結果に基づく措置		○																			
		13 法第 34 条第 1 項の規定による法人の財務諸表等の受理及び承認				○																	
		14 法第 36 条及び第 39 条の規定による法人の会計監査人の選任及び解任				○																	
		15 法第 40 条第 3 項及び第 4 項の規定による法人の剰余金及び積立金の処理の承認				○																	
		16 法第 41 条第 1 項及び第 2 項による法人の短期借入金及び借換えの認可				○																	
		17 法第 42 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による出資等に係る不要財産の処分		○																			
		18 法第 44 条第 1 項の規定による法人の条例で定める重要な財産の譲渡又は担保の提供の認可		○																			
		19 法第 45 条の規定による法人の会計に関する事項についての規程の届出の受理				○																	
		20 法第 48 条第 2 項及び法第 49 条第 1 項の規定による法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の届出の受理及び評価委員会への通知				○																	
		21 法第 51 条第 2 項及び法第 57 条第 2 項の規定による法人職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給基準の届出の受理				○																	
		22 法第 52 条第 1 項の規定による法人職員の勤務時間等の規程の届出の受理				○																	
		23 法第 54 条第 1 項及び第 2 項の規定による法人の常勤職員の報告の受理及び議会への報告				○																	
		24 法第 56 条の 3 第 3 項の規定による再就職者による法令等違反行為の届出及び措置内容の報告の受理				○																	
		25 法第 78 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による評価結果の報告の受理及び議会への報告		○																			
		26 法第 94 条及び法第 99 条の規定による精算人からの届出の受理		○																			
		27 法第 121 条第 1 項の規定による法人に対する報告の徴収及び立入検査				○																	
		28 法第 122 条第 1 項の規定による法人に対する違法行為等の是正命令		○																			
		29 法第 122 条第 2 項の規定による法人に対する違法行為等の是正措置に係る報告の受理				○																	
22	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の施行に関する事務	1 法第 17 条第 1 項の規定による組合の設立の認可				○																	
		2 法第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定による組合の設立の認可に係る市町村長及び都道府県知事の意見の聴取（法第 27 条第 3 項及び 4 項において準用する場合を含む。）				○																	

3	法第 24 条の 4 の規定による仮理事の選任（法第 86 条において準用する場合を含む。）				○									
4	法第 25 条第 1 項の規定による組合の理事の専決処分に対する指揮（法第 86 条において準用する場合を含む。）				○									
5	法第 27 条第 2 項の規定による組合会の議決事項の認可（法第 86 条において準用する場合を含む。）				○									
6	法第 27 条第 4 項の規定による届出の受理（法第 86 条において準用する場合を含む。）				○									
7	法第 32 条第 2 項の規定による組合の解散の認可（法第 86 条において準用する場合を含む。）				○									
8	法第 32 条の 2 第 2 項の規定による解散した組合の財産処分に係る許可				○									
9	法第 32 条の 7 の規定による届出の受理				○									
10	法第 32 条の 12 の規定による届出の受理				○									
11	法第 35 条において、政令に委任して行う組合の管理、財産の保管その他組合に関して必要な事項				○									
12	法第 45 条第 3 項の規定による契約により定める療養の給付に要する費用の額の認可				○									
13	法第 45 条の 2 第 1 項の規定による保険医療機関等に対する報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び検査の実施				○									
14	法第 45 条の 2 第 5 項の規定による処分に関する厚生労働大臣への通知				○									
15	法第 54 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定訪問看護事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び検査の実施				○									
16	法第 54 条の 2 の 3 第 3 項の規定による処分に関する厚生労働大臣への通知				○									
17	法第 82 条の 2 第 1 項の都道府県国民健康保険運営方針の作成及び変更			○										
18	法第 80 条第 1 項の規定による保険料の滞納処分に係る認可				○									
19	法第 84 条第 1 項の規定による国民健康保険団体連合会の設立の認可				○									
20	法第 88 条第 1 項の規定による診療報酬審査委員の数の決定				○									
21	法第 88 条第 2 項の規定による診療報酬審査委員の委嘱				○									
22	法第 89 条第 1 項の規定による審査委員会の権限の行使に係る承認				○									
23	法第 106 条第 1 項の規定による保険者及び連合会に対する報告の徴収及び検査				○									
24	法第 107 条の規定による事業状況の報告の受理				○									
25	法第 108 条第 1 項の規定による違反の是正及び改善の措置命令				○									
26	法第 108 条第 2 項の規定による役員の改任命令				○									

		27 法第 108 条第 3 項の規定による役員の改任							○									
		28 法第 108 条第 4 項及び第 5 項の規定による組合及び連合会の解散の命令						○										
		29 法第 114 条の規定による医師等に対する報告等の命令及び質問の実施						○										
		30 国民健康保険法施行法（昭和 33 年法律第 193 号）第 3 条第 2 項の規定による被保険者としなないことの承認						○										
		31 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 7 条の規定による設立の認可及び規約の変更の認可の告示（政令第 26 条において準用する場合を含む。）						○										
		32 政令第 23 条第 2 項の規定による事業報告及び決算の届出の受理（政令第 26 条において準用する場合を含む。）						○										
		33 政令第 25 条の規定による組合の解散の告示（政令第 26 条において準用する場合を含む。）						○										
		34 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 23 条の規定による役員の変更の届出の受理（省令第 36 条において準用する場合を含む。）						○										
		35 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）第 3 条の規定による市町に対する措置の勧告						○										
23	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の施行に関する事務	1 第 9 条第 1 項の規定による医療費適正化計画の策定						○										
		2 第 11 条第 1 項の規定による進捗状況の公表						○										
		3 第 11 条第 2 項の規定による進捗状況の調査及び公表						○										
		4 第 11 条第 3 項の規定による厚生労働大臣への報告						○										
		5 第 12 条第 1 項の規定による実績の評価						○										
		6 第 12 条第 2 項の規定による実績の公表及び厚生労働大臣への報告						○										
		7 第 44 条第 4 項の規定による滞納処分						○										
		8 第 61 条第 1 項の規定による医師等に対する報告の徴収						○										
		9 第 61 条第 2 項の規定による被保険者等に対する報告の徴収						○										
		10 第 66 条第 1 項の規定による保険医療機関等及び保険医等の指導（第 74 条第 10 項、第 75 条第 7 項、第 76 条第 6 項及び第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。）						○										
		11 第 70 条第 2 項の規定による診療報酬の額の認可（第 74 条第 10 項、第 75 条第 7 項、第 76 条第 6 項及び第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。）						○										
		12 第 72 条第 1 項の規定による保険医療機関等に対する報告の徴収及び立入検査（第 74 条第 10 項、第 75 条第 7 項、第 76 条第 6 項及び第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。）						○										



		13 第 80 条の規定による指定訪問看護事業者等に対する指導							○									
		14 第 81 条第 1 項の規定による指定訪問看護事業者等に対する報告の徴収及び立入検査							○									
		15 第 81 条第 3 項の規定による厚生労働大臣への通知							○									
		16 第 133 条第 2 項の規定による三重県後期高齢者医療広域連合の協議に対する承認						○										
		17 第 134 条第 1 項の規定による三重県後期高齢者医療広域連合及び市町村に対する報告の徴収及び立入検査							○									
		18 第 134 条第 2 項の規定による保険者に対する報告の徴収及び立入検査							○									
		19 第 152 条第 1 項の規定による支払基金等に対する報告の徴収及び立入検査							○									
		20 第 152 条第 3 項の規定による厚生労働大臣への通知							○									
24	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例（平成23年三重県条例第2号）の施行に関する事務	条例第2条の規定による評価委員会への意見聴取							○									

医療保健部 地域医療推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分								地域機関の名称		
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁			地域機関					
					部長	次長	課長	班長	所長	室長			課長
1	救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）の施行に関する事務	1 省令第1条第1項の規定による申出の受理							○				
		2 省令第1条第1項の規定による認定							○				
		3 省令第2条第1項及び第2項の規定による告示							○				
2	三重県医師修学資金返還免除に関する条例（平成16年三重県条例第1号）の施行に関する事務	1 条例第2条の規定による修学資金の返還の当然免除							○				
		2 条例第3条の規定による修学資金の返還の裁量免除							○				
3	三重県医師修学資金貸与規則（平成16年三重県規則第11号）の施行に関する事務	1 規則第7条の規定による修学資金の貸与申請書の受理							○				
		2 規則第8条の規定による修学資金の貸与の決定及び通知							○				
		3 規則第9条の規定による修学資金の借用証書の受理							○				
		4 規則第10条の規定による修学資金の貸与の取消し及び一時保留							○				
		5 規則第11条の規定による修学資金の返還及び利息の支払の免除申請書の受理							○				
		6 規則第12条の規定による修学資金の返還免除の諾否の通知							○				

		7	規則第 13 条の 3 の規定による医学に関する修学のための中断期間等承認申請書の受理								○							
		8	規則第 13 条の 4 の規定による中断期間等の承認に係る諾否の通知								○							
		9	規則第 16 条の規定による修学資金の返還猶予申請書の受理								○							
		10	規則第 17 条の規定による修学資金返還猶予の諾否の通知								○							
		11	規則第 18 条の規定による届出書の受理								○							
		12	規則第 19 条の規定による後期臨床研修プログラム承認申請書の受理								○							
		13	規則第 20 条の規定による後期臨床研修プログラムの承認に係る諾否の通知								○							
4	三重県臨床研修医研修資金返還免除に関する条例（平成 22 年三重県条例第 46 号）の施行に関する事務	1	条例第 3 条の規定による臨床研修資金の返還の当然免除								○							
2		条例第 4 条の規定による臨床研修資金の返還の裁量免除									○							
5	三重県臨床研修医研修資金貸与規則（平成 22 年三重県規則第 46 号）の施行に関する事務	1	規則第 12 条の規定による臨床研修資金の貸与の取消し及び一時保留								○							
		2	規則第 13 条の規定による臨床研修資金の返還及び利息の支払の免除申請書の受理								○							
		3	規則第 14 条の規定による臨床研修資金の返還免除の諾否の通知									○						
		4	規則第 18 条の規定による臨床研修資金の返還猶予申請書の受理									○						
		5	規則第 19 条の規定による臨床研修資金返還猶予の諾否の通知									○						
		6	規則第 20 条の規定による届出書の受理									○						
6	三重県専門研修医研修資金返還免除に関する条例（平成 22 年三重県条例第 47 号）の施行に関する事務	1	条例第 3 条の規定による専門研修資金の返還の当然免除								○							
		2	条例第 4 条の規定による専門研修資金の返還の裁量免除								○							
7	三重県専門研修医研修資金貸与規則（平成 22 年三重県規則第 47 号）の施行に関する事務	1	規則第 11 条の規定による専門研修資金の借用証書の受理								○							
		2	規則第 12 条の規定による専門研修資金の貸与の取消し及び一時保留								○							
		3	規則第 13 条の規定による専門研修資金の返還及び利息の支払の免除申請書の受理									○						
		4	規則第 14 条の規定による専門研修資金の返還免除の諾否の通知									○						
		5	規則第 18 条の規定による専門研修資金の返還猶予申請書の受理									○						
		6	規則第 19 条の規定による専門研修資金返還猶予の諾否の通知									○						
		7	規則第 20 条の規定による届出書の受理									○						

8	保健師助産師看護師法の施行に関する事務	1	法第 14 条第 2 項の規定による准看護師免許の取消し及び業務の停止命令				○																				
		2	法第 14 条第 3 項の規定による再免許の付与				○																				
		3	法第 15 条の 2 第 2 項の規定による准看護師再教育研修の受講命令				○																				
		4	法第 15 条の 2 第 5 項の規定による准看護師再教育研修修了登録証の交付							○																	保健所
		5	法第 18 条の規定による准看護師試験の実施						○																		
		6	法第 22 条第 4 号の規定による受験資格の適格承認						○																		
		7	法第 33 条の規定による届出の受理						○																		
		8	保健師助産師看護師法施行令第 9 条の規定による准看護師の行政処分に関する通知						○																		
		9	政令第 11 条第 1 項の規定による学校養成所の指定						○																		
		10	政令第 11 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告						○																		
		11	政令第 13 条第 1 項の規定による学校養成所の変更承認						○																		
		12	政令第 13 条第 2 項の規定による学校養成所の変更届出の受理						○																		
		13	政令第 13 条第 3 項の規定による厚生労働大臣への報告						○																		
		14	政令第 14 条第 1 項の規定による学校養成所の事業報告の受理						○																		
		15	政令第 14 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告						○																		
		16	政令第 15 条の規定による学校養成所に対する報告徴収及び指示						○																		
		17	政令第 16 条第 1 項の規定による学校養成所の指定取消						○																		
		18	政令第 16 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告						○																		
		19	政令第 19 条の規定による准看護師養成所の指定並びに政令第 20 条において準用する政令第 13 条の規定による変更の承認及び届出の受理						○																		
		20	政令第 20 条において準用する政令第 15 条第 2 項の規定による教育方法、施設等に係る指示						○																		
		21	政令第 20 条において準用する政令第 16 条の規定による准看護師養成所の指定取消						○																		
		22	政令第 20 条において準用する政令第 17 条の規定による准看護師養成所の指定取消						○																		
		23	保健師助産師看護師法施行規則第 27 条の規定による准看護師試験の受験願書の受理						○																		
		24	省令第 29 条の規定による准看護師試験の合格証書の交付						○																		
		25	省令第 30 条の規定による准看護師試験の合格証明書の交付						○																		
		26	省令附則第 10 項の規定による准看護						○																		

		師試験の受験願書の受理																					
9	三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例（昭和40年三重県条例第37号）の施行に関する事務	1 条例第2条の規定による修学資金の返還の当然免除																		○			
		2 条例第3条の規定による修学資金の返還の裁量免除																			○		
10	三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則の施行に関する事務	1 規則第5条の規定による修学資金の貸与の決定及び通知																			○		
		2 規則第6条第1項の規定による修学資金の貸与の取消し																				○	
		3 規則第6条第2項の規定による修学資金の貸与の停止																				○	
		4 規則第6条第3項の規定による修学資金の貸与の一時保留																				○	
		5 規則第7条の規定による借用証書の受理																					○
		6 規則第8条の規定による修学資金の返還通知																					○
		7 規則第9条の規定による修学資金返還明細書の受理																					○
		8 規則第16条の規定による修学資金の返還の当然猶予の諾否の通知																					○
		9 規則第16条の規定による修学資金の返還の裁量猶予の諾否の通知																					○
		10 規則第16条の規定による修学資金の返還免除の諾否の通知																					○
		11 規則第19条の規定による修学生の学業成績証明書等の受理																					○
		12 規則第20条の規定による届出の受理																					○

医療保健部 長寿介護課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称													
			知事	専決者								受任者														
				副知事	本庁				地域機関																	
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長												
1	社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事務	1 法第62条第1項の規定による第1種社会福祉事業（法第2条第2項第3号に規定する事業（軽費老人ホームを経営する事業に限る。）次号から第4号まで及び第7号から第9号までにおいて同じ。）の経営に係る届出の受理																								
		2 法第62条第2項の規定による第1種社会福祉事業の経営の許可（法第63条第2項において準用する場合を含む。）																								
		3 法第63条第1項の規定による第1種社会福祉事業の経営に係る変更届の受理																								
		4 法第64条の規定による第1種社会福祉事業の経営に係る廃止届の受理																								
		5 法第69条第1項の規定による第2種社会福祉事業（法第2条第3項第4号に規定する事業（老人福祉センターを経営する事業に限る。）及び同項第10号に規定する事業に限る。次号、第8号及び第9号において同じ。）の開始届の受理																								○ 保健所 福祉事務所

	6	法第 69 条第 2 項の規定による第 2 種社会福祉事業の変更届及び廃止届の受理																	○	保健所 福祉事務所
	7	法第 71 条の規定による第 1 種社会福祉事業を経営する者の施設の改善命令																		
	8	法第 72 条第 1 項の規定による第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業の制限、停止命令及び許可の取消し																		
	9	法第 72 条第 3 項の規定による社会福祉事業の制限及び停止命令																		
	10	法第 93 条第 1 項の規定による県福祉人材センターの指定																		
	11	法第 93 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定による県福祉人材センターの名称、住所及び事務所の所在地の公示並びに変更届の受理																		
	12	法第 96 条の規定による県福祉人材センターの事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書の受理																		
	13	法第 97 条の規定による県福祉人材センターへの命令																		
	14	法第 98 条第 1 項及び第 2 項の規定による県福祉人材センターの指定の取消し																		
	15	法第 98 条第 3 項の規定による県福祉人材センターの取消しの公示																		
2	老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) の施行に関する事務	1	法第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による連絡調整等																	
		2	法第 14 条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理																	
		3	法第 14 条の 2 の規定による老人居宅生活支援事業の変更の届出の受理																	
		4	法第 14 条の 3 の規定による老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出の受理																	
		5	法第 15 条第 2 項の規定による老人福祉施設の設置の届出の受理等																	
		6	法第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定による老人福祉施設の設置の届出の受理等																	
		7	法第 15 条の 2 第 1 項の規定による老人福祉施設の変更の届出の受理																	
		8	法第 15 条の 2 第 2 項の規定による老人福祉施設の変更の届出の受理																	
		9	法第 16 条第 1 項の規定による老人福祉施設の廃止又は休止の届出の受理等																	
		10	法第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定による老人福祉施設の廃止又は休止の届出の受理等																	
		11	法第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定による報告の徴収等																	
		12	法第 18 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者等に対する改善命令等																	
		13	法第 18 条の 2 第 3 項の規定による老人居宅支援事業等の制限等を命ずる場合の社会福祉審議会の意見聴取																	
		14	法第 19 条第 1 項の規定による施設の運営に関する改善及び事業の停止等の命令並びに認可の取消し																	

		15	法第 19 条第 2 項の規定による施設の廃止等を命ずる場合の社会福祉審議会の意見聴取						○										
		16	法第 20 条の 8 第 9 項の規定による市町老人福祉計画策定等に係る県の意見の提出						○										
		17	法第 20 条の 8 第 10 項の規定による市町老人福祉計画策定等に係る計画書の受理						○										
		18	法第 20 条の 9 第 1 項の規定による老人福祉計画の策定				○												
		19	法第 20 条の 10 第 1 項の規定による市町への助言						○										
		20	法第 29 条第 1 項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理						○										
		21	法第 29 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出事項の変更等に係る届出の受理						○										
		22	法第 29 条第 10 項の規定による公表						○										
		23	法第 29 条第 11 項の規定による有料老人ホームの設置者等に対する報告の徴収、質問及び立入検査						○										
		24	法第 29 条第 13 項の規定による有料老人ホームの設置者に対する命令						○										
		25	法第 29 条第 14 項の規定による有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止命令						○										
		26	法第 29 条第 15 項の規定による公示						○										
		27	法第 29 条第 17 項の規定による有料老人ホームの入居者に対する助言及び援助						○										
3	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の施行に関する事務	1	法第 5 条第 2 項の規定による保険者への助言及び援助						○										
		2	法第 16 条第 1 項の規定による認定審査会を共同設置しようとする市町相互間の調整						○										
		3	法第 16 条第 2 項の規定による認定審査会を共同設置した市町に対する必要な助言その他の援助						○										
		4	法第 24 条第 1 項の規定による事業者に対する帳簿書類の提示命令等						○										
		5	法第 24 条第 2 項の規定による被保険者に対する質問等						○										
		6	法第 24 条の 2 第 1 項の規定による市町村事務受託法人の指定						○										
		7	法第 41 条第 1 項の規定による居宅サービス事業者の指定						○										
		8	法第 48 条第 1 項第 1 号の規定による介護老人福祉施設の指定						○										
		9	法第 53 条第 1 項の規定による介護予防サービス事業者の指定						○										
		10	法第 69 条の 2 第 1 項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施						○										
		11	法第 69 条の 2 第 1 項の規定による介護支援専門員実務研修の実施						○										
		12	法第 69 条の 2 第 1 項の規定による介護支援専門員の資格登録						○										
		13	法第 69 条の 6 及び法第 69 条の 39 の						○										

	規定による介護支援専門員資格登録簿からの削除																		
14	法第 69 条の 7 第 1 項の規定による介護支援専門員証の交付				○														
15	法第 69 条の 8 第 2 項の規定による介護支援専門員の更新研修の実施				○														
16	法第 69 条の 27 第 1 項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験を行う者の指定				○														
17	法第 69 条の 31 第 1 項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の合格の取消し等				○														
18	法第 69 条の 33 第 1 項の規定による介護支援専門員実務研修及び更新研修を行う者の指定				○														
19	法第 69 条の 38 第 1 項の規定による介護支援専門員に対する報告の徴収				○														
20	法第 69 条の 38 第 2 項及び第 3 項の規定による介護支援専門員に対する研修受講命令及び業務禁止				○														
21	法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新				○														
22	法第 76 条の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告の徴収等				○														
23	法第 76 条の 2 の規定による指定居宅サービス事業者に対する命令等				○														
24	法第 77 条第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者に係る指定の取消し等				○														
25	法第 77 条第 2 項の規定による市町からの通知の受理								○										
26	法第 78 条の規定による公示				○														
27	法第 86 条の 2 第 1 項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新				○														
28	法第 90 条の規定による指定介護老人福祉施設等に対する報告の徴収等				○														
29	法第 91 条の 2 の規定による指定介護老人福祉施設に対する命令等				○														
30	法第 92 条第 1 項の規定による指定介護老人福祉施設に係る指定の取消し等				○														
31	法第 92 条第 2 項の規定による市町からの通知の受理								○										
32	法第 93 条の規定による公示				○														
33	法第 94 条第 1 項及び第 2 項の規定による介護老人保健施設の開設等の許可				○														
34	法第 94 条の 2 第 1 項の規定による介護老人保健施設の許可の更新				○														
35	法第 95 条の規定による介護老人保健施設の管理者の承認				○														
36	法第 98 条第 1 項第 4 号の規定による広告の許可				○														
37	法第 100 条の規定による介護老人保健施設等に対する報告の徴収等				○														
38	法第 100 条第 3 項の規定による市町からの通知の受理				○														
39	法第 101 条の規定による介護老人保健施設の設備の使用制限等の命令				○														

40	法第 102 条第 1 項の規定による介護老人保健施設の管理者の変更命令				○														
41	法第 103 条の規定による介護老人保健施設に対する業務運営の命令等				○														
42	法第 103 条第 5 項の規定による市町からの通知の受理					○													
43	法第 104 条第 1 項の規定による介護老人保健施設の許可の取消し等				○														
44	法第 104 条第 2 項の規定による市町からの通知の受理					○													
45	法第 104 条の 2 の規定による公示					○													
46	法第 107 条第 1 項及び第 2 項の規定による介護医療院の開設等の許可					○													
47	法第 108 条第 1 項の規定による介護医療院の許可の更新					○													
48	法第 109 条の規定による介護医療院の管理者の承認					○													
49	法第 112 条第 1 項第 4 号の規定による広告の許可					○													
50	法第 114 条の 2 の規定による介護医療院等に対する報告の徴収等					○													
51	法第 114 条の 2 第 3 項の規定による市町からの通知の受理					○													
52	法第 114 条の 3 の規定による介護医療院の設備の使用制限等の命令					○													
53	法第 114 条の 4 第 1 項の規定による介護医療院の管理者の変更命令					○													
54	法第 114 条の 5 の規定による介護医療院に対する業務運営の命令等					○													
55	法第 114 条の 5 第 5 項の規定による市町からの通知の受理						○												
56	法第 114 条の 6 第 1 項の規定による介護医療院の許可の取消し等					○													
57	法第 114 条の 6 第 2 項の規定による市町からの通知の受理						○												
58	法第 114 条の 7 の規定による公示						○												
59	健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（次号から 65 号までにおいて「旧法」という。）第 107 条の 2 第 1 項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新						○												
60	旧法第 108 条の規定による入所定員の変更申請の受理							○											
61	旧法第 112 条の規定による指定介護療養型医療施設等に対する報告の徴収等							○											
62	旧法第 113 条の 2 の規定による指定介護療養型医療施設に対する命令等							○											
63	旧法第 114 条第 1 項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し等							○											
64	旧法第 114 条第 2 項の規定による市町からの通知の受理								○										
65	旧法第 115 条の規定による公示									○									
66	法第 115 条の 7 の規定による指定介護										○								



予防サービス事業者等に対する報告の徴収等																			
67 法第 115 条の 8 の規定による指定介護予防サービス事業者に対する命令等				○															
68 法第 115 条の 9 の規定による指定介護予防サービス事業者に係る指定の取消し等				○															
69 法第 115 条の 10 の規定による公示				○															
70 法第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新				○															
71 法第 115 条の 32 の規定による業務管理体制に係る届出の受理				○															
72 法第 115 条の 33 の規定による介護サービス事業者に対する報告の徴収等				○															
73 法第 115 条の 34 の規定による介護サービス事業者に対する命令等				○															
74 法第 117 条第 8 項の規定による市町介護保険事業計画の実績に関する評価結果の受理				○															
75 法第 117 条第 12 項の規定による市町介護保険事業計画策定等に係る県の意見の提出				○															
76 法第 117 条第 13 項の規定による市町介護保険事業計画策定等に係る計画書の受理				○															
77 法第 118 条第 1 項の規定による介護保険事業支援計画の策定			○																
78 法第 118 条第 7 項及び第 8 項の規定による介護保険事業支援計画の実績に関する評価、公表及び報告				○															
79 法第 119 条第 1 項の規定による市町への助言				○															
80 法第 147 条第 3 項の規定による財政安定化基金拠出金の額の確定				○															
81 法第 185 条の規定による介護保険審査会委員の任命				○															
82 法第 188 条の規定による専門調査員の任命				○															
83 法第 189 条第 1 項による審査請求に関する事務				○															
84 法第 189 条第 2 項による審査請求に関する事務				○															
85 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定による介護員養成研修事業者の指定				○															
86 政令第 3 条第 2 項第 2 号ロの規定による届出の受理				○															
87 政令第 3 条第 2 項第 2 号ハの規定による指示				○															
88 政令第 3 条第 3 項の規定による介護員養成研修事業者の指定の取消し				○															
89 政令第 4 条第 1 項第 9 号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定				○															
90 政令第 4 条第 3 項の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定の取				○															

		消し													
		91 政令第 11 条の 6 の規定による公示					○								
		92 政令第 35 条の 15 第 2 項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験を行う者に係る指定の取消し				○									
		93 政令第 35 条の 15 第 3 項の規定による公示					○								
		94 政令第 35 条の 16 第 2 項の規定による介護支援専門員実務研修及び更新研修を行う者に係る指定の取消し				○									
		95 政令第 35 条の 16 第 3 項の規定による公示					○								
4	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）の施行に関する事務	法第 25 条の規定による公表					○								
5	旧三重県高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付条例（昭和 49 年三重県条例第 37 号）の施行に関する事務	1 条例第 6 条第 1 項の規定による貸付決定の取消しの決定				○									
		2 条例第 6 条第 2 項の規定による一時償還の請求					○								
		3 条例第 7 条第 1 項の規定による償還金の支払猶予の決定						○							
		4 条例第 8 条の規定による償還の免除の決定						○							
		5 旧三重県高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付条例施行規則（昭和 49 年三重県規則第 58 号）第 5 条第 2 項の規定による連帯保証人補充等の承認						○							
		6 規則第 6 条第 1 項の規定による住所等変更届の受理						○							
		7 規則第 6 条第 2 項の規定による死亡届の受理						○							
		8 規則第 6 条第 3 項の規定による不能等の届出の受理						○							
		9 規則第 6 条第 4 項の規定による繰上償還の承認						○							
		10 規則第 7 条第 2 項の規定による完成届の受理						○							
		11 規則第 8 条の規定による支払猶予の承認						○							
6	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）の施行に関する事務	1 法第 48 条の 5 の規定による登録喀痰（かく）痰（たん）吸引等事業者の登録					○								
		2 法第 48 条の 6 の規定による登録喀痰吸引等事業者の変更等の届出の受理					○								
		3 法第 48 条の 7 の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録の取消し又は業務の停止命令				○									
		4 法第 48 条の 8 の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録等の公示					○								
		5 法附則第 4 条の規定による認定特定行為業務従事者証の交付等					○								
		6 法附則第 5 条の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託						○							

	7	法附則第 8 条の規定による喀痰吸引等 研修機関の登録					○							
	8	法附則第 9 条の規定による喀痰吸引等 研修機関の登録の更新					○							
	9	法附則第 11 条の規定による喀痰吸引 等研修機関登録事項の変更の届出の受理					○							
	10	法附則第 12 条の規定による喀痰吸引 等研修機関の業務規程の届出等の受理					○							
	11	法附則第 13 条の規定による喀痰吸引 等研修機関の業務の廃止又は休止の届出 の受理					○							
	12	法附則第 14 条の規定による喀痰吸引 等研修機関の業務の適合命令					○							
	13	法附則第 15 条の規定による喀痰吸引 等研修機関の業務の改善命令					○							
	14	法附則第 16 条の規定による喀痰吸引 等研修機関の登録の取消し等					○							
	15	法附則第 17 条の規定による喀痰吸引 等研修機関の登録等の公示					○							
	16	法附則第 20 条第 2 項の規定による登 録特定行為事業者の報告の徴収					○							
	17	法附則第 20 条第 2 項の規定による登 録特定行為事業者への立入検査及び質問					○							
	18	法附則第 20 条第 2 項の規定による登 録特定行為事業者の登録					○							
	19	法附則第 20 条第 2 項の規定による登 録特定行為事業者の変更等の届出の受理					○							
	20	法附則第 20 条第 2 項の規定による登 録特定行為事業者の登録の取消し又は業 務の停止命令					○							
	21	法附則第 20 条第 2 項の規定による登 録特定行為事業者の登録等の公示					○							
	22	社会福祉士及び介護福祉士法施行令 (昭和 62 年政令第 402 号) 第 3 条の規 定による養成施設等の指定					○							
	23	政令第 4 条第 1 項の規定による養成施 設等の変更の承認					○							
	24	政令第 4 条第 2 項の規定による養成施 設等の変更届出書の受理					○							
	25	政令第 5 条の規定による養成施設等の 事業報告書の受理					○							
	26	政令第 6 条の規定による養成施設等の 報告徴収及び指示					○							
	27	政令第 7 条の規定による養成施設等の 指定の取消					○							
	28	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和 62 年厚生省令第 49 号) 第 22 条 第 4 項の規定による介護技術講習実施届 出書の受理					○							
	29	省令第 23 条の 2 第 3 項の規定による 介護技術講習実施届出書の変更届出の受 理					○							
	30	省令第 23 条の 2 第 4 項の規定による 介護技術講習実施報告書の受理					○							
7	社会福祉施設 職員等退職手 当共済法（昭	法第 23 条第 1 項の規定による立入検査					○							

	和 36 年法律第 155 号) の施行に関する事務																					
8	三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還免除に関する条例(平成 5 年三重県条例第 23 号) の施行に関する事務	1	条例第 2 条の規定による修学資金の返還の当然免除						○													
		2	条例第 3 条の規定による修学資金の返還の裁量免除						○													
9	三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則(平成 5 年三重県規則第 55 号) の施行に関する事務	1	規則第 4 条の規定による修学資金の貸与申請書の受理						○													
		2	規則第 5 条の規定による修学資金の貸与の決定及び通知						○													
		3	規則第 6 条第 1 項及び第 4 項の規定による修学資金の貸与の取消し及び通知							○												
		4	規則第 6 条第 2 項の規定による修学資金の貸与の停止							○												
		5	規則第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定による修学資金の貸与の一時保留及び通知							○												
		6	規則第 7 条の規定による修学資金借用証書の受理								○											
		7	規則第 9 条の規定による修学資金返還明細書の受理								○											
		8	規則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による社会福祉士試験再受験誓約書の受理								○											
		9	規則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による社会福祉士試験再受験誓約書の適否の認定								○											
		10	規則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による特定業務従事誓約書の受理								○											
		11	規則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による特定業務従事誓約書の適否の認定								○											
		12	規則第 13 条の規定による返還免除申請書の受理									○										
		13	規則第 15 条の規定による返還免除の諾否の通知									○										
		14	規則第 16 条の規定による修学資金の返還の当然猶予									○										
		15	規則第 17 条の規定による修学資金の返還の裁量猶予									○										
		16	規則第 18 条の規定による返還猶予申請書の受理									○										
		17	規則第 19 条の規定による返還猶予の諾否の通知									○										
		18	規則第 22 条の規定による修学生の学業成績証明書等の受理									○										
		19	規則第 23 条の規定による届出の受理									○										

医療保健部 健康づくり課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称				
			知事	専決者								受任者					
				副知事	本庁				地域機関								
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長			
1	栄養士法（昭和22年法律第245号）の施行に関する事務	1 法第2条第1項の規定による栄養士の免許										○			保健所		
		2 法第5条の規定による免許の取消し及び栄養士の名称の使用停止										○					
		3 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第1条第2項、第3条第4項、第4条第2項、第5条第2項及び第6条第2項の規定による管理栄養士に係る申請書等の厚生労働大臣への進達											○				
		4 政令第3条第2項、第5条第1項及び第6条第1項の規定による栄養士名簿の訂正、免許証の書換え交付及び再交付												○			保健所
		5 政令第4条第1項及び第3項並びに第8条第1項及び第3項の規定による栄養士名簿の登録の抹消申請及び免許証の返納の受理													○		保健所
		6 政令第7条の規定による栄養士免許の取消通知														○	保健所
		7 政令第9条の規定による養成施設の指定に係る意見の具申														○	
		8 政令第9条及び第12条から第15条までの規定による養成施設に係る申請及び届出の進達														○	
2	健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	1 法第10条第3項の規定による国民健康・栄養調査の執行に関する事務													○		
		2 法第11条第1項の規定による国民健康・栄養調査の対象世帯の指定													○		
		3 法第12条第1項の規定による国民健康・栄養調査員の設置													○		
		4 法第18条第1項の規定による専門的栄養指導等の実施並びに施設に対する指導及び助言等													○		保健所
		5 法第19条の規定による栄養指導員の任命													○		
		6 法第21条第1項の規定による特別な栄養管理が必要な特定給食施設の指定													○		
		7 法第22条の規定による特定給食施設の設置者に対する指導及び助言														○	保健所
		8 法第23条の規定による特定給食施設の設置者に対する勧告及び命令														○	保健所
		9 法第24条第1項の規定による栄養指導員による特定給食施設への立入検査等の実施														○	保健所
		10 法第26条第2項の規定による特別用途食品の表示の許可申請書の進達														○	
		11 法第27条第1項の規定による特別用途食品の製造施設等への立入検査及び特別用途食品の収去														○	保健所
		12 法32条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令														○	保健所

		13 法第 32 条第 3 項において準用する法第 27 条第 1 項の規定による栄養表示がなされた食品の製造施設等への立入検査及び当該食品の収去								○									保健所
		14 法第 32 条第 4 項の規定による内閣総理大臣への通知								○									
3	三重県健康づくり推進条例（平成 14 年三重県条例第 5 号）の施行に関する事務	1 条例第 8 条第 1 項の規定による基本計画の策定								○									
		2 条例第 8 条第 3 項の規定による審議会及び県民からの意見聴取（条例第 8 条第 5 項において準用する場合を含む。）								○									
		3 条例第 8 条第 4 項の規定による基本計画の公表（条例第 8 条第 5 項において準用する場合を含む。）								○									
		4 条例第 9 条の規定による報告書の公表								○									
		5 条例第 13 条の規定による事業者の公表								○									
4	特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和 48 年公衆衛生局長通知第 242 号）の施行に関する事務	1 要綱第 6 の規定による治療費等の給付の決定								○									保健所
		2 要綱第 10 の規定による受給者証等の交付決定								○									保健所
		3 要綱第 11 の(1)の規定による受給者証の再交付																○	保健所
		4 要綱第 12 の(2)の規定による受給者証記載事項の変更																○	保健所
		5 要綱第 15 の(5)の規定による支出事務（要綱第 15 の(3)に基づくものに限る。）								○									
		6 要綱第 15 の(5)の規定による支出事務（前項に係るものを除く。）									○								保健所
5	歯科技工士の法の施行に関する事務	1 法第 6 条第 3 項の規定による届出の受理									○								
		2 法第 8 条第 2 項の規定による免許取消し等に係る厚生労働大臣に対する具申								○									
		3 法第 21 条第 1 項の規定による開設の届出及び届出事項の変更の届出の受理																	○ 保健所
		4 法第 21 条第 2 項の規定による休止、廃止及び再開の届出の受理																	○ 保健所
		5 法第 24 条の規定による構造設備の改善命令																	○ 保健所
		6 法第 25 条の規定による歯科技工所の使用の禁止																	○ 保健所
		7 法第 26 条第 1 項第 4 号の規定による広告事項の許可									○								
		8 法第 27 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査																	○ 保健所
6	三重県立公衆衛生学院条例（昭和 48 年三重県条例第 66 号）の施行に関する事務	1 非常勤講師の報酬の支出を伴う事務									○								公衆衛生学院
		2 実習病院等の報酬の支出を伴う事務									○								公衆衛生学院
		3 庁舎管理等委託契約の締結その他支出を伴う事務									○								公衆衛生学院
		4 備品購入契約の締結その他支出を伴う事務									○								公衆衛生学院
		5 条例第 4 条第 1 項の規定による入学の許可																	○ 公衆衛生学院

		6	条例第5条の規定による退学命令															○	公衆衛生学院				
		7	条例第8条の規定による授業料の減免															○	公衆衛生学院				
7	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関する事務	1	法第2条第2項の規定による被爆者健康手帳の交付																				
		2	法第7条の規定による被爆者の健康診断の実施																	○	保健所		
		3	法第9条の規定による健康診断の受診者に対する指導																		○	保健所	
		4	法第19条の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定及び指定の取消し																		○		
		5	法第24条第2項の規定による医療特別手当の認定																		○		
		6	法第25条第2項の規定による特別手当の認定																		○		
		7	法第26条第2項の規定による原子爆弾小頭症手当の認定																		○		
		8	法第27条第2項の規定による健康管理手当の認定																		○		
		9	法第28条第2項及び第3項ただし書の規定による保健手当の認定																		○		
		10	法第31条の規定による介護手当の支給の決定																		○		
		11	法第32条の規定による葬祭料の支給の決定																		○	保健所	
		12	法第47条第1項の規定による不正利得の徴収																		○		
		13	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第3条の規定による居住地の変更の届出の受理及びその旨の通知																			○	
		14	政令第6条の規定による被爆者健康手帳の再交付																			○	
		15	政令第8条、第11条、第12条及び第13条の規定による医療に係る認定申請書等の厚生労働大臣への進達																			○	
		16	政令第16条において準用する政令第12条及び第13条の規定による届出																			○	
		17	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）第7条の規定による氏名等の変更の届出の受理等																			○	
		18	省令第8条の規定による被爆者健康手帳の返還の受理																			○	
		19	省令第36条の規定による医療特別手当証書の訂正（省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）																			○	
		20	省令第37条第2項の規定による医療特別手当証書の再交付（省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）																			○	
		21	省令第40条の規定による失権の通知及び医療特別手当証書の返納命令（省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）																			○	
		22	省令第41条の規定による死亡の届出																			○	保健所

		の受理(省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。)														
		23 省令第58条第3項及び第4項の規定による保健手当証書の返付等							○							
		24 省令第62条の規定による通知及び保健手当証書の返納命令							○							
8	三重県歯科技工士修学資金貸与規則(平成21年三重県規則第26号)の施行に関する事務	1 規則第5条の規定による修学資金の貸与の決定及び通知							○							
		2 規則第6条第1項の規定による修学資金の貸与の取消し							○							
		3 規則第6条第2項の規定による修学資金の貸与の停止							○							
		4 規則第6条第3項の規定による修学資金の貸与の一時保留							○							
		5 規則第7条の規定による借用証書の受理							○							
		6 規則第8条の規定による修学資金の返還通知							○							
		7 規則第9条の規定による修学資金返還明細書の受理							○							
		8 規則第16条の規定による修学資金の返還の当然猶予の諾否の通知							○							
		9 規則第16条の規定による修学資金の返還の裁量猶予の諾否の通知							○							
9	三重県肝炎治療特別促進事業実施要綱の施行に関する事務	1 要綱第9の2の規定による受給者証の交付の決定							○							保健所
		2 要綱第10の1の規定による受給者証の再交付								○						保健所
		3 要綱第11の2の規定による受給者証記載事項の変更									○					保健所
		4 要綱第13の5に基づく支出事務(要綱13の3に係るものに限る。)							○							
		5 要綱第13の5に基づく支出事務(前項に係るものを除く。)									○					保健所
10	児童福祉法(昭和22年法律第164号)の施行に関する事務	1 法第19条の2第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費(以下この項において「特定医療費」という。)の支給							○							保健所
		2 法第19条の3第1項の規定による指定医の指定							○							
		3 法第19条の3第3項の規定による特定医療費の支給認定								○						保健所
		4 法第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病審査会への具申							○							
		5 法第19条の3第7項の規定による医療受給者証の交付								○						保健所
		6 法第19条の3第10項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関(以下この項において「指定医療機関」という。)への支払							○							
		7 法第19条の5第2項の規定による変更の認定								○						保健所
		8 法第19条の6第1項の規定による支給認定の取消し								○						保健所
		9 法第19条の9第1項の規定による指定医療機関の指定							○							







	(2) (1)以外のもの					○							
5	法第 29 条第 1 項の規定による入院措置の決定												
	(1) 法第 22 条、第 23 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3 及び第 27 条第 2 項に係るもの						○						保健所
	(2) (1)以外のもの					○							
6	法第 29 条第 3 項の規定による書面告知												
	(1) 法第 22 条、第 23 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3 及び第 27 条第 2 項に係るもの						○						保健所
	(2) (1)以外のもの					○							
7	法第 29 条の 2 第 1 項の規定による緊急入院措置の決定												
	(1) 法第 22 条、第 23 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3 及び第 27 条第 2 項に係るもの						○						保健所
	(2) (1)以外のもの					○							
8	法第 29 条の 2 第 4 項の規定による書面告知												
	(1) 法第 22 条、第 23 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3 及び第 27 条第 2 項に係るもの						○						保健所
	(2) (1)以外のもの					○							
9	法第 29 条の 2 の 2 第 1 項の規定による移送の決定												
	(1) 法第 22 条、第 23 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3 及び第 27 条第 2 項に係るもの						○						保健所
	(2) (1)以外のもの					○							
10	法第 29 条の 2 の 2 第 2 項の規定による書面告知												
	(1) 法第 22 条、第 23 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3 及び第 27 条第 2 項に係るもの						○						保健所
	(2) (1)以外のもの					○							
11	法第 29 条の 4 の規定による入院措置の解除						○						
12	法第 29 条の 7 の規定による社会保険診療報酬支払基金等との事務の委託契約の締結						○						
13	法第 31 条の規定による費用の徴収の決定											○	保健所
14	法第 33 条第 7 項の規定による届出の受理												
	(1) 法第 33 条第 1 項の規定による入院届						○						こころの健康センター
	(2) 法第 33 条第 3 項の規定による入院届						○						こころの健康センター
15	法第 33 条の 2 の規定による届出の受理						○						こころの健康センター
16	法第 33 条の 7 第 1 項の規定による応急入院病院の指定						○						
17	法第 33 条の 7 第 2 項の規定による届						○						



		のに限る。)																				
		5 法第 56 条第 4 項の規定による受給者証の返還（精神通院医療に係るものに限る。）																			保健所	
		6 法第 57 条の規定による支給認定の取消し（精神通院医療に係るものに限る。）																			保健所	
		7 法第 60 条の規定による自立支援医療機関の指定の更新（精神通院医療に係るものに限る。）																				
		8 法第 64 条の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出の受理（精神通院医療に係るものに限る。）																				
		9 法第 65 条の規定による指定自立支援医療機関の指定辞退の申出の受理（精神通院医療に係るものに限る。）																				
		10 法第 66 条の規定による指定自立支援医療機関からの報告の徴収等（精神通院医療に係るものに限る。）																				
		11 法第 67 条第 1 項から第 4 項までの規定による勧告、命令等（精神通院医療に係るものに限る。）																				
		12 法第 67 条第 5 項の規定による市町からの通知の受理（精神通院医療に係るものに限る。）																				
		13 法第 68 条の規定による指定の取消し等（精神通院医療に係るものに限る。）																				
		14 法第 69 条の規定による公示（精神通院医療に係るものに限る。）																				
		15 法第 73 条第 1 項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定（精神通院医療に係るものに限る。）																				
		16 法第 73 条第 4 項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託契約の締結（精神通院医療に係るものに限る。）																				
		17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 33 条第 1 項の規定による医療受給者証の再交付（精神通院医療に係るものに限る。）																				保健所
15	三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす条例（平成 25 年三重県条例第 70 号）の施行に関する事務	条例第 9 条第 5 項の規定による医療機関の指定																				

医療保健部 食品安全課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称									
			知事	専決者								受任者										
				副知事	本庁				地域機関													
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長								
1	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の施行に関する事務	1 法第 24 条第 1 項の規定による食品衛生監視指導計画の策定																				
		2 法第 24 条第 4 項の規定による食品衛生監視指導計画の公表及び厚生労働大臣への報告																				









7	法第 6 条の規定による調理師の免許の取消し					○							
8	調理師法施行令（昭和 33 年政令第 303 号）第 1 条の 2 の規定による調理師養成施設の指定					○							
9	政令第 1 条の 3 の規定による指定養成施設の内容変更の承認					○							
10	政令第 1 条の 4 の規定による指定養成施設の入所及び卒業の届出の受理					○							
11	政令第 1 条の 5 の規定による指定養成施設の名称等の変更の届出の受理					○							
12	政令第 2 条第 1 項の規定による指定試験機関の申請書の進達					○							
13	政令第 2 条の 2 第 1 項の規定による指定試験機関への事務の委任の公示					○							
14	政令第 6 条の規定による指定試験機関の試験事務の休止及び廃止の届出の進達					○							
15	政令第 8 条の規定による指定試験機関からの報告の徴収及び進達					○							
16	政令第 8 条の 2 第 2 項の規定による指定試験機関の事務の委任の解除及びその公示					○							
17	政令第 9 条第 3 項の規定による委任都道府県知事が試験を行う場合又は行わない場合の公示					○							
18	政令第 11 条の規定による調理師名簿の訂正								○			保健所	
19	政令第 12 条の規定による調理師名簿の登録の削除								○			保健所	
20	政令第 13 条の規定による免許証の書換え交付								○			保健所	
21	政令第 14 条の規定による免許証の再交付								○			保健所	
22	政令第 14 条第 4 項及び第 15 条の規定による免許証の返納の受理								○			保健所	
23	政令第 15 条の 3 の規定による指定届出受理機関の変更届の受理及びその公示					○							
24	政令第 17 条の規定による免許の取消しに係る通知					○							
25	調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）第 10 条の規定による報告の徴収及び指示					○							
26	省令第 11 条の規定による指定の取消					○							
27	省令第 14 条の 2 の規定による指定試験機関の試験事務の範囲の確定					○							
28	省令第 14 条の 6 の規定による指定試験機関の試験事務規程の承認及び変更承認					○							
29	省令第 14 条の 12 第 1 項の規定による指定試験機関からの試験の結果報告書の受理					○							
30	省令第 14 条の 13 の規定による指定試験機関の試験事務の引継ぎ書類等の受理					○							
31	調理師法施行細則（昭和 34 年三重県規則第 39 号）第 3 条の規定による受験願書の受理					○							
32	規則第 4 条の合格証書の交付					○							

		33 規則第 10 条の規定による試験実施の告示									○													
6	製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）の施行に関する事務	1 法第 3 条の規定による製菓衛生師の免許																	○	保健所				
		2 法第 4 条の規定による製菓衛生師試験の実施																						
		3 法第 5 条第 1 項の規定による製菓衛生師養成施設の指定																						
		4 法第 7 条第 1 項の規定による製菓衛生師名簿の備付け及び登録																		○	保健所			
		5 法第 7 条第 3 項の規定による製菓衛生師免許証（以下この項において「免許証」という。）の交付																		○	保健所			
		6 法第 8 条の規定による製菓衛生師の免許の取消し及び取消処分理由の通知																		○				
		7 製菓衛生師法施行令（昭和 41 年政令第 387 号）第 3 条第 1 項の規定による登録事項の変更に伴う製菓衛生師名簿の訂正																			○	保健所		
		8 政令第 4 条の規定による登録の消除																			○	保健所		
		9 政令第 5 条第 1 項の規定による免許証の書換え交付																			○	保健所		
		10 政令第 6 条第 1 項の規定による免許証の再交付																			○	保健所		
		11 政令第 6 条第 4 項及び第 7 条の規定による免許証の返納の受理																			○	保健所		
		12 政令第 8 条の規定による免許の取消しに係る理由の通知																			○			
		13 政令第 21 条第 3 項の規定による養成施設の構造設備の変更等の承認等																				○		
		14 政令第 22 条の規定による養成施設の報告の徴収及び指示																				○		
		15 政令第 23 条の規定による養成施設の指定の取消し																			○			
		16 製菓衛生師法施行細則（昭和 42 年三重県規則第 50 号）第 1 条の規定による試験実施の公告																				○		
		17 規則第 2 条の規定による製菓衛生師試験受験申込書の受理																				○		
		18 規則第 3 条の規定による製菓衛生師試験の合格証書の交付																				○		
7	と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）の施行に関する事務	1 法第 4 条第 1 項の規定によると畜場の許可																		○				
		2 法第 4 条第 3 項の規定による構造設備等の変更届出の受理																			○			
		3 法第 5 条第 2 項の規定による獣畜の種類及び 1 日当たりの頭数の制限																				○	食肉衛生検査所	
		4 法第 7 条第 6 項の規定による衛生管理責任者の届出の受理																				○	食肉衛生検査所	
		5 法第 8 条の規定による衛生管理責任者の解任命令																					○	食肉衛生検査所
		6 法第 10 条第 2 項において準用する法第 7 条第 6 項の規定による作業衛生責任者の届出の受理																					○	食肉衛生検査所
		7 法第 10 条第 2 項において準用する法第 8 条の規定による作業衛生責任者の解任命令																					○	食肉衛生検査所

		8	法第 12 条第 1 項の規定によると畜場使用料及びとさつ解体料の認可							○										
		9	法第 13 条第 1 項の規定による自家用とさつの届出の受理												○				食肉衛生検査所	
		10	法第 13 条第 3 項の規定によると畜場以外の場所におけるとさつ及び解体に係る取扱方法及び処理方法の指示												○				食肉衛生検査所	
		11	法第 14 条の規定による獣畜のとさつ及び解体の検査												○				食肉衛生検査所	
		12	法第 16 条の規定による獣畜のとさつ及び解体の禁止及び衛生上の措置命令												○				食肉衛生検査所	
		13	法第 17 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査												○				食肉衛生検査所	
		14	法第 18 条第 1 項の規定によると畜場設置の許可の取消し							○										
		15	法第 18 条第 1 項の規定によると畜場の施設の使用制限及び停止命令												○				食肉衛生検査所	
		16	法第 18 条第 2 項の規定によるととさつ及び解体の業務の停止及び禁止												○				食肉衛生検査所	
		17	法第 19 条第 2 項の規定によると畜検査員の任命							○										
		18	と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 4 条第 2 号の規定による地域の指定							○										
		19	政令第 4 条第 2 号の規定によると畜場以外の場所におけると殺許可												○				食肉衛生検査所	
		20	政令第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定によると畜場外への持出しの許可												○				食肉衛生検査所	
		21	政令第 9 条の規定による検印の押印												○				食肉衛生検査所	
		22	と畜場法等施行細則（昭和 31 年三重県規則第 65 号）第 14 条の規定によると畜場廃止の届出の受理							○										
		23	規則第 15 条の規定によると畜業の廃業の届出の受理												○				食肉衛生検査所	
8	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）の施行に関する事務	1	法第 9 条第 1 項の規定による適正化規程の設定及び変更の認可							○										
		2	法第 11 条の規定による適正化規程の変更命令及び認可の取消し（法第 14 条の 10 第 3 項において準用する場合を含む。）							○										
		3	法第 12 条の規定による適正化規程の廃止の届出の受理（法第 14 条の 10 第 3 項において準用する場合を含む。）							○										
		4	法第 13 条の規定による協議及び通知（法第 14 条の 10 第 3 項において準用する場合を含む。）							○										
		5	法第 14 条の 2 の規定による共済規程の設定、変更及び廃止の認可							○										
		6	法第 14 条の 10 第 1 項の規定による組合協約の認可及び変更の認可							○										
		7	法第 14 条の 12 の規定による組合協約に関するあつせん							○										
		8	法第 24 条第 1 項の規定による設立の認可							○										
		9	法第 28 条の規定による定款の変更の							○										

		認可及び変更の届出の受理											
		10 法第 42 条の規定による組合員による 総会招集の承認（法第 38 条第 5 項、第 49 条第 6 項及び第 52 条において準用す る場合を含む。）				○							
		11 法第 50 条第 2 項の規定による総会の 決議の認可				○							
		12 法第 52 条の 2 の規定による役員の解 任の勧告				○							
		13 法第 52 条の 3 の規定による解散命令				○							
		14 法第 52 条の 4 第 1 項の規定による設 立の認可				○							
		15 法第 52 条の 7 第 3 項の規定による合 併の認可				○							
		16 法第 56 条の 3 第 1 項の規定による振 興計画の認定				○							
		17 法第 56 条の 3 第 4 項の規定による振 興計画の実施報告の受理				○							
		18 法第 56 条の 6 の規定による事業活動 の改善勧告等				○							
		19 法第 57 条の 3 第 1 項の規定による指 定				○							
		20 法第 57 条の 3 第 3 項及び第 5 項の規 定による名称等の公示				○							
		21 法第 57 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規 定による事業の委託等の承認				○							
		22 法第 57 条の 6 の規定による役員の解 任の勧告				○							
		23 法第 57 条の 7 の規定による改善命令				○							
		24 法第 57 条の 8 の規定による指定の取 消し				○							
		25 法第 60 条第 1 項の規定による報告の 徴収及び立入検査				○							
		26 法第 62 条の規定による聴聞の実施等				○							
		27 生活衛生関係営業の運営の適正化及び 振興に関する法律施行令（昭和 32 年政 令第 279 号）第 6 条第 1 項の規定による 振興計画の変更等の認定				○							
		28 政令第 6 条第 2 項の規定による振興 計画の認定の取消し				○							
		29 生活衛生関係営業の運営の適正化及び 振興に関する法律施行規則（昭和 32 年 厚生省令第 37 号）第 5 条の 8 の規定に よる決算関係書類の受理				○							
		30 省令第 6 条の規定による役員の変更の 届出の受理				○							
		31 省令第 9 条の規定による組合の解散の 届出の受理				○							
		32 省令第 11 条の規定による組合員の異 動の報告の受理				○							
9	旅館業法（昭 和 23 年法律第 138 号）の施 行に関する事 務	1 法第 3 条第 1 項の規定による旅館業の 営業の許可						○					保健所
		2 法第 3 条第 4 項の規定による学校、児 童福祉施設等の校長等の意見の徴収										○	保健所
		3 法第 3 条第 5 項の規定による営業の許 可を与えない場合の申請者に対する通知						○					保健所

	4	法第3条の2第1項及び第3条の3第1項の規定による旅館業の承継の承認									○								保健所					
	5	法第7条第1項の規定による報告の徹底及び立入検査																○	保健所					
	6	法第7条の2の規定による基準に適合させるための必要な措置命令										○							保健所					
	7	法第8条の規定による営業の許可の取消し及び営業の停止										○							保健所					
	8	法第9条の規定による公開聴聞の実施及び営業者に対する聴聞の通知										○							保健所					
	9	旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号の規定による構造設備の基準の設定等																	○	保健所				
	10	旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による申請の事項の変更届出、営業の停止の届出及び営業の廃止の届出の受理																	○	保健所				
10	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の施行に関する事務	1	法第3条第1項の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可及び同条第2項の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の変更の届出の受理								○													
		2	法第4条の規定による許可を与えない場合の通知									○												
		3	法第6条第1項の規定による報告の要求及び立入検査（法第8条において準用する場合を含む。）																	○	保健所			
		4	法第6条の2の規定による構造設備の改善等の命令（法第8条において準用する場合を含む。）																		○	保健所		
		5	法第7条の規定による許可の取消し、施設の使用制限及び使用禁止									○												
		6	法第8条において準用する法第3条の規定による製造並びに貯蔵施設の設置及び変更の許可																			○	保健所	
		7	法第8条において準用する法第4条の規定による許可を与えない場合の通知																				○	保健所
		8	法第8条において準用する法第7条の規定による許可の取消し、施設の使用制限及び使用禁止																				○	保健所
		9	法第9条第1項の規定による区域の指定										○											
11	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の施行に関する事務	1	法第2条第2項の規定により法律の一部を準用した場合の報告								○													
		2	法第3条の規定による狂犬病予防員の任命									○												
		3	法第6条第2項の規定による予防技術員の指定（法第18条第2項において準用する場合を含む。）										○											
		4	法第6条第5項の規定による期間及び区域の指定（法第18条第2項において準用する場合を含む。）																				○	保健所
		5	法第8条第3項の規定による厚生労働大臣に対する報告及び隣接都道府県知事への通報										○											
		6	法第10条の規定による狂犬病発生の公示及びけい留等の命令										○											
		7	法第13条の規定による狂犬病が発生した場合の犬の検診及び予防注射										○											

	8	法第 14 条の規定による病性鑑定のための犬の死体解剖等の許可				○									
	9	法第 15 条の規定による犬又はその死体の移動等の禁止及び制限				○									
	10	法第 16 条の規定による交通のしゃ断及び制限										○	保健所		
	11	法第 17 条の規定による集合施設の禁止命令										○	保健所		
	12	法第 18 条の規定によるけい留されていない犬の抑留										○	保健所		
	13	法第 18 条の 2 の規定によるけい留されていない犬の棄殺及びその旨の住民への周知										○	保健所		
	14	法第 21 条の規定による抑留所の設置等					○								
	15	狂犬病予防法施行令（昭和 28 年政令第 236 号）第 7 条第 4 項の規定による毒えさの回収										○	保健所		
12	興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）の施行に関する事務	1	法第 2 条第 1 項の規定による興行場営業の許可及び法第 2 条第 2 項の規定による不許可の通知									○	保健所		
		2	法第 2 条の 2 第 2 項の規定による地位の承継の届出の受理										○	保健所	
		3	法第 5 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査										○	保健所	
		4	法第 6 条の規定による営業の許可の取消し及び停止の命令										○	保健所	
		5	法第 7 条の規定による公開聴聞の実施										○	保健所	
		6	興行場法施行細則（昭和 34 年三重県規則第 61 号）第 3 条の規定による変更等の届出の受理										○	保健所	
13	公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）の施行に関する事務	1	法第 2 条第 1 項の規定による公衆浴場の営業の許可及び法第 2 条第 2 項の規定による不許可の通知									○	保健所		
		2	法第 2 条の 2 第 2 項の規定による地位の承継の届出の受理										○	保健所	
		3	法第 4 条の規定による入浴の特例の許可										○	保健所	
		4	法第 6 条第 1 項の規定による報告の要求及び立入検査										○	保健所	
		5	法第 7 条の規定による許可の取消し及び営業の停止命令並びに公開聴聞の実施										○	保健所	
		6	公衆浴場法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 27 号）第 4 条の規定による変更等の届出の受理										○	保健所	
		7	物価統制令施行令（昭和 27 年政令第 319 号）第 1 条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）第 1 条に規定する公衆浴場入浴料金の価格の決定					○							
14	クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）の施行に関する事務	1	法第 5 条第 1 項の規定によるクリーニング所の開設の届出の受理									○	保健所		
		2	法第 5 条第 3 項の規定による変更又は廃止の届出の受理										○	保健所	
		3	法第 5 条の 2 の規定によるクリーニング所の検査の実施及び確認										○	保健所	
		4	法第 5 条の 3 第 2 項の規定による地位										○	保健所	

		の承継の届出の受理															
	5	法第 6 条の規定によるクリーニング師の免許証交付					○										
	6	法第 7 条の規定による試験の実施の決定及びクリーニング業法等施行細則（昭和 32 年三重県規則第 4 号）第 6 条の規定による試験の告示					○										
	7	法第 7 条第 1 項の規定による試験の合格者の決定					○										
	8	法第 8 条の 2 の規定による研修及び法第 8 条の 3 の規定による講習の指定					○										
	9	法第 9 条の規定による業務従事者の業務の停止命令												○		保健所	
	10	法第 10 条第 1 項の規定によるクリーニング所の立入検査												○		保健所	
	11	法第 10 条の 2 の規定による営業者に対する措置命令												○		保健所	
	12	法第 11 条の規定による営業者に対する営業の停止及びクリーニング所の閉鎖命令												○		保健所	
	13	法第 12 条の規定によるクリーニング師の免許取消し					○										
	14	法第 13 条の規定による公開聴聞の実施															
		(1) 営業の停止及びクリーニング所閉鎖命令に係るもの												○		保健所	
		(2) クリーニング師の免許の取消しに係るもの					○										
	15	クリーニング業法施行令（昭和 28 年政令第 233 号）第 1 条の規定による免許証の交付等					○										
	16	政令第 2 条の規定による免許の取消しの通知					○										
	17	クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）第 6 条第 2 項の規定による免許証の提出の受理					○										
	18	省令第 9 条及び第 10 条の規定による免許証の返納の受理					○										
	19	クリーニング業法等施行細則第 7 条第 2 項の規定による受験票の送付					○										
	20	規則第 9 条第 2 項の規定による合格の取消し					○										
15	理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）の施行に関する事務	1 法第 3 条第 3 項の規定による養成施設の指定					○										
		2 法第 10 条第 2 項の規定による理容師の業務停止命令												○		保健所	
		3 法第 11 条第 1 項の規定による理容所の開設の届出の受理												○		保健所	
		4 法第 11 条第 2 項の規定による変更又は廃止の届出の受理												○		保健所	
		5 法第 11 条の 2 の規定による使用前の検査及び確認												○		保健所	
		6 法第 11 条の 3 第 2 項の規定による地位の承継の届出の受理												○		保健所	
		7 法第 11 条の 4 第 2 項の規定による講習会の指定					○										

	8	法第 13 条第 1 項の規定による理容所の立入検査																			○	保健所							
	9	法第 14 条の規定による理容所の閉鎖命令																				○	保健所						
	10	理容師法施行令（昭和 28 年政令第 232 号）第 5 条の規定による業務停止に関する通知																					○	保健所					
	11	理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）附則第 7 条第 12 号による理容師養成施設の入学に関する学力の認定																					○						
	12	省令附則第 8 条第 6 号による理容師養成施設の入学に関する学力の認定																					○						
	13	理容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 5 号）第 6 条の規定による指定養成施設の変更の承認																					○						
	14	理容師養成施設指定規則第 8 条の規定による指定養成施設の変更に係る届出書の受理																					○						
	15	理容師養成施設指定規則第 9 条の規定による収支決算等の届出の受理																					○						
	16	理容師養成施設指定規則第 10 条の規定による入所及び卒業の届出の受理																					○						
	17	理容師養成施設指定規則第 12 条の規定による指定養成施設からの報告書の徴収																					○						
	18	理容師養成施設指定規則第 13 条の規定による指定養成施設の取消し																					○						
	16	美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）の施行に関する事務	1	法第 4 条第 3 項の規定による養成施設の指定																				○					
			2	法第 10 条第 2 項の規定による美容師の業務の停止命令																						○	保健所		
			3	法第 11 条第 1 項の規定による美容所の開設の届出の受理																							○	保健所	
			4	法第 11 条第 2 項の規定による変更又は廃止の届出の受理																							○	保健所	
			5	法第 12 条の規定による使用前の検査及び確認																							○	保健所	
			6	法第 12 条の 2 第 2 項の規定による地位の承継の届出の受理																								○	保健所
			7	法第 12 条の 3 第 2 項の規定による講習会の指定																							○		
8			法第 14 条第 1 項の規定による美容所への立入検査																								○	保健所	
9			法第 15 条の規定による美容所の閉鎖命令																								○	保健所	
10			美容師法施行令（昭和 32 年政令第 277 号）第 5 条の規定による業務停止に関する通知																								○		
11			美容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 7 号）附則第 7 条第 12 号による美容師養成施設の入学に関する学力の認定																								○		
12			省令附則第 8 条第 6 号による美容師養成施設の入学に関する学力の認定																								○		
13			美容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 8 号）第 7 条の規定による指定養成施設の変更の承認																								○		
14			美容師養成施設指定規則第 7 条の規定																								○		



		による指定養成施設の変更に係る届出書の受理																		
		15 美容師養成施設指定規則第 8 条の規定による収支決算等の届出の受理					○													
		16 美容師養成施設指定規則第 9 条の規定による入所及び卒業の届出の受理					○													
		17 美容師養成施設指定規則第 11 条の規定による指定養成施設からの報告書の徴収					○													
		18 美容師養成施設指定規則第 12 条の規定による指定養成施設の取消し					○													
17	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）の施行に関する事務	1 法第 10 条の規定による墓地（区域が 5 ヘクタール以上及び 2 以上の保健所の所管に属するものに限る。）の経営の許可、区域の変更及び廃止の許可					○													
		2 前号に掲げるもの以外の墓地の経営の許可、区域の変更及び廃止の許可、納骨堂及び火葬場の経営の許可並びに施設の変更及び廃止の許可														○				保健所
		3 法第 18 条の規定による報告の徴収及び立入検査														○				保健所
		4 法第 19 条の規定による墓地及び施設の整備改善命令、使用の制限命令、使用禁止命令及び許可の取消し																		
		(1) 第 1 号に掲げる許可に係るもの					○													
		(2) 第 2 号に掲げる許可に係るもの														○				保健所
		5 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成元年三重県規則第 26 号）第 12 条の規定による墓地等の工事完了届の受理														○				保健所
18	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の施行に関する事務	1 法第 10 条の規定による第一種動物取扱業の登録申請の受理														○				保健所
		2 法第 11 条の規定による登録の実施														○				保健所
		3 法第 12 条の規定による登録の拒否														○				保健所
		4 法第 13 条の規定による登録の更新														○				保健所
		5 法第 14 条の規定による変更の届出の受理														○				保健所
		6 法第 15 条の規定による第一種動物取扱業者登録簿の閲覧														○				保健所
		7 法第 16 条の規定による廃業等の届出の受理														○				保健所
		8 法第 17 条の規定による登録の抹消														○				保健所
		9 法第 19 条の規定による登録の取消し等														○				保健所
		10 法第 22 条の 6 の規定による犬猫等の種類ごとの数等の届出の受理及び検案書等の提出命令														○				保健所
		11 法第 23 条の規定による勧告及び命令														○				保健所
		12 法第 24 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査														○				保健所
		13 法第 24 条第 2 項の規定による身分証明書の交付									○									
		14 法第 24 条の 2 の規定による第二種動物取扱業の届出の受理														○				保健所
		15 法第 24 条の 3 の規定による変更等の届出の受理														○				保健所

	16	法第 24 条の 4 において準用する法第 16 条の規定による廃業等の届出の受理																○	保健所		
	17	法第 24 条の 4 において準用する法第 23 条の規定による勧告及び命令																○	保健所		
	18	法第 24 条の 4 において準用する法第 24 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査																○	保健所		
	19	法第 25 条の規定による勧告、命令及び市町長に対する協力要請																○	保健所		
	20	法第 26 条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可																○	保健所		
	21	法第 28 条第 1 項の規定による変更の許可																○	保健所		
	22	法第 28 条第 3 項の規定による変更の届出の受理																○	保健所		
	23	法第 29 条の規定による許可の取消し																○	保健所		
	24	法第 32 条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令等																○	保健所		
	25	法第 33 条の規定による報告及び検査の実施																○	保健所		
	26	法第 35 条の規定による犬又は猫の引取り、引取り場所の指定、返還及び譲渡並びに市町長に対する協力要請																○	保健所		
	27	法第 36 条の規定による負傷動物の収容																○	保健所		
	28	法第 37 条の規定による犬又は猫の引取りの際の繁殖制限の指導及び助言																○	保健所		
	29	法第 41 条の 2 の規定による獣医師からの通報の受理																○	保健所		
19	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）の施行に関する事務	1	法第 3 条の規定による食鳥処理の事業の許可															○	食肉衛生検査所		
		2	法第 6 条第 1 項の規定による食鳥処理の事業の変更許可並びに同条第 3 項の規定による記載事項及び軽微な変更の届出の受理															○	食肉衛生検査所		
		3	法第 7 条第 2 項の規定による地位承継の届出の受理																○	食肉衛生検査所	
		4	法第 8 条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止命令																○	食肉衛生検査所	
		5	法第 9 条の規定による食鳥処理場の整備改善命令若しくは使用の禁止又は食鳥処理の事業の許可の取消し若しくは事業の停止命令																○	食肉衛生検査所	
		6	法第 12 条第 5 項第 3 号の規定による食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録											○							
		7	法第 12 条第 5 項第 4 号の規定による食鳥処理衛生管理者の講習会の登録											○							
		8	法第 12 条第 6 項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置及び変更の届出の受理																	○	食肉衛生検査所
		9	法第 13 条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令																	○	食肉衛生検査所
		10	法第 14 条の規定による食鳥処理場の休廃止又は再開の届出の受理																	○	食肉衛生検査所
		11	法第 15 条の規定による食鳥検査																	○	食肉衛生検査所
		12	法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定に																	○	食肉衛生検査所

		よる確認規程の認定及び変更の認定										査所
		13 法第 16 条第 6 項の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令										○ 食肉衛生検査所
		14 法第 16 条第 7 項の規定による確認報告の受理										○ 食肉衛生検査所
		15 法第 16 条第 8 項の規定による確認規程の廃止の受理及びその確認規程の失効日の決定										○ 食肉衛生検査所
		16 法第 16 条第 9 項の規定による技術指導及び助言										○ 食肉衛生検査所
		17 法第 17 条第 1 項第 4 号の規定による食肉販売業者の届出の受理										○ 食肉衛生検査所
		18 法第 20 条の規定による食鳥処理行為の禁止又は食鳥肉等の廃棄の措置										○ 食肉衛生検査所
		19 法第 37 条第 1 項の規定による食鳥処理業者、食鳥処理衛生管理者又は届出食肉販売業者の業務の報告徴収										○ 食肉衛生検査所
		20 法第 38 条の規定による立入検査、物件検査、質問及び収去										○ 食肉衛生検査所
		21 法第 39 条の規定による食鳥検査員の指定					○					
		22 法第 40 条の規定による食中毒等原因調査の結果の厚生労働大臣への報告					○					
		23 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成 3 年政令第 52 号）第 3 条の規定による養成施設の変更の届出の受理					○					
		24 政令第 4 条の規定による養成施設からの報告の徴収					○					
		25 政令第 5 条の規定による養成施設の登録の取消し					○					
		26 政令第 7 条の規定による公示					○					
		27 政令第 11 条 3 項の規定による講習会の計画書の受理					○					
		28 政令第 12 条の規定による講習会の変更の届出の受理					○					
		29 政令第 13 条の規定による講習会の休廃止の届出の受理					○					
		30 政令第 15 条の規定による講習会の適合命令					○					
		31 政令第 16 条の規定による講習会の改善命令					○					
		32 政令第 17 条の規定による講習会の登録の取消し					○					
		33 政令第 19 条の規定による講習会の報告書の徴収					○					
		34 政令第 20 条の規定による講習会の立入検査					○					
		35 政令第 21 条の規定による公示					○					
20	株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）の施行に関する事務	株式会社日本政策金融公庫の貸付申請に係る推薦					○					
21	三重県動物の愛護及び管理	1 条例第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定による事故の届出の受理										○ 保健所

に関する条例 (昭和56年三 重県条例第33 号)の施行に 関する事務	2	条例第9条の規定による措置命令																	○	保健所			
	3	条例第10条第1項の規定による飼い 犬の捕獲及び抑留																		○	保健所		
	4	条例第11条の規定による通知、公示 及び処分																		○	保健所		
	5	条例第12条第1項及び第2項の規定 による野犬等の掃とう及び周知																		○	保健所		
	6	条例第13条の規定による立入検査等																		○	保健所		
	7	条例第13条第2項及び第14条第2項 の規定による身分証の交付																		○			
	8	三重県動物の愛護及び管理に関する条 例施行規則(昭和57年三重県規則第22 号)第10条の規定による犬又は猫の返 還																		○	保健所		
	22	三重県動物愛 護推進センタ ー条例(平成 28年三重県 条例第51号)の 施行に関する 事務	1	条例第3条の規定による入館者等に対 する指示																	○	動物愛護推 進センター	
2			条例第4条第3項の規定による手数料 の返還																		○	動物愛護推 進センター	
3			条例第4条第4項の規定による手数料 の減額又は免除																		○	動物愛護推 進センター	
23	三重県魚介類 行商営業条例 (昭和37年三 重県条例第34 号)の施行に 関する事務	1	条例第3条第2項の規定による許可																	○	保健所		
		2	条例第4条第1項の規定による許可 証、記章及び容器の検査済証の交付																		○	保健所	
		3	条例第4条第5項の規定による許可 証、記章及び容器の検査済証の再交付																		○	保健所	
		4	条例第5条の規定による容器の基準の 設定等																		○		
		5	条例第6条の規定による取扱管理の基 準の設定等																		○		
		6	条例第9条第1項の規定による報告の 要求及び立入検査																			○	保健所
		7	条例第10条の規定による廃業等の届 出の受理																			○	保健所
		8	条例第12条の規定による危害除去の 処理命令、許可の取消し及び営業の停止																			○	保健所
24	三重県モーテ ル類似旅館建 築指導要綱の 施行に関する 事務	1	要綱第4第2項の規定による旅館建築 協議申出書の受理																		○	保健所	
		2	要綱第6第1項の規定による旅館建築 協議申出書の審査																				
			(1) モーター類似旅館審査委員会の所 掌に属するもの																		○		
			(2) 地方モーター類似旅館審査委員 会の所掌に属するもの																		○	保健所	
		3	要綱第6第2項の規定によるモーター 類似旅館審査委員会の意見聴取																				
			(1) モーター類似旅館審査委員会の所 掌に属するもの																		○		
			(2) 地方モーター類似旅館審査委員 会の所掌に属するもの																		○	保健所	
		4	要綱第7第1項の規定による旅館等建 築協議結果通知書の交付																				
	(1) モーター類似旅館審査委員会の所 掌に属するもの																		○				
	(2) 地方モーター類似旅館審査委員 会の所掌に属するもの																		○	保健所			

	5	要綱第 8 第 1 項の規定による市町条例等による措置結果の通知書の受理								○									保健所
	6	要綱第 9 第 1 項の規定による勧告																	
	(1)	モーテル類似旅館審査委員会の所掌に属するもの								○									
	(2)	地方モーテル類似旅館審査委員会の所掌に属するもの								○									保健所
	7	要綱第 9 第 1 項の規定による公表								○									
25	1	住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）の施行に関する事務	法第 3 条の規定による届出の受理							○									
	2	法第 3 条第 7 項の規定による保健所設置市への通知								○									
	3	法第 8 条第 1 項の規定による宿泊者名簿の提出要求（第 36 条において準用する場合を含む。）								○									
	4	法第 14 条の規定による定期報告の徴取								○									
	5	法第 15 条の規定による業務の方法の変更等の必要な措置命令								○									
	6	法第 16 条第 1 項の規定による業務の全部又は一部の停止命令								○									
	7	法第 16 条第 2 項の規定による事業の廃止命令								○									
	8	法第 16 条第 3 の規定による住宅宿泊事業者への通知								○									
	9	法第 17 条第 1 項の規定による報告の聴取及び立入検査								○									
	10	法第 17 条第 2 項の規定による身分証明書の交付								○									
	11	法第 20 条第 2 項の規定による情報提供								○									
	12	法第 24 条第 2 項及び第 26 条第 3 項の規定による通知の受理（第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）								○									
	13	法第 41 条第 1 項の規定による通知の受理								○									
	14	法第 41 条第 2 項の規定による業務の方法の変更等の必要な措置命令								○									
	15	法第 41 条第 2 項の規定による国土交通大臣への通知								○									
	16	法第 42 条第 2 項の規定による処分の要請								○									
	17	法第 42 条第 3 項の規定による通知の受理								○									
	18	法第 45 条第 2 項の規定による報告の聴取及び立入検査								○									
	19	住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省令・国土交通省令第 2 号）第 4 条第 5 項の規定による住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出								○									
	20	法施行規則第 4 条第 6 項の規定による届出書に添付しなければならない書類の一部省略								○									
	21	法施行規則第 4 条第 7 項の規定による届出番号の通知								○									

医療保健部 薬務感染症対策課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称			
			知事	専決者								受任者				
				副知事	本庁				地域機関							
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長		
1	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	1 法第4条第1項の規定による薬局開設の許可												○	保健所	
		2 法第4条第2項の規定による薬局開設の許可の更新													○	保健所
		3 法第7条第3項の規定による薬局の管理者の兼務の許可（法第17条第4項、第23条の2の14第6項及び第68条の16第2項において準用する場合を含む。）														
		(1) 薬局、医薬品販売業及び薬局製造販売医薬品製造業に係るもの													○	保健所
		(2) (1)以外のもの					○									
		4 法第8条の2第1項の規定による薬局に関する情報の報告の受理													○	保健所
		5 法第8条の2第2項の規定による変更報告の受理													○	保健所
		6 法第8条の2第4項の規定による官公署に対する情報提供の要求													○	保健所
		7 法第8条の2第5項の規定による報告事項の公表													○	保健所
		8 法第10条の規定による休廃止等の届出の受理（法第38条、第40条及び第40条の7において準用する場合を含む。）													○	保健所
		9 法第12条第1項の規定による製造販売業の許可														
		(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの													○	保健所
		(2) (1)以外のもの						○								
		10 法第12条第2項の規定による製造販売業の許可の更新														
		(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの													○	保健所
(2) (1)以外のもの						○										
11 法第13条第1項の規定による製造業等の許可																
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの													○	保健所		
(2) (1)以外のもの							○									
12 法第13条第3項の規定による製造業等の許可の更新																
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの													○	保健所		
(2) (1)以外のもの							○									
13 法第13条第6項の規定による製造所の許可の区分の変更又は追加の許可								○								
14 法第14条第1項の規定による医薬品等の製造販売の承認及び同条第9項の規定による変更の承認																
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの													○	保健所		
(2) (1)以外のもの								○								
15 法第14条第6項の規定による調査の実施									○							



進達														
35 法第 23 条の 36 第 1 項の規定による再生医療等製品の製造販売業の休廃止等の届出の受理						○								
36 法第 23 条の 36 第 2 項の規定による再生医療等製品の製造業等の休廃止等の届出の進達						○								
37 法第 23 条の 38 の規定による選任外国製造再生医療等製品製造販売業の変更の届出の進達						○								
38 法第 24 条第 1 項の規定による医薬品販売業の許可												○	保健所	
39 法第 24 条第 2 項の規定による医薬品販売業の許可の更新												○	保健所	
40 法第 28 条第 3 項の規定による店舗管理者の兼務の許可												○	保健所	
41 法第 32 条の規定による配置従事の届出の受理												○	保健所	
42 法第 33 条の規定による身分証明書の交付												○	保健所	
43 法第 35 条第 3 項の規定による営業所管理者の兼務の許可												○	保健所	
44 法第 36 条の 8 第 1 項の規定による登録販売者試験の実施等					○									
45 法第 36 条の 8 第 2 項の規定による販売従事登録												○	保健所	
46 法第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可												○	保健所	
47 法第 39 条第 4 項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新												○	保健所	
48 法第 39 条の 2 第 2 項の規定による高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可												○	保健所	
49 法第 39 条の 3 第 1 項の規定による管理医療機器の販売業及び貸与業の届出の受理												○	保健所	
50 法第 40 条の 2 第 1 項の規定による医療機器の修理業の許可						○								
51 法第 40 条の 2 第 3 項の規定による医療機器の修理業の許可の更新							○							
52 法第 40 条の 2 第 5 項の規定による修理区分の変更又は追加の許可							○							
53 法第 40 条の 5 第 1 項の規定による再生医療等製品の販売業の許可												○	保健所	
54 法第 40 条の 5 第 4 項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新												○	保健所	
55 法第 40 条の 6 第 2 項の規定による再生医療等製品営業所管理者の兼務の許可												○	保健所	
56 法第 68 条の 6 の規定による特定医療機器に関する指導及び助言												○	保健所	
57 法第 68 条の 8 の規定による再生医療等製品に関する指導及び助言												○	保健所	
58 法第 68 条の 11 の規定による回収の報告の受理							○							
59 法第 68 条の 16 第 1 項の規定による製造管理者の承認							○							



60	法第 68 条の 23 の規定による生物由来製品に関する指導及び助言												○	保健所
61	法第 69 条の規定による立入検査等													
	(1) 医薬品等の製造販売業及び製造業等（薬局製造販売医薬品に係るものを除く。）並びに医療機器の修理業（以下「医薬品製造販売業等」という。）に係るもの												○	
	(2) (1)以外のもの												○	保健所
62	法第 70 条第 1 項の規定による医薬品等を業務上取り扱う者に対する措置命令													
	(1) 医薬品製造販売業等に係るもの												○	
	(2) (1)以外のもの												○	保健所
63	法第 70 条第 2 項の規定による廃棄等の処分													
	(1) 医薬品製造販売業等に係るもの												○	
	(2) (1)以外のもの												○	保健所
64	法第 71 条の規定による医薬品等の検査命令													
	(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの												○	保健所
	(2) (1)以外のもの												○	
65	法第 72 条の規定による改善命令等													
	(1) 医薬品製造販売業等に係るもの												○	
	(2) (1)以外のもの												○	保健所
66	法第 72 条の 2 の規定による業務体制の整備命令												○	保健所
67	法第 72 条の 3 の規定による報告命令等												○	保健所
68	法第 72 条の 4 の規定による措置命令													
	(1) 医薬品製造販売業等に係るもの												○	
	(2) (1)以外のもの												○	保健所
69	法第 72 条の 5 第 1 項の規定による広告の中止命令												○	保健所
70	法第 72 条の 5 第 2 項の規定による要請												○	保健所
71	法第 73 条の規定による医薬品等総括製造販売責任者等の変更命令													
	(1) 薬局又は医薬品販売業若しくは医療機器の販売業若しくは貸与業の管理者に係るもの												○	保健所
	(2) (1)以外のもの												○	
72	法第 74 条の規定による配置員の業務停止命令												○	保健所
73	法第 74 条の 2 の規定による承認の取消し等													
	(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの												○	保健所
	(2) (1)以外のもの												○	
74	法第 75 条第 1 項の規定による許可の取消し等													
	(1) 医薬品製造販売業等に係るもの												○	
	(2) (1)以外のもの												○	保健所

75	法第 75 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への意見の通知				○																
76	法第 75 条の 2 第 1 項の規定による登録の取消し等				○																
77	法第 75 条の 2 第 2 項の規定による厚生労働大臣への意見の通知				○																
78	法第 76 条の規定による許可の更新拒否の理由の通知																				
	(1) 医薬品製造販売業等に係るもの				○																
	(2) (1)以外のもの																	○	保健所		
79	法第 76 条の 3 の規定による薬事監視員の任命				○																
80	法第 76 条の 6 第 1 項又は第 2 項の規定による検査等の命令				○																
81	法第 76 条の 6 第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定による厚生労働大臣への報告				○																
82	法第 76 条の 6 第 7 項の規定による検査結果等の通知				○																
83	法第 76 条の 7 第 1 項の規定による廃棄等の措置命令				○																
84	法第 76 条の 7 第 2 項の規定による当該職員による廃棄等の処分				○																
85	法第 76 条の 8 の規定による立入検査等				○																
86	法第 76 条の 7 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による中止命令等				○																
87	法第 76 条の 7 の 2 第 3 項の規定による要請				○																
88	法第 80 条第 1 項の規定による輸出入医薬品等の調査の実施				○																
89	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 1 条の 4 の規定による薬局開設の許可証の交付																		○	保健所	
90	政令第 1 条の 5 の規定による薬局開設の許可証の書換え交付																			○	保健所
91	政令第 1 条の 6 の規定による薬局開設の許可証の再交付																			○	保健所
92	政令第 1 条の 7 の規定による薬局開設の許可証の返納																			○	保健所
93	政令第 1 条の 8 の規定による薬局開設の許可台帳の備付け及び記載																			○	保健所
94	政令第 2 条の規定による取扱処方せん数の届出の受理																			○	保健所
95	政令第 4 条の規定による製造販売業の許可証の交付																				
	(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの																			○	保健所
	(2) (1)以外のもの																			○	
96	政令第 5 条の規定による製造販売業の許可証の書換え交付																				
	(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの																			○	保健所
	(2) (1)以外のもの																			○	
97	政令第 6 条の規定による製造販売業の許可証の再交付																				

(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの																				○	保健所	
(2) (1)以外のもの																						
98 政令第 7 条の規定による製造販売業の許可証の返納																						
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの																						
(2) (1)以外のもの																						
99 政令第 8 条の規定による製造販売業の許可台帳の備付け及び記載																						
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの																						
(2) (1)以外のもの																						
100 政令第 11 条の規定による製造業の許可証の交付																						
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの																						
(2) (1)以外のもの																						
101 政令第 12 条の規定による製造業の許可証の書換え交付																						
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの																						
(2) (1)以外のもの																						
102 政令第 13 条の規定による製造業の許可証の再交付																						
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの																						
(2) (1)以外のもの																						
103 政令第 14 条の規定による製造業の許可証の返納																						
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの																						
(2) (1)以外のもの																						
104 政令第 15 条の規定による製造業の許可台帳の備付け及び記載																						
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの																						
(2) (1)以外のもの																						
105 政令第 19 条の規定による承認台帳の備付け及び記載																						
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの																						
(2) (1)以外のもの																						
106 第 89 号から前号までの申請書等で厚生労働大臣への進達に係るもの																						
107 政令第 23 条の規定による医薬品等適合性調査の結果の通知																						
108 政令第 24 条の規定による医薬品等適合性調査に関する台帳の備付け及び記載（政令第 72 条において準用する場合を含む。）																						
109 政令第 34 条の規定による外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出の進達																						
110 政令第 37 条の規定による製造販売業の許可証の交付																						
111 政令第 37 条の 2 の規定による製造販売業の許可証の書換え交付																						
112 政令第 37 条の 3 の規定による製造販売業の許可証の再交付																						

113 政令第 37 条の 4 の規定による製造販売業の許可証の返納					○														
114 政令第 37 条の 5 の規定による製造販売業の許可台帳の備付け及び記載					○														
115 政令第 37 条の 8 の規定による製造業の登録証等の交付（政令第 55 条において準用する場合を含む。）					○														
116 政令第 37 条の 9 の規定による製造業の登録証等の書換え交付（政令第 55 条において準用する場合を含む。）					○														
117 政令第 37 条の 10 の規定による製造業の登録証等の再交付（政令第 55 条において準用する場合を含む。）					○														
118 政令第 37 条の 11 の規定による製造業の登録証等の返納（政令第 55 条において準用する場合を含む。）					○														
119 政令第 37 条の 12 の規定による製造業の登録台帳等の備付け及び記載（政令第 55 条において準用する場合を含む。）					○														
120 第 104 号から前号までの申請書等で厚生労働大臣への進達に係るもの						○													
121 政令第 37 条の 34 の規定による外国製造医療機器等特例承認取得者に関する変更の届出の進達						○													
122 政令第 43 条の 3 の規定による製造販売業の許可証の交付						○													
123 政令第 43 条の 4 の規定による製造販売業の許可証の書換え交付						○													
124 政令第 43 条の 5 の規定による製造販売業の許可証の再交付						○													
125 政令第 43 条の 6 の規定による製造販売業の許可証の返納						○													
126 政令第 43 条の 7 の規定による製造販売業の許可台帳の備付け及び記載						○													
127 政令第 43 条の 11 の規定による製造業の許可証の書換え交付申請書の進達						○													
128 政令第 43 条の 12 の規定による製造業の許可証の再交付申請書の進達						○													
129 政令第 43 条の 13 の規定による製造業の許可証の返納の届出の進達						○													
130 政令第 43 条の 35 の規定による外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出の進達						○													
131 政令第 44 条の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の交付																			○ 保健所
132 政令第 45 条の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付																			○ 保健所
133 政令第 46 条の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の再交付																			○ 保健所
134 政令第 47 条の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の																			○ 保健所

		許可証の返納																	
		135 政令第 48 条の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可台帳の備付け及び記載															○	保健所	
		136 政令第 58 条の規定による検定申請書の経由							○										
		137 政令第 59 条の規定による検定の試験品の採取等							○										
		138 政令第 60 条の規定による検定結果の通知等							○										
		139 政令第 73 条の規定による輸出用医薬品等の調査の結果の通知							○										
		140 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）159 条の 4 の規定による登録販売者試験の実施及び公示							○										
		141 省令 159 条の 6 の規定による合格者への通知及び合格者の受験番号の公示							○										
		142 省令第 159 条の 8 第 1 項の規定による登録販売者名簿の備付け及び登録								○								保健所	
		143 省令第 159 条の 8 第 2 項の規定による販売従事登録証の交付								○								保健所	
		144 省令第 159 条の 9 の規定による登録販売者名簿の登録事項の変更の届出受理								○								保健所	
		145 省令第 159 条の 10 の規定による販売従事登録の消除								○								保健所	
		146 省令第 159 条の 11 の規定による販売従事登録証の書換え交付								○								保健所	
		147 省令第 159 条の 12 の規定による販売従事登録証の再交付								○								保健所	
		148 省令第 159 条の 13 の規定による販売従事登録証の返納								○								保健所	
		149 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 10 号）附則第 12 条の規定により、なおその効力を有するとされる同省令第 1 条の規定による改正前の薬事法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第 159 条の規定による配置販売業に係る指定品目の変更又は追加の指定																○	保健所
		150 薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法第 69 号）附則第 14 条の規定により、従前の例により引き続き当該業務を行うことができるとされた特例販売業に係る旧施行規則第 159 条の規定による指定品目の変更又は追加の指定																○	保健所
		151 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和 47 年三重県規則第 12 号）第 4 条及び第 5 条の規定による身分証明書の書換え交付及び再交付																○	保健所
		152 規則第 9 条第 1 項の規定による登録販売者試験受験合格通知書の再交付								○									
		153 規則第 9 条第 4 項の規定による登録販売者試験受験合格通知書の返納								○									
2	薬剤師法（昭和 35 年法律第	1 法第 8 条第 3 項の規定による厚生労働大臣への意見の具申															○		

146号)の施行に関する事務	2	薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)第3条の規定による薬剤師の免許の申請書の進達									○												
	3	政令第5条第2項の規定による登録事項の変更に伴う薬剤師名簿の訂正の申請書の進達										○											
	4	政令第6条第1項の規定による薬剤師名簿の登録の削除の申請書の進達											○										
	5	政令第8条第2項の規定による薬剤師免許証の書換え交付の申請書の進達											○										
	6	政令第9条第2項の規定による薬剤師免許証の再交付の申請書の進達											○										
	7	政令第9条第5項及び第10条の規定による薬剤師免許証の返納の進達												○									
	3 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の施行に関する事務	1	法第4条第1項の規定による登録及び同条第4項の規定による更新																	○	保健所		
2		法第6条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可																		○	保健所		
3		法第7条第3項の規定による取扱責任者の設置及び変更の届出の受理																			○	保健所	
4		法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施及び合格者の決定										○											
5		法第9条第1項の規定による登録の変更																			○	保健所	
6		法第10条第1項及び第2項の規定による氏名等の変更の届出の受理																				○	保健所
7		法第15条の3の規定による回収等の命令(法第22条第4項において準用する場合を含む。)																				○	保健所
8		法第17条の規定による毒物劇物監視員の指定												○									
9		法第17条の規定による立入検査等(法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)																				○	保健所
10		法第19条第1項の規定による基準に適合させるための措置命令																				○	保健所
11		法第19条第2項の規定による登録の取消し																				○	保健所
12		法第19条第3項の規定による取扱責任者の変更命令(法第22条第4項において準用する場合を含む。)																				○	保健所
13		法第19条第4項の規定による登録等の取消し及び業務停止命令																				○	保健所
14		法第19条第5項の規定による厚生労働大臣への意見の具申																				○	
15		法第20条の規定による公開による聴聞の実施(法第22条第7項において準用する場合を含む。)																				○	保健所
16		法第21条第1項の規定による特定毒物の届出の受理																				○	保健所
17		法第22条第1項から第3項までの規定による届出の受理																				○	保健所
18		法第22条第4項において準用する第7条第3項の規定による取扱責任者の設置及び変更の届出の受理																				○	保健所
19		法第22条第6項の規定による措置の																				○	保健所

		命令											
		20 毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 11 条、第 16 条、第 22 条又は第 28 条の規定による特定毒物使用者の指定										○	保健所
		21 政令第 13 条、第 18 条又は第 24 条の規定による特定毒物実地指導員の指定										○	保健所
		22 政令第 30 条の規定による燻蒸作業の場所の指定										○	保健所
		23 政令第 33 条から第 36 条までの規定による登録票の交付及び書換え交付等										○	保健所
		24 政令第 36 条の 2 の規定による登録票又は許可証の返納の受理										○	保健所
		25 政令第 36 条の 3 の規定による登録簿または特定毒物研究者名簿の備付け及び記載										○	保健所
		26 政令第 36 条の 8 の規定による登録簿の送付及び登録票の交付等										○	保健所
		27 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号）第 8 条の規定による毒物劇物取扱者試験の公告					○						
		28 省令第 9 条の規定による合格証の交付					○						
		29 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和 32 年三重県規則第 32 号）第 8 条の規定による指定証の返納の受理										○	保健所
		30 前各号の申請書等で厚生労働大臣への進達に係るもの					○						
4	麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）の施行に関する事務	1 法第 3 条第 1 項の規定による麻薬取扱者の免許										○	保健所
		2 法第 4 条第 1 項の規定による免許証の交付										○	保健所
		3 法第 7 条の規定による業務廃止等の届出の受理										○	保健所
		4 法第 8 条及び第 10 条第 2 項の規定による免許証の返納の受理										○	保健所
		5 法第 9 条の規定による免許証の記載事項の変更届の受理及び書換え交付										○	保健所
		6 法第 10 条第 1 項の規定による免許証の再交付										○	保健所
		7 法第 24 条第 12 項第 1 号の規定による譲渡しの許可					○						
		8 法第 29 条の規定による廃棄の届出の受理										○	保健所
		9 法第 35 条及び第 50 条の 22 の規定による事故の届出の受理及び厚生労働大臣への報告					○						
		10 法第 35 条第 2 項の規定による麻薬廃棄届の受理										○	保健所
		11 法第 36 条の規定による免許が失効した場合等の届出の受理										○	保健所
		12 法第 46 条の規定による麻薬卸売業者の届出の受理及び厚生労働大臣への報告					○						
		13 法第 47 条から第 49 条までの規定による麻薬取扱者の届出の受理										○	保健所
		14 法第 50 条第 1 項の規定による向精神薬取扱者の免許										○	保健所

15 法第 50 条の 4 の規定による免許証の交付及び業務廃止等の届出の受理												○	保健所
16 法第 50 条の 4 の規定による免許証の返納の受理、免許証の記載事項の変更届の受理及び書換え交付並びに免許証の再交付												○	保健所
17 法第 50 条の 5 第 1 項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録												○	保健所
18 法第 50 条の 7 の規定による登録証の交付及び試験研究廃止等の届出の受理												○	保健所
19 法第 50 条の 7 の規定による登録証の返納の受理、登録証の記載事項の変更届の受理及び書換え交付並びに免許証の再交付												○	保健所
20 法第 50 条の 20 第 4 項の規定による向精神薬取扱責任者の届出の受理												○	保健所
21 法第 50 条の 24 の規定による向精神薬試験研究施設設置者の届出の受理及び厚生労働大臣への報告											○		
22 法第 50 条の 26 の規定による別段の申出の受理及び公示												○	保健所
23 法第 50 条の 27 の規定による特定麻薬等原料卸小売業者の届出の受理												○	保健所
24 法第 50 条の 28 の規定による業務廃止の届出の受理												○	保健所
25 法第 50 条の 33 の規定による事故等の届出の受理及び厚生労働大臣への報告											○		
26 法第 50 条の 38 第 1 項の規定による報告の徴収等													
(1) 収去に係るもの											○		
(2) (1)以外のもの												○	保健所
27 法第 50 条の 39 の規定による措置命令												○	保健所
28 法第 50 条の 40 の規定による改善命令等												○	保健所
29 法第 50 条の 41 の規定による向精神薬取扱責任者の変更命令												○	保健所
30 法第 51 条の規定による免許の取消し等												○	保健所
31 法第 52 条の規定による公開による聴聞の実施												○	保健所
32 法第 54 条第 4 項の規定による麻薬取締員任命の協議											○		
33 法第 56 条第 2 項の規定による厚生労働大臣に対する協力の要請											○		
34 法第 58 条の 2 の規定による医師の届出の受理及び厚生労働大臣への報告											○		
35 法第 58 条の 3 から第 58 条の 5 までの規定による通報の受理											○		
36 法第 58 条の 6 の規定による麻薬中毒者等の診療命令及び厚生労働大臣への報告											○		
37 法第 58 条の 8 の規定による麻薬中毒者の入院措置等											○		
38 法第 58 条の 9 の規定による入院期間の延長の決定											○		
39 法第 58 条の 11 の規定による当該職員											○		



		に対する所持品の保管命令																	
		40 法第 58 条の 12 の規定による麻薬中毒者の退院の決定				○													
		41 法第 58 条の 13 の規定による麻薬中毒審査会の設置及び委員の任命				○													
		42 法第 58 条の 15 の規定による社会保険診療報酬支払基金との委託契約の締結				○													
		43 法第 58 条の 16 の規定による報告の徴収等				○													
		44 法第 58 条の 18 の規定による麻薬中毒者相談員の設置及び任命				○													
		45 法第 59 条の 4 並びに麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和 47 年三重県規則第 13 号）第 6 条及び第 7 条の規定による費用の徴収				○													
		46 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 14 号）第 9 条の 2 第 6 項の規定による届出の受理					○												
		47 省令第 9 条の 2 第 7 項及び第 8 項の規定による届出の受理					○												
		48 省令第 9 条の 2 第 9 項の規定による麻薬小売間譲渡許可書の書換え交付					○												
		49 省令第 9 条の 2 第 10 項の規定による麻薬小売間譲渡許可書の再交付					○												
		50 省令第 9 条の 2 第 11 項の規定による麻薬小売間譲渡許可書の返納					○												
		51 規則第 3 条の規定による麻薬中毒者の転届届の受理					○												
5	あへん法（昭和 29 年法律第 71 号）の施行に関する事務	1 法第 12 条第 4 項の規定による調査の実施及び進達				○													
		2 法第 21 条第 2 項の規定によるけしからの廃棄の届出の受理				○													
		3 法第 40 条第 2 項の規定による届出の受理					○												
		4 法第 41 条第 1 項の規定による麻薬研究施設に係る届出の受理					○												
		5 法第 44 条第 2 項の規定による報告の徴収等					○												
6	大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）の施行に関する事務	1 法第 5 条第 1 項の規定による大麻取扱者の免許				○													
		2 法第 7 条第 1 項の規定による登録及び免許証の交付					○												
		3 法第 10 条の規定による申請等の受理及び登録のまつ消等					○												
		4 法第 14 条の規定による栽培地外への持出しの許可					○												
		5 法第 15 条及び第 17 条の規定による報告の受理					○												
		6 法第 18 条の規定による免許の取消し					○												
		7 法第 21 条第 1 項の規定による立入検査等					○												
7	覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）の施行に関する事務	1 法第 3 条第 1 項の規定による覚せい剤施用機関等の指定															○		保健所
		2 法第 5 条の規定による指定証の交付（法第 30 条の 5 において準用する場合を含む。）															○		保健所

	3	法第 8 条の規定による指定の取消し及び業務等の停止命令等																		○	保健所			
	4	法第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定による業務の廃止等の届出の受理																			○	保健所		
	5	法第 10 条の規定による指定証の返納等の受理（法第 30 条の 5 において準用する場合を含む。）																			○	保健所		
	6	法第 11 条の規定による指定証の再交付等（法第 30 条の 5 において準用する場合を含む。）																			○	保健所		
	7	法第 12 条の規定による氏名等の変更届の受理及び指定証の訂正交付（法第 30 条の 5 において準用する場合を含む。）																			○	保健所		
	8	法第 22 条の 2 の規定による廃棄の届出の受理及び立会い																			○	保健所		
	9	法第 23 条の規定による事故の届出の受理																			○			
	10	法第 24 条の規定による指定の失効の報告の受理及び処分の方立会い																				○	保健所	
	11	法第 30 条の規定による品名等の報告の受理																				○	保健所	
	12	法第 30 条の 2 の規定による覚せい剤原料取扱者等の指定																				○	保健所	
	13	法第 30 条の 3 の規定による指定の取消し及び業務の停止命令等																				○	保健所	
	14	法第 30 条の 4 第 1 項の規定による業務の廃止等の届出の受理																				○	保健所	
	15	法第 30 条の 13 の規定による廃棄の届出の受理及び立会い																				○	保健所	
	16	法第 30 条の 14 の規定による事故の届出の受理																				○		
	17	法第 30 条の 15 の規定による指定の失効の場合の報告の受理及び処分の方立会い																				○	保健所	
	18	法第 31 条の規定による報告の徴収																				○	保健所	
	19	法第 32 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査等																						
		(1) 覚せい剤、覚せい剤原料等の収去に係るもの																				○		
		(2) (1)以外のもの																					○	保健所
	20	法第 33 条に規定による覚せい剤監視員の指定																				○		
	21	法第 34 条の規定による厚生労働大臣への意見の具申																				○		
	22	法第 35 条第 2 項の規定による覚せい剤施用機関の指定																					○	保健所
	23	覚せい剤取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 30 号）第 13 条の規定による保管場所の届出の受理																					○	保健所
8	有害物質を含む家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号）の施行に関する事務	1	法第 6 条の規定による基準に適合しない家庭用品の回収その他必要な措置命令																			○		
		2	法第 7 条の第 1 項の規定による家庭用品衛生監視員の指定、報告、立入検査、質問及び収去																					
		(1)	家庭用品衛生監視員の指定に係るもの																				○	
		(2)	(1)以外のもの																					○

9	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	1	法第10条の規定による予防計画の策定及び変更並びに厚生労働大臣への報告及び公表										○											
		2	法第12条第1項の規定による医師からの感染症患者の届出の受理																		○	保健所		
		3	法第12条第2項の規定による厚生労働大臣への感染症の届出の内容報告												○									
		4	法第12条第3項の規定による県外居住者の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事への通報												○									
		5	法第12条第4項の規定による慢性感染症患者の医師からの届出の受理																			○	保健所	
		6	法第12条第6項の規定による死体を検案した場合の厚生労働大臣及び該当する都道府県知事への通報																				○	保健所
		7	法第13条第1項の規定による獣医師からの届出の受理																				○	保健所
		8	法第13条第3項の規定による厚生労働大臣への動物の感染症の届出の内容報告													○								
		9	法第13条第4項の規定による県外で飼育された動物の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事への通報													○								
		10	法第13条第5項の規定による厚生労働大臣及び該当する都道府県知事への通報													○								
		11	法第14条の規定による感染症の指定届出機関の指定、指定の取消し及び発生状況等の厚生労働大臣への報告													○								
		12	法第15条第1項の規定による質問又は調査																				○	保健所
		13	法第15条第5項及び第6項の規定による厚生労働大臣への結果報告及び職員の派遣等必要な協力の要請													○								
		14	法第15条の2第1項の規定による質問又は調査																				○	保健所
		15	法第15条の2第2項の規定による厚生労働大臣への結果報告													○								
		16	法第15条の3第1項の規定による報告の請求又は質問													○								
		17	法第15条の3第2項及び第3項の規定による厚生労働大臣への報告及び当該者その他関係者への質問又は調査													○								
		18	法第16条の規定による感染症に関する情報の分析及び公表													○								
		19	法第16条の2の規定による医師等への協力の要請													○								
		20	法第17条の規定による一類から三類までの感染症の疑いがある者等への健康診断の勧告又は措置及び書面による通知等																				○	保健所
		21	法第18条第1項の規定による一類から三類までの感染症患者等に対する書面による通知等																				○	保健所
		22	法第18条第4項の規定による特定業務の就業制限の対象者であるかどうかの確認																				○	保健所
		23	法第18条第5項の規定による協議会の意見の聴取																				○	保健所

24 法第 18 条第 6 項の規定による通知内容の協議会への報告												○	保健所
25 法第 19 条の規定による一類感染症患者等に対する 72 時間以内の入院勧告又は入院措置												○	保健所
26 法第 20 条第 1 項から第 4 項までの規定による入院している一類感染症患者等に対する 10 日以内の入院勧告又は入院措置及び入院期間の延長等												○	保健所
27 法第 20 条第 5 項の規定による一類感染症患者に対する入院勧告及び入院期間の延長に関する感染症の診査に関する協議会の意見聴取												○	保健所
28 法第 20 条第 6 項の規定による患者又はその保護者への意見を述べる機会の付与												○	保健所
29 法第 20 条第 8 項の規定による聴取書の受理												○	保健所
30 法第 21 条の規定による一類感染症患者の移送												○	保健所
31 法第 22 条の規定による一類感染症患者の退院及び一類感染症の病原体の保有の有無の確認												○	保健所
32 法第 23 条の規定による入院勧告及び入院措置等に係る書面による通知												○	保健所
33 法第 24 条の規定による感染症の診査に関する協議会の設置及び委員の任命							○						
34 法第 24 条の 2 第 1 項の規定による患者又はその保護者からの苦情の処理												○	保健所
35 法第 24 条の 2 第 2 項の規定による患者又はその保護者からの苦情の申出内容の聴取												○	保健所
36 法第 24 条の 2 第 3 項の規定による苦情の申出の処理結果の通知												○	保健所
37 法第 25 条の規定による審査請求の特例の厚生労働大臣への移送							○						
38 法第 26 条及び第 26 条の 2 の規定による二類感染症の患者等に対する入院、移送、退院等												○	保健所
39 法第 27 条の規定による汚染された場所等の管理者等に対する消毒命令又は市町に対する消毒の指示												○	保健所
40 法第 28 条の規定による区域の管理者等に対する汚染されたねずみ族等の駆除の命令又は市町に対する駆除の指示												○	保健所
41 法第 29 条の規定による汚染された物件の所有者に対する措置の命令又は市町に対する措置の指示等												○	保健所
42 法第 30 条の規定による死体の移動制限及び死体の埋葬の許可等												○	保健所
43 法第 31 条の規定による生活の用に供される水の使用制限等及び市町に対する給水の指示												○	保健所
44 法第 32 条の規定による汚染された建物への立入り制限又は封鎖等												○	保健所
45 法第 33 条の規定による交通の制限又は遮断												○	保健所
46 法第 35 条の規定による質問又は調査												○	保健所

47 法第 36 条の規定による消毒その他の措置に係る書面による通知又は掲示											○	保健所
48 法第 37 条の規定による入院に係る患者又はその保護者からの医療費用申請の受理											○	保健所
49 法第 37 条の 2 第 2 項の規定による結核患者の医療費用申請の受理											○	保健所
50 法第 37 条の 2 第 3 項の規定による協議会からの意見の聴取											○	保健所
51 法第 38 条の規定による第 1 種感染症指定医療機関及び第 2 種感染症指定医療機関の指定、指定辞退の届出の受理及び指定の取消し				○								
52 法第 38 条の規定による結核指定医療機関の指定、指定辞退の届出の受理及び指定の取消し											○	保健所
53 法第 38 条第 5 項及び第 6 項の規定による第一種及び第二種感染症指定医療機関への医療に関する措置					○							
54 法第 38 条第 7 項の規定による結核指定医療機関への医療に関する指導					○							
55 法第 40 条第 3 項の規定による診療内容等の請求の審査及び診療報酬額の決定					○							
56 法第 40 条第 6 項の規定による社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託					○							
57 法第 42 条の規定による緊急時の医療費の支給の決定					○							
58 法第 43 条の規定による報告の請求、診療録等の検査及び診療報酬の支払の差止めの決定					○							
59 法第 44 条の 3 の規定による報告、感染防止に必要な協力及び必要な食事等に要した実費の徴収					○							
60 法第 44 条の 5 の規定による厚生労働大臣への報告					○							
61 法第 45 条の規定による新感染症の疑いがある者に対する健康診断の勧告又は措置及び書面による通知											○	保健所
62 法第 46 条の規定による新感染症の所見がある者に対する入院勧告又は入院措置及び入院期間の延長等											○	保健所
63 法第 47 条の規定による新感染症の所見がある者の移送											○	保健所
64 法第 48 条の規定による新感染症の所見がある者の退院及び公衆にまん延させるおそれの有無の確認											○	保健所
65 法第 49 条の規定による新感染症の所見がある者に対する入院勧告及び入院措置等に係る書面による通知											○	保健所
66 法第 50 条の規定による新感染症に係る消毒その他の措置及び書面による通知又は掲示											○	保健所
67 法第 50 条の 2 の規定による新感染症のまん延を防止するための当該者からの報告及び協力					○							
68 法第 50 条の 2 第 4 項の規定による協力を求める場合の食事等の提供及び実費の徴収					○							
69 法第 51 条の規定による新感染症に係					○							

		る措置をする場合の事前の厚生労働大臣への通報及び連携																		
		70 法第 52 条の規定による厚生労働大臣への新感染症に係る経過の報告										○								
		71 法第 53 条の 7 の規定による定期健康診断の通報又は報告の受理																○		保健所
		72 法第 53 条の 10 の規定による結核患者に係る届出内容の通知																○		保健所
		73 法第 56 条第 1 項の規定による輸入検査において感染症にかかっている指定動物等を発見した場合の通知																○		保健所
		74 法第 56 条第 2 項の規定による輸入検査において感染症にかかっている指定動物等を発見した場合の厚生労働大臣への報告										○								
10	予 防 接 種 法 ( 昭 和 23 年 法 律 第 68 号 ) の 施 行 に 関 す る 事 務	1 法第 6 条の規定による臨時の予防接種の実施										○								
		2 予防接種法施行令(昭和 23 年政令第 197 号) 第 4 条の規定による予防接種を行う医師への要請																	○	保健所
		3 予防接種法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 36 号) 第 4 条の規定による臨時の予防接種済証の交付																	○	保健所
11	三 重 県 補 助 金 等 交 付 規 則 の 施 行 に 関 す る 事 務	規則第 21 条の規定による立入検査等(業務感染症対策課において交付決定した結核健康診断補助金等に限る。)																	○	保健所
12	三 重 県 試 験 研 究 機 関 関 係 衛 生 試 験 手 数 料 条 例 ( 昭 和 28 年 三 重 県 条 例 第 4 号 ) の 施 行 に 関 す る 事 務	1 条例第 2 条の規定による手数料の額の決定										○								保健環境研究所
		2 条例第 3 条の規定による徴収額の決定											○							保健環境研究所
		3 条例第 4 条の規定による手数料の免除											○							保健環境研究所
13	新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 特 別 措 置 法 ( 平 成 24 年 法 律 第 31 号 ) の 施 行 に 関 す る 事 務	1 法第 2 条第 7 項の規定による指定地方公共機関の指定										○								
		2 法第 7 条の規定による行動計画の策定及び変更並びに内閣総理大臣等への報告及び公表										○								
		3 法第 8 条第 7 項の規定による助言又は勧告										○								
		4 法第 9 条第 3 項の規定による助言										○								
		5 法第 12 条第 3 項の規定による訓練への協力要請										○								
		6 法第 23 条第 4 項の規定による本部員会議への出席依頼										○								
		7 法第 24 条の規定による県対策本部長からの要請										○								
		8 法第 27 条の規定による応援										○								
		9 法第 31 条の規定による医療等の実施の要請・指示										○								
		10 法第 33 条第 2 項の規定による県対策本部長の指示										○								
		11 法第 38 条第 3 項の規定による公示										○								
		12 法第 39 条第 1 項の規定による応援の要求										○								
		13 法第 42 条の規定による職員の派遣の										○								

		要請																				
		14 法第 45 条の規定による感染を防止するための協力要請等																				
		15 法第 48 条第 7 項の規定による変更届出の受理																			○ 保健所	
		16 法第 49 条の規定による土地等の使用																				
		17 法第 50 条の規定による物資及び資材の供給の要請																				
		18 法第 54 条の規定による緊急物資の運送の要請等																				
		19 法第 55 条の規定による物資の売り渡しの要請等																				
		20 法第 56 条第 3 項の規定による要請																				
14	三重県薬物の濫用の防止に関する条例(平成 27 年三重県条例第 55 号)	1 条例第 14 条の規定による警告																			○	
		2 条例第 15 条の規定による禁止行為の中止等の命令																				○
		3 条例第 18 条の規定による過料の決定																				○

子ども・福祉部 子ども・福祉総務課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称										
			知事	専決者								受任者											
				副知事	本庁				地域機関														
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長									
1	民間社会福祉施設等に対する御下賜金に関する事務	優良民間社会福祉施設等の推薦及び伝達																					

子ども・福祉部 福祉監査課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称										
			知事	専決者								受任者											
				副知事	本庁				地域機関														
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長									
1	社会福祉法に関する事務	1 法第 31 条第 1 項の規定による社会福祉法人の設立の認可																					
		2 法第 45 条の 6 第 2 項の規定による一時役員を選任																					
		3 法第 45 条の 36 第 2 項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可																					
		4 法第 45 条の 36 第 4 項の規定による社会福祉法人の定款の変更の届出の受理																					
		5 法第 46 条第 2 項の規定による社会福祉法人の解散の認可及び認定																					
		6 法第 46 条第 3 項の規定による社会福祉法人の解散の届出の受理																					
		7 法第 46 条の 6 第 4 項の規定による清算人の氏名及び住所の届出の受理																					
		8 法第 46 条の 6 第 5 項の規定による清算中に就職した清算人の氏名及び住所の届出の受理																					
		9 法第 47 条の 5 の規定による清算終了の届出の受理																					

	10	法第 50 条第 3 項の規定による社会福祉法人の吸収合併の認可				○													
	11	法第 54 条の 6 第 2 項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可				○													
	12	法第 55 条の 2 第 8 項の規定による助言その他の支援（法第 55 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）				○													
	13	法第 55 条の 2 第 9 項の規定による社会福祉充実計画の承認（法第 55 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）				○													
	14	法第 55 条の 2 第 10 項の規定による協力の要求（法第 55 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）				○													
	15	法第 55 条の 3 第 2 項の規定による社会福祉充実計画の変更の届出の受理				○													
	16	法第 55 条の 4 の規定による承認社会福祉充実計画の終了の承認				○													
	17	法第 56 条第 1 項の規定による社会福祉法人の業務若しくは財産の状況の報告、又は業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件の検査				○													
	18	法第 56 条第 4 項の規定による社会福祉法人に対する勧告				○													
	19	法第 56 条第 5 項の規定による社会福祉法人の公表				○													
	20	法第 56 条第 6 項の規定による社会福祉法人に対する措置命令				○													
	21	法第 56 条第 7 項の規定による社会福祉法人の業務の停止命令及び役員の解職勧告				○													
	22	法第 56 条第 8 項の規定による社会福祉法人の解散命令				○													
	23	法第 56 条第 9 項の規定による社会福祉法人に対する通知（法第 58 条第 4 項において準用する場合を含む。）				○													
	24	法第 57 条の規定による社会福祉法人の公益事業及び収益事業の停止命令				○													
	25	法第 57 条の 2 第 1 項の規定による所轄庁に対する意見				○													
	26	法第 57 条の 2 第 2 項の規定による関係都道府県知事に対する協力の要求				○													
	27	法 59 条の 3 の規定による市長に対する支援				○													
	28	法第 70 条の規定による社会福祉事業の経営状況の報告の徴収又は検査及び調査				○													
	29	法第 114 条の規定による共同募金会の設立認可			○														
	30	法第 121 条の規定による共同募金会に対する解散命令				○													
	31	社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 2 条第 3 項の規定による必要な書類の提出命令				○													
2	監査等に関する事務	1	法令等に基づく福祉関係事務の監査等の実施（生活保護法に係るものを除く。）			○													
		2	法令等に基づく福祉関係事務の監査等に基づく勧告等			○													



3	研修に関する事務	福祉関係の事務に係る研修の実施の決定					○						
---	----------	--------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

子ども・福祉部 地域福祉課

区分	事務の種類	事項	決裁区分														
			知事	専決者								受任者	地域機関の名称				
				副知事	本庁				地域機関								
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長			
1	民生委員法(昭和23年法律第198号)の施行に関する事務	1 法第5条の規定による民生委員の推薦											○				
		2 法第7条第1項の規定による再推薦の命令												○			
		3 法第7条第2項の規定による民生委員の再推薦等												○			
		4 法第11条第1項の規定による厚生労働大臣への具申												○			
		5 法第20条第1項の規定による区域の決定												○			
2	社会福祉法の施行に関する事務	1 法第62条第1項の規定による第1種社会福祉事業(法第2条第2項第7号に規定する授産施設に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)の経営に係る届出の受理												○			
		2 法第62条第2項の規定による第1種社会福祉事業の経営に係る許可(法第63条第2項において準用する場合を含む。)												○			
		3 法第63条第1項の規定による第1種社会福祉事業の経営に係る変更届の受理												○			
		4 法第64条の規定による第1種社会福祉事業の経営に係る廃止届の受理												○			
		5 法第67条第1項の規定による第1種社会福祉事業(法第2条第2項第1号に規定する生計困難者に対して助葬を行う事業及び同項第7号に規定する生活困窮者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業に限る。次号及び第7号において同じ。)の開始届の受理												○			
		6 法第67条第2項の規定による第1種社会福祉事業の経営に係る許可												○			
		7 法第68条の規定による第1種社会福祉事業の変更届及び廃止届の受理												○			
		8 法第69条第1項の規定による第2種社会福祉事業(法第2条第3項第1号、第8号、第9号、第12号及び第13号に規定する事業に限る。次号において同じ。)の開始届の受理												○			
		9 法第69条第2項の規定による第2種社会福祉事業の変更届及び廃止届の受理												○			
		10 法第71条の規定による施設(第1号の届出及び第2号の許可に係る施設に限る。)の改善命令												○			
		11 法第72条第1項の規定による社会福祉事業(第1号、第5号及び第8号の届出又は第2号及び第6号の許可に係る事業に限る。次号において同じ。)の制限、停止命令及び許可の取消し												○			
		12 法第72条第3項の規定による社会福祉事業の制限及び停止命令												○			

		13 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 5 条の規定による養成機関又は講習会の指定申請書の受理					○												
		14 政令第 6 条第 1 項の規定による指定養成機関又は指定講習会の変更申請書の受理					○												
		15 政令第 6 条第 2 項の規定による指定養成機関又は指定講習会の変更届の受理					○												
		16 政令第 7 条第 1 項の規定による指定養成機関の事業報告書の受理					○												
		17 政令第 7 条第 2 項の規定による指定講習会の実施報告書の受理					○												
		18 政令第 8 条第 1 項の規定による指定養成機関又は指定講習会の設置者若しくは長又は実施者に対する報告の求め					○												
		19 政令第 8 条第 2 項の規定による指定養成機関又は指定講習会の設置者若しくは長又は実施者に対する指示					○												
		20 政令第 9 条の規定による指定養成機関又は指定講習会の指定の取消し					○												
		21 政令第 10 条の規定による指定養成機関又は指定講習会の指定取消申請書の受理					○												
3	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年法律第 127 号）の施行に関する事務	1 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令（昭和 27 年政令第 143 号）第 12 条第 1 号の規定による障害年金等の請求書等の受理					○												
		2 政令第 12 条第 2 号の規定による裁定に必要な調査					○												
4	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 38 年法律第 61 号）の施行に関する事務	1 法第 3 条第 2 項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定					○												
		2 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 13 号）第 3 条の規定による特別給付金裁定通知書等の交付					○												
5	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号）の施行に関する事務	1 法第 4 条の規定による特別弔慰金を受ける権利の裁定					○												
		2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 27 号）第 2 条の規定による特別弔慰金裁定通知書等の交付					○												
6	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 41 年法律第 109 号）の施行に関する事務	1 法第 3 条第 2 項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定					○												
		2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和 41 年厚生省令第 22 号）第 2 条の規定による特別給付金裁定通知書等の交付					○												
7	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和 42 年法律第 57 号）の施行に関する事務	1 法第 4 条の規定による特別給付金を受ける権利の裁定					○												
		2 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（昭和 42 年厚生省令第 22 号）第 3 条の規定による特別給付金裁定通知書等の交付					○												
8	特別給付金、特別弔慰金等国庫債券特別買上償還に関する事務	1 国庫債券の買上げのための証明書（被保護者等である旨の証明書）の発行															○	福祉事務所	
		2 国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書の発行					○												

9	戦傷病者特別 援護法（昭和 38 年法律第 168 号）の施 行に関する事 務	1	法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定によ る戦傷病者手帳の交付								○												
		2	法第 5 条の規定による戦傷病者手帳の 記載事項の訂正									○											
		3	法第 6 条の規定による戦傷病者手帳の 返還の受理及び返還命令									○											
		4	法第 15 条第 1 項及び第 3 項の規定に よる診療報酬に係る請求の審査及び額の 決定等（法第 20 条第 3 項において準用 する場合を含む。）									○											
		5	法第 16 条第 1 項の規定による報告の 徴収及び帳簿書類の検査（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）									○											
		6	法第 17 条第 1 項の規定による療養費 の支給の決定									○											
		7	法第 17 条第 3 項の規定による報告の 徴収、提示命令及び療養についての質問									○											
		8	法第 18 条第 1 項の規定による療養手 当の支給決定									○											
		9	法第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に よる葬祭費の支給決定									○											
		10	法第 20 条第 1 項及び第 4 項の規定に よる更生医療の給付決定									○											
		11	法第 21 条第 1 項及び第 4 項の規定に よる補装具の支給等及び補装具の購入等 の費用の支給決定																			○	福祉事務所
		12	法第 23 条の規定による旅客会社等の 鉄道及び連絡船無賃乗車証の発行事務										○										
		13	法第 24 条の規定による報告の徴収及 び受診命令									○											
		14	戦傷病者特別援護法施行令（昭和 38 年政令第 358 号）第 6 条の規定による戦 傷病者手帳の再交付										○										
		15	戦傷病者特別援護法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 46 号）第 5 条の規定によ る死亡の届出の受理										○										
10	恩給法の施行 に関する事務	1	恩給給与規則第 2 条の規定による履歴 及び公務傷病に関する事実証明								○												
		2	規則第 24 条及び第 25 条の規定による 取消額の処理及び過誤訂正									○											
11	未帰還者留守 家族等援護法 （昭和 28 年法 律第 161 号） の施行に関す る事務	1	法第 5 条第 1 項の規定による留守家族 手当の決定								○												
		2	法第 16 条第 1 項の規定による葬祭料 の決定									○											
		3	法第 17 条の規定による遺骨引取経費 の決定									○											
		4	法第 26 条の規定による障害一時金の 決定									○											
		5	死亡公報の内容に係る補完通知									○											
12	未帰還者に関 する特別措置 法（昭和 34 年 法律第 7 号） 及び地方自治 法附則第 10 条 の施行に関す る事務	1	法第 2 条第 1 項の規定による民法第 30 条の宣告の請求								○												
		2	法第 3 条第 1 項の規定による弔慰料の 決定									○											
		3	旧軍人軍属及び未帰還一般邦人の死亡 認否									○											
		4	既に戦没とされた者が生還した場合の 認否									○											

	5	遺骨、遺留品及び遺留金の受領及び伝達					○																									
13	引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）の施行に関する事務	1	法第3条の規定による受給権の認定				○																									
		2	引揚者給付金等支給法施行規則（昭和32年厚生省令第25号）第4条の規定による引揚者給付金認定書等の交付				○																									
14	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）の施行に関する事務	1	法第3条の規定による受給権の認定				○																									
		2	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和42年総理府令第40号）第4条の規定による特別交付金認定書等の交付				○																									
15	戦没者の叙位叙勲に関する事務		旧軍人軍属及びその遺族に対する勲章等の伝達				○																									
16	生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行に関する事務	1	法第23条第1項の規定による事務監査				○																									
		2	法第24条第3項の規定による保護の開始等の決定及び通知																							○	福祉事務所					
		3	法第25条第1項及び第2項の規定による職権による保護の開始等の決定及び通知																								○	福祉事務所				
		4	法第26条の規定による保護の停止又は廃止の決定及び通知																								○	福祉事務所				
		5	法第27条第1項の規定による生活の維持等に係る指導又は指示																									○	福祉事務所			
		6	法第27条の2の規定による相談及び助言																									○	福祉事務所			
		7	法第24条第8項の規定による要保護者の扶養義務者に対する通知																									○	福祉事務所			
		8	法第28条第1項の規定による報告、調査及び検診命令																									○	福祉事務所			
		9	法第28条第2項の規定による要保護者の扶養義務者等に対する報告の請求及び通知																										○	福祉事務所		
		10	法第28条第5項の規定による保護の開始等の申請の却下等及び通知																										○	福祉事務所		
		11	法第29条第1項の規定による官公署等に対する資料の請求及び銀行等に対する報告の請求																										○	福祉事務所		
		12	法第30条から第37条までの規定による扶助の実施等																										○	福祉事務所		
		13	法第40条第2項の規定による保護施設の設置に係る届出の受理																										○			
		14	法第41条第2項の規定による社会福祉法人等に係る保護施設の設置の認可（法第41条第5項において準用する場合を含む。）						○																							
		15	法第42条の規定による保護施設の休止等の認可																										○			
		16	法第45条の規定による改善命令等																										○			
		17	法第46条第2項の規定による管理規程の策定等に係る届出の受理																											○		
		18	法第46条第3項の規定による管理規程の変更命令																											○		

19 法第 48 条第 3 項の規定による指導の制限及び禁止				○												
20 法第 48 条第 4 項の規定による保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由の届出の受理														○		福祉事務所
21 法第 49 条の規定による医療機関等の指定（法第 55 条において準用する場合を含む。）				○												
22 法第 51 条第 2 項の規定による指定医療機関等の指定の取消し（法第 55 条において準用する場合を含む。）				○												
23 法第 53 条第 1 項及び第 3 項の規定による診療報酬に係る請求の審査及び額の決定等（法第 55 条において準用する場合を含む。）				○												
24 法第 53 条第 4 項の規定による診療報酬の審査及び支払事務に係る業務委託契約の締結				○												
25 法第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護機関の指定				○												
26 法第 54 条の 2 第 4 項の規定による指定介護機関の指定の取消し				○												
27 法第 54 条の 2 第 4 項の規定による介護報酬に係る請求の審査及び額の決定等				○												
28 法第 54 条の 2 第 4 項の規定による介護報酬の審査及び支払事務に係る業務委託契約の締結				○												
29 法第 55 条の規定による施術者の施術料に係る協定の締結				○												
30 法第 55 条の 4 第 1 項の規定による就労自立給付金の支給の決定及び通知														○		福祉事務所
31 法第 55 条の 5 の規定による被保護者等に対する報告の請求及び通知														○		福祉事務所
32 法第 55 条の 6 の規定による被保護者就労支援事業の実施														○		福祉事務所
33 法第 55 条の 6 第 2 項の規定による被保護者就労支援事業の事務の委託														○		福祉事務所
34 法第 62 条第 3 項及び第 4 項の規定による保護の変更等の決定等及び通知														○		福祉事務所
35 法第 63 条の規定による返還額の決定														○		福祉事務所
36 法第 71 条第 1 号、第 3 号及び第 5 号の規定による保護費、施設事務費、委託事務費及び就労自立給付金の支給に要する費用の支出に関する事務														○		福祉事務所
37 法第 74 条第 2 項の規定による保護施設に対する命令及び指示				○												
38 法第 76 条第 1 項の規定による遺留金品の保護費への充当の決定														○		福祉事務所
39 法第 77 条第 1 項の規定による費用徴収の決定														○		福祉事務所
40 法第 77 条第 2 項の規定による家庭裁判所への申立て														○		福祉事務所
41 法第 78 条第 1 項から第 4 項までの規定による費用徴収の決定										○						保健所 福祉事務所
42 地方自治法第 240 条第 2 項の規定による債権の督促、保全及び取立てに関する措置並びに同条第 3 項の規定による債権の徴収停止又は履行期限の延長（法第 63										○						保健所 福祉事務所

		条の規定により決定された返還金並びに法第 77 条第 1 項及び第 78 条第 1 項から第 4 項までの規定により決定された費用徴収金に限る。)																						
		43 法第 78 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による費用徴収の決定																			保健所 福祉事務所			
		44 法第 79 条の規定による補助金等の返還命令																						
		45 法第 80 条の規定による返還の免除の決定																			福祉事務所			
		46 法第 81 条の規定による後見人の選任請求																			福祉事務所			
		47 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 11 条の規定による保護の実施機関の意見聴収																						
		48 省令第 12 条、第 14 条の 2 及び第 16 条の規定による告示																						
		49 省令第 14 条第 2 項及び第 15 条の規定による届出の受理																						
		50 保護施設事務費及び委託事務費支弁基本額の設定に係る決定																						
17	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の施行に関する事務	法第 13 条の規定による行旅死亡人取扱負担金の交付決定																						
18	法外援護に関する事務	生活保護世帯及び施設入所者の援助																						
19	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の施行に関する事務	1 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 23 条第 1 項の規定による事務監査																						
		2 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 24 条第 3 項の規定による支援給付の開始等の決定及び通知																				福祉事務所		
		3 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定による職権による支援給付の開始等の決定及び通知																					福祉事務所	
		4 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 26 条の規定による支援給付の停止又は廃止の決定及び通知																					福祉事務所	
		5 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 27 条第 1 項の規定による生活の維持等に係る指導又は指示																					福祉事務所	
		6 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 27 条の 2 の規定による相談及び助言																						福祉事務所
		7 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 28 条第 1 項の規定による報告、調査及び検診命令																						福祉事務所
		8 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 28 条第 2 項の規定による要支援者の扶養義務者等に対する報告の請求及び通知																						福祉事務所
		9 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 28 条第 5 項の規定による支援給付の開始等の申請																						福祉事務所

	の却下等及び通知																
10	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 29 条第 1 項の規定による官公署等に対する資料の請求及び銀行等に対する報告の請求																○ 福祉事務所
11	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 30 条から第 37 条までの規定による支援の実施等																○ 福祉事務所
12	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 48 条第 4 項の規定による支援給付内容の変更、停止又は廃止を必要とする事由の届出の受理																○ 福祉事務所
13	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 49 条の規定による医療機関等の指定（生活保護法第 55 条の規定による場合を含む。）							○									
14	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 51 条第 2 項の規定による指定医療機関等の指定の取消し（生活保護法第 55 条の規定による場合を含む。）							○									
15	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 53 条第 1 項及び第 3 項の規定による診療報酬に係る請求の審査及び額の決定等（生活保護法第 55 条の規定による場合を含む。）							○									
16	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 53 条第 4 項の規定による診療報酬の審査及び支払事務に係る業務委託契約の締結							○									
17	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 55 条の規定による施術者の施術料に係る協定の締結							○									
18	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護機関の指定							○									
19	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定による指定介護機関の指定の取消し							○									
20	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定による介護報酬に係る請求の審査及び額の決定等							○									
21	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定による介護報酬の審査及び支払事務に係る業務委託契約の締結							○									
22	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 62 条第 3 項及び第 4 項の規定による支援給付の変更等の決定等及び通知																○ 福祉事務所
23	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 63 条の規定による返還額の決定																○ 福祉事務所
24	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 71 条第 1 号及び第 3 号の規定による支援給付費及び施設事務費の支出に関する事務																○ 福祉事務所
25	法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 76 条第 1																○ 福祉事務所

		項の規定による遺留金品の支援給付費への充當の決定																				
		26 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 77 条第 1 項の規定による費用徴収の決定																	○	福祉事務所		
		27 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 77 条第 2 項の規定による家庭裁判所への申立て																		○	福祉事務所	
		28 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 78 条第 1 項から第 4 項までの規定による費用徴収の決定																		○	保健所 福祉事務所	
		29 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 78 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による費用徴収の決定								○											保健所 福祉事務所	
		30 地方自治法第 240 条第 2 項の規定による債権の督促、保全及び取立てに関する措置並びに同条第 3 項の規定による債権の徴収停止又は履行期限の延長（法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 63 条の規定により決定された返還金並びに法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 77 条第 1 項及び第 78 条第 1 項から第 4 項までの規定により決定された費用徴収金に限る。）																		○	保健所 福祉事務所	
		31 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 80 条の規定による返還の免除の決定																			○	福祉事務所
		32 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 81 条の規定による後見人の選任請求																			○	福祉事務所
		33 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法施行規則第 11 条の規定による保護の実施機関の意見聴取							○													
		34 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法施行規則第 12 条、第 14 条の 2 及び第 16 条の規定による告示							○													
		35 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法施行規則第 14 条第 2 項及び第 15 条の規定による届出の受理								○												
		36 法第 15 条の規定による配偶者支援金の支給の決定及び通知																			○	福祉事務所
		37 法第 15 条の規定による配偶者支援金の廃止の決定及び通知																			○	福祉事務所
20	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号）の施行に関する事務	1 条例第 19 条第 1 項の規定による公共的施設の適合証の交付請求の受理（公共的施設のうち公共交通機関の施設、道路、公園等に係るものに限る。第 2 号、第 4 号から第 8 号まで及び第 10 号から第 13 号までにおいて同じ。）								○												
		2 条例第 19 条第 2 項の規定による公共的施設の適合証の交付								○												
		3 条例第 19 条第 3 項の規定による公共的施設の公表								○												
		4 条例第 21 条第 1 項の規定による特定施設の新築等計画に係る協議の受理								○												
		5 条例第 21 条第 2 項の規定による協議								○												



		者への指導及び助言																		
		6 条例第 22 条の規定による工事完了の届出の受理								○										
		7 条例第 23 条の規定による完了検査の実施								○										
		8 条例第 24 条の規定による勧告						○												
		9 条例第 25 条の規定による勧告を受けた者が従わないときの公表等						○												
		10 条例第 26 条の規定による特定施設の所有者等への報告の徴収、立入調査等							○											
		11 条例第 30 条第 1 項ただし書の規定による国等の特定施設新築等通知書の受理								○										
		12 条例第 30 条第 2 項の規定による国等に対する整備基準適合等についての要請								○										
		13 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（平成 11 年三重県規則第 118 号）第 8 条の規定による適合証の返還								○										
21	生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）の施行に関する事務	1 法第 5 条第 1 項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給の決定及び通知（期間延長及び再延長の場合を含む。）																○	福祉事務所	
		2 法第 5 条第 1 項の規定による生活困窮者住居確保給付金の不支給の決定及び通知																	○	福祉事務所
		3 法第 5 条第 1 項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給中止の決定及び通知（期間延長及び再延長の場合を含む。）																	○	福祉事務所
		4 法第 5 条第 1 項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給変更決定及び通知																	○	福祉事務所
		5 法第 5 条第 1 項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給停止決定及び通知																	○	福祉事務所
		6 法第 5 条第 1 項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給再開決定及び通知																	○	福祉事務所
		7 法第 10 条第 2 項の規定による生活困窮者就労訓練事業の認定								○										
		8 法第 10 条第 3 項の規定による認定生活困窮者就労訓練事業の認定の取消								○										
22	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の施行に関する事務	1 法第 17 条第 1 項の規定による計画の認定の申請の受理								○										
		2 法第 17 条第 3 項の規定による計画の認定								○										
		3 法第 17 条第 4 項の規定による適合通知を受ける旨の申出の受理								○										
		4 法第 17 条第 5 項の規定による建築主事への通知								○										
		5 法第 17 条第 7 項の規定による建築主事からの適合通知の受理								○										
		6 法第 18 条第 1 項の規定による計画の変更の認定								○										
		7 法第 21 条の規定による改善命令								○										
		8 法第 22 条の規定による計画の認定の取消し								○										
		9 法第 53 条第 4 項の規定による報告の								○										

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称		
			知事	専決者								受任者			
				副知事	本庁				地域機関						
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長	
1	児童福祉法の施行に関する事務	1 法第 18 条の 8 の規定による保育士試験の実施				○									
		2 法第 18 条の 9 第 1 項の規定による試験事務機関の指定			○										
		3 法第 18 条の 10 第 1 項の規定による指定試験機関の役員の選任及び解任の認可				○									
		4 法第 18 条の 10 第 2 項の規定による指定試験機関の役員の解任命令				○									
		5 法第 18 条の 13 第 1 項の規定による試験事務の実施に関する規程の認可及び変更の認可				○									
		6 法第 18 条の 13 第 2 項の規定による試験事務の実施に関する規程の変更命令				○									
		7 法第 18 条の 14 の規定による事業計画及び収支予算の認可及び変更の認可				○									
		8 法第 18 条の 15 の規定による試験事務に関する命令				○									
		9 法第 18 条の 16 第 1 項の規定による指定試験機関に対する立入調査等				○									
		10 法第 18 条の 19 第 1 項の規定による保育士登録の取消し				○									
		11 法第 18 条の 19 第 2 項の規定による保育士登録の取消し又は名称の使用の停止命令				○									
		12 法第 18 条の 20 の規定による保育士登録の消除				○									
		13 法第 34 条の 12 第 1 項の規定による一時預かり事業の開始届出の受理				○									
		14 法第 34 条の 12 第 2 項の規定による一時預かり事業の変更届出の受理				○									
		15 法第 34 条の 12 第 3 項の規定による一時預かり事業の廃止等の届出の受理				○									
		16 法第 34 条の 14 第 1 項の規定による一時預かり事業の報告の徴収及び立入検査等				○									
		17 法第 34 条の 14 第 3 項の規定による必要な措置を採るべき旨の命令				○									
		18 法第 34 条の 14 第 4 項の規定による一時預かり事業の停止等の命令				○									
		19 法第 34 条の 18 第 1 項の規定による病児保育事業の開始届出の受理				○									
		20 法第 34 条の 18 第 2 項の規定による病児保育事業の変更届出の受理				○									
		21 法第 34 条の 18 第 3 項の規定による病児保育事業の廃止届出等の受理				○									
		22 法第 34 条の 18 の 2 第 1 項の規定による病児保育事業の報告の徴収及び立入調査等				○									

23	法第 34 条の 18 の 2 第 3 項の規定による病児保育事業の停止等の命令				○														
24	法第 35 条第 3 項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理				○														
25	法第 35 条第 4 項の規定による児童福祉施設の設置の認可				○														
26	法第 35 条第 6 項の規定による保育所の設置認可に係る県社会福祉審議会への意見聴取				○														
27	法第 35 条第 7 項の規定による保育所の設置認可に係る市町長への協議				○														
28	法第 35 条第 9 項による保育所の設置認可をしない旨の通知				○														
29	法第 35 条第 11 項の規定による児童福祉施設の廃止等の届出の受理				○														
30	法第 35 条第 12 項の規定による児童福祉施設の廃止等の承認				○														
31	法第 46 条第 1 項の規定による報告の徴収及び監督の実施				○														
32	法第 46 条第 3 項の規定による改善の勧告及び命令				○														
33	法第 46 条第 4 項の規定による事業の停止命令				○														
34	法第 56 条の 4 の 2 第 4 項の規定による市町整備計画の写しの受理				○														
35	法第 56 条の 4 の 3 第 1 項の規定による市町整備計画の厚生労働大臣への提出				○														
36	法第 56 条の 8 第 3 項の規定による公私連携型保育所設置届出の受理				○														
37	法第 56 条の 8 第 9 項の規定による通知の受理				○														
38	法第 58 条第 1 項の規定による認可の取消し				○														
39	法第 59 条第 1 項の規定による無認可福祉施設に対する立入調査等				○														
40	法第 59 条第 3 項の規定による運営等の改善の勧告				○														
41	法第 59 条第 5 項の規定による事業の停止等の命令				○														
42	法第 59 条第 7 項の規定による運営等の改善の勧告及び事業の停止等の命令に係る市町長への通知				○														
43	法第 59 条の 2 第 1 項の規定による認可外保育施設の開始届出の受理				○														
44	法第 59 条の 2 第 2 項の規定による認可外保育施設の変更届出等の受理				○														
45	法第 59 条の 2 第 3 項の規定による認可外保育施設の設置届出等を受理した旨の市町長への通知				○														
46	政令第 5 条第 2 項の規定による保育士を養成する学校等の指定				○														
47	政令第 5 条第 3 項の規定による保育士を養成する学校等の変更の承認				○														
48	政令第 5 条第 4 項の規定による保育士を養成する学校等の変更届出書の受理				○														
49	政令第 5 条第 5 項の規定による報告の				○														

		受理												
		50 政令第 5 条第 6 項の規定による指定の取消し						○						
		51 政令第 16 条の規定による保育士の登録の申請書の受理						○						
		52 政令第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定による保育士登録証の書換え交付の申請の受理						○						
		53 政令第 18 条第 2 項の規定による保育士登録証の再交付の申請の受理						○						
		54 政令第 43 条の規定による負担金の返還の決定						○						
		55 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条の 9 第 4 号の規定による資格の認定						○						
		56 省令第 6 条の 11 第 1 項から第 3 項までの規定による受験の免除の決定						○						
		57 省令第 6 条の 11 第 4 項の規定による受験の免除願の申請の受理						○						
		58 省令第 6 条の 12 の規定による保育士試験の申請書の受理						○						
		59 省令第 6 条の 13 の規定による合格通知書の交付						○						
		60 省令第 6 条の 32 第 1 項の規定による登録審査及び保育士登録証の交付						○						
		61 省令第 37 条第 2 項の規定による児童福祉施設の設置に係る認可申請の受理						○						
		62 省令第 37 条第 4 項の規定による設備の規模等の変更の届出の受理						○						
		63 省令第 37 条第 5 項の規定による名称等の変更の届出の受理						○						
		64 省令第 37 条第 6 項の規定による設備の規模等の変更の届出の受理						○						
		65 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 3 条第 1 項の規定による最低基準の向上に係る勧告						○						
2	みえこどもの城条例（平成元年三重県条例第 4 号）の施行に関する事務	1 条例第 5 条の規定による指定管理者の指定の申請の告知						○						
		2 条例第 6 条第 1 項の規定による指定管理者の選定					○							
		3 条例第 6 条第 2 項の規定による指定管理者の指定					○							
		4 条例第 7 条の規定による告示						○						
		5 条例第 8 条の規定による協定の締結					○							
		6 条例第 9 条の規定による事業報告書の受理						○						
		7 条例第 10 条の規定による業務状況の聴取等						○						
		8 条例第 11 条第 1 項の規定による知事による施設管理の決定						○						
		9 条例第 11 条第 2 項の規定による使用料の徴収						○						
		10 条例第 12 条の規定による開館時間の変更の承認						○						

		11 条例第 13 条の規定による休館日の変更の承認							○										
		12 条例第 15 条第 2 項の規定による利用料金の承認							○										
		13 条例第 19 条ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認							○										
3	三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）の施行に関する事務	1 条例第 5 条第 1 項の規定による青少年の健全な育成に関する総合的な施策の策定	○																
		2 条例第 8 条第 2 項の規定による施策の大綱の策定							○										
		3 条例第 9 条の 3 の規定による興行等の推奨							○										
		4 条例第 10 条の規定による表彰							○										
		5 条例第 10 条の 3 第 1 項の規定による指導又は助言							○										
		6 条例第 10 条の 3 第 2 項の規定による健全育成のための協力要請							○										
		7 条例第 11 条第 1 項の規定による有害な興行の指定							○										
		8 条例第 11 条第 2 項の規定による有害な興行の審査団体の指定							○										
		9 条例第 12 条第 1 項の規定による有害な図書類の指定							○										
		10 条例第 12 条第 2 項の規定による有害な図書類の審査団体の指定							○										
		11 条例第 13 条第 2 項の規定による有害な図書類の陳列方法の改善勧告							○										
		12 条例第 13 条第 3 項の規定による有害な図書類の陳列方法の改善命令							○										
		13 条例第 14 条第 1 項の規定による有害な刃物類及びがん具類の指定							○										
		14 条例第 16 条第 1 項の規定による図書類等の自動販売機等の設置届の受理							○										
		15 条例第 16 条第 4 項の規定による図書類等自動販売機等の届出事項の変更届又は廃止届の受理							○										
		16 条例第 16 条第 6 項の規定による届出事項の明りょう表示をしていない者に対する勧告							○										
		17 条例第 17 条の 2 第 1 項の規定による有害な広告文書等の指定							○										
		18 条例第 18 条の規定による有害な広告物に対する措置の命令							○										
		19 条例第 25 条第 1 項の規定による三重県青少年健全育成審議会への諮問							○										
		20 条例第 36 条第 2 項の規定による身分証明書の交付							○										
		21 条例第 38 条の規定による指定の公示等							○										
4	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年三重県規則	規則第 35 条第 1 項第 6 号の規定による児童の遊びを指導する者の資格の認定							○										

	第 24 号) の施行に関する事務																						
5	社会福祉法の施行に関する事務	1	法第 69 条第 1 項の規定による第 2 種社会福祉事業（法第 2 条第 3 項第 2 号（地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に限る。）及び同項第 3 号（母子・父子福祉施設を経営する事業に限る。）に規定する事業に限る。次号において同じ。）の開始届の受理				○																
		2	法第 69 条第 2 項の規定による第 2 種社会福祉事業の変更届及び廃止届の受理				○																
		3	法第 71 条の規定による施設（第 1 号の届出及び第 2 号の許可に係る施設に限る。）の改善命令				○																
		4	法第 72 条第 1 項の規定による社会福祉事業（第 1 号及び第 5 号の届出又は第 2 号の許可に係る事業に限る。次号において同じ。）の制限、停止命令及び許可の取消し				○																
		5	法第 72 条第 3 項の規定による社会福祉事業の制限及び停止命令				○																
6	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の施行に関する事務	1	法第 3 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定				○																
		2	法第 3 条第 6 項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る市町長への協議				○																
		3	法第 3 条第 8 項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定しない旨の通知				○																
		4	法第 5 条第 3 項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の有効期間の更新				○																
		5	法第 7 条の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し				○																
		6	法第 29 条の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園及び幼保連携型認定こども園の変更届出の受理				○																
		7	法第 30 条の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園及び幼保連携型認定こども園からの報告の徴収等				○																
		8	法第 16 条の規定による幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の届出				○																
		9	法第 17 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可				○																
		10	法第 17 条第 3 項の規定による幼保連携型認定こども園の設置認可に係る県子ども・子育て会議への意見聴取				○																
		11	法第 17 条第 5 項の規定による幼保連携型認定こども園の認可に係る市町長への協議				○																
		12	法第 17 条第 7 項の規定による幼保連携型認定こども園を認可しない旨の通知				○																
		13	法第 19 条第 1 項による幼保連携型認定こども園の設置者からの報告の徴収等				○																
		14	法第 20 条の規定による幼保連携型認定こども園の設置者に対する改善勧告及				○																

		び改善命令																			
		15 法第 21 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園の事業の停止等の命令						○													
		16 法第 21 条第 2 項の規定による幼保連携型認定こども園の事業の停止等に係る県子ども・子育て会議への意見聴取						○													
		17 法第 22 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の取消し						○													
		18 法第 22 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の取消しに係る県子ども・子育て会議への意見聴取						○													
7	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に関する事務	1 法第 15 条第 1 項の規定による保護者等に対する教育・保育の内容に関する報告の徴収等						○													
		2 法第 15 条第 2 項の規定による教育・保育を行った者等に対する教育・保育に関する報告の徴収等						○													
		3 法第 31 条第 3 項の規定による特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る協議							○												
		4 法第 32 条第 2 項の規定による特定教育・保育施設の利用定員の増加に係る協議							○												
		5 法第 32 条第 3 項の規定による特定教育・保育施設の利用定員の変更に係る協議							○												
		6 法第 39 条第 5 項の規定による特定教育・保育施設の設置者に対する命令に係る通知の受理							○												
		7 法第 41 条の規定による確認等に係る届出の受理							○												
		8 法第 53 条の規定による確認等に係る届出の受理							○												
		9 法第 55 条第 2 項第 3 号の規定による特定教育・保育施設の業務管理体制の整備に関する届出の受理							○												
		10 法第 55 条第 3 項の規定による特定教育・保育施設の業務管理体制の整備に関する変更届出の受理							○												
		11 法第 55 条第 4 項の規定による特定教育・保育施設の業務管理体制の整備に関する区分変更届出の受理							○												
		12 法第 56 条第 1 項の規定による特定教育・保育施設への立入調査等							○												
		13 法第 56 条第 4 項の規定による立入調査等の結果の市町長への通知							○												
		14 法第 57 条第 1 項の規定による特定教育・保育提供者に対する業務管理体制を整備すべき旨の勧告							○												
		15 法第 57 条第 3 項の規定による特定教育・保育提供者に対する勧告に係る措置をとるべき旨の命令							○												
		16 法第 57 条第 4 項の規定による同条第 3 項に係る命令をした旨の公示							○												
		17 法第 57 条第 5 項の規定による命令違反の内容に係る市町長への通知							○												
		18 法第 58 条第 2 項の規定による教育・保育情報の公表							○												

		19 法第 58 条第 3 項の規定による教育・保育情報に係る調査				○															
		20 法第 58 条第 4 項の規定による特定教育・保育提供者に対する報告の徴収等に係る命令				○															
		21 法第 58 条第 5 項の規定による特定教育・保育提供者に対して処分をした旨の市町長への通知				○															
		22 法第 58 条第 6 項の規定による特定教育・保育施設の確認の取り消し等が適当であると認める旨の市町長への通知				○															
		23 法第 61 条第 10 項の規定による計画の受理				○															
		24 法第 62 条第 1 項の規定による計画の策定及び同条第 6 項の規定による内閣総理大臣への提出			○																
8	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の施行に関する事務	1 法第 4 条の規定による認可				○															
		2 法第 10 条の規定による校長を定めた旨の届出の受理				○															
		3 法第 13 条の規定による閉鎖命令				○															
		4 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 27 条の 2 第 1 項の規定による届出の受理				○															
9	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の施行に関する事務	1 法第 6 条の規定による報告書の提出の要求				○															
		2 法第 31 条第 1 項の規定による寄附行為の認可				○															
		3 法第 32 条第 1 項の規定による寄附行為の補充				○															
		4 法第 40 条の 3 の規定による仮理事の選任				○															
		5 法第 40 条の 4 の規定による特別代理人の選任				○															
		6 法第 45 条の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可				○															
		7 法第 50 条第 2 項の規定による学校法人の解散の認可又は認定				○															
		8 法第 50 条第 4 項の規定による解散の届出の受理				○															
		9 法第 50 条の第 7 及び第 50 条の 14 の規定による届出の受理				○															
		10 法第 52 条第 2 項の規定による合併の認可				○															
		11 法第 61 条の規定による収益事業の停止命令				○															
		12 法第 62 条の規定による解散命令				○															
		13 私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）第 1 条の規定による届出の受理				○															
		14 政令第 2 条の規定による進達				○															
		15 政令第 3 条の規定による協議				○															
		16 政令第 4 条第 3 項の規定による関係書類及び台帳の送付				○															
10	私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61	1 法第 12 条第 1 号の規定による権限の行使				○															
		2 法第 12 条第 2 号から第 4 号までの規				○															



号)の施行に関する事務	定による権限の行使																		
	3 法第14条第2項の規定による収支予算書等の届出の受理					○													
	4 法第14条第3項ただし書の規定による許可					○													

子ども・福祉部 子育て支援課

区分	事務の種類	事項	決裁区分															地域機関の名称				
			知事	専決者										受任者								
				副知事	本庁					地域機関												
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長										
1	児童福祉法の施行に関する事務	1 法第20条第1項の規定による療育の給付の決定				○																
		2 法第20条第5項の規定による療育機関の指定及び法第20条第8項の規定による指定の取消し				○																
		3 法第21条の3第1項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定				○																
		4 法第21条の3第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託契約の締結				○																
		5 法第21条の4の規定による報告の請求、立入検査及び診療報酬の支払の差止め				○																
		6 法第22条の規定による助産の実施																	○		福祉事務所	
		7 法第23条の規定による母子保護の実施																	○		福祉事務所	
		8 法第27条の規定による都道府県の採るべき措置																		○		児童相談所
		9 法第27条の2の規定による児童自立支援施設等への入所措置																		○		児童相談所
		10 法第27条の3の規定による家庭裁判所への送致																		○		児童相談所
		11 法第28条第1項の規定による保護者の児童虐待等の場合の措置																		○		児童相談所
		12 児童福祉法第28条第2項による措置期間の更新に関する事務																		○		児童相談所
		13 法第29条の規定による立入調査																		○		児童相談所
		14 法第30条の規定による同居児童の届出の受理																		○		児童相談所
		15 法第30条の2の規定による里親等に対する指示及び報告徴収																		○		児童相談所
		16 法第31条の規定による在所期間の延長等																		○		児童相談所
		17 法第33条第2項の規定による児童の一時保護																		○		児童相談所
		18 法第33条の6の規定による児童自立生活援助																		○		児童相談所
		19 法第34条の3第2項の規定による障害者通所支援事業等の開始届出の受理																		○		
		20 法第34条の3第3項の規定による障害者通所支援事業等変更届出の受理																		○		
		21 法第34条の3第4項の規定による障害者通所支援事業等廃止等の届出の受理																		○		

22	法第 34 条の 4 第 1 項の規定による児童自立生活援助事業等の開始届出の受理						○										
23	法第 34 条の 4 第 2 項の規定による児童自立生活援助事業等の変更届出の受理						○										
24	法第 34 条の 4 第 3 項の規定による児童自立生活援助事業等の廃止等の届出の受理						○										
25	法第 35 条第 3 項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理（児童厚生施設を除く。）						○										
26	法第 35 条第 4 項の規定による児童福祉施設の設置の認可（児童厚生施設を除く。）						○										
27	法第 35 条第 11 項の規定による児童福祉施設の廃止等の届出の受理（児童厚生施設を除く。）						○										
28	法第 35 条第 12 項の規定による児童福祉施設の廃止等の承認（児童厚生施設を除く。）						○										
29	法第 46 条第 1 項の規定による報告の徴収及び監督の実施						○										
30	法第 46 条第 3 項の規定による改善の勧告及び命令						○										
31	法第 46 条第 4 項の規定による事業の停止命令						○										
32	法第 47 条第 1 項の規定による養子縁組の承諾の許可																○ 児童相談所
33	法第 56 条第 2 項の規定による費用徴収																
	(1) 法第 50 条第 5 号に係るもの																○ 保健所
	(2) 法第 50 条第 6 号の 3 に係るもの																○ 福祉事務所
	(3) 法第 50 条第 7 号から第 7 号の 3 までに係るもの																○ 児童相談所 国児学園
34	法第 56 条第 6 項の規定による費用の徴収の嘱託						○										
35	法第 58 条第 1 項の規定による認可の取消し						○										
36	児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 2 条の規定による児童相談所設置等の報告						○										
37	政令第 28 条の規定による児童福祉施設等の長等の意見の聴取																○ 児童相談所 福祉事務所
38	政令第 29 条の規定による里親の認定に係る意見の聴取						○										
39	政令第 30 条の規定による児童福祉司等の指定等																○ 児童相談所
40	政令第 32 条の規定による県児童福祉審議会への諮問						○										
41	政令第 33 条の規定による居住地の変更に伴う通知																○ 児童相談所
42	政令第 43 条の規定による負担金の返還の決定						○										
43	省令第 22 条第 3 項の規定による助産施設等への入所申込みの受理																○ 福祉事務所
44	省令第 22 条第 6 項の規定による助産の実施等の申込みの勧奨																○ 福祉事務所

45	省令第 26 条の規定による児童福祉施設の長等に対する書類の送付（省令第 32 条において準用する場合を含む。）																	○	児童相談所	
46	省令第 27 条の規定による児童福祉施設の長等からの入所児童についての届出の受理（省令第 32 条において準用する場合を含む。）																		○	児童相談所
47	省令第 36 条の 24 の規定による入居者の状況調査																		○	児童相談所
48	省令第 36 条の 26 第 2 項の規定による申込書の受理																		○	児童相談所
49	省令第 36 条の 26 第 5 項の規定による申込みの勧奨																		○	児童相談所
50	省令第 36 条の 41 の規定による申込書の受理（省令第 36 条の 46 において準用する場合を含む。）																		○	児童相談所
51	省令第 36 条の 42 の規定による登録又はしないことの決定及び通知（省令第 36 条の 46 において準用する場合を含む。）									○										
52	省令第 36 条の 43 の規定による届出の受理（省令第 36 条の 46 において準用する場合を含む。）																		○	児童相談所
53	省令第 36 条の 44 の規定による登録の消除（省令第 36 条の 46 において準用する場合を含む。）									○										
54	省令第 37 条第 2 項の規定による児童福祉施設の設置に係る認可申請の受理									○										
55	省令第 37 条第 4 項の規定による設備の規模等の変更の届出の受理									○										
56	省令第 37 条第 5 項の規定による名称等の変更の届出の受理									○										
57	省令第 37 条第 6 項の規定による設備の規模等の変更の届出の受理									○										
58	省令第 39 条第 1 項の規定による養子縁組の承諾許可申請の受理									○										
59	省令第 39 条第 2 項の規定による申請者に対する通知									○										
60	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 3 条第 1 項の規定による最低基準の向上に係る勧告									○										
61	省令第 43 条第 9 号及び第 10 号の規定による児童指導員の資格の認定									○										
62	省令第 81 条第 1 項第 4 号の規定による児童自立支援施設の長の資格の認定									○										
63	里親が行う養育に関する最低基準（平成 14 年厚生労働省令第 116 号）第 2 条の規定による県児童福祉審議会への意見聴取									○										
64	省令第 13 条第 2 項の規定による指導又は助言																		○	児童相談所
65	省令第 14 条の規定による里親への報告の求め及び受理																		○	児童相談所
66	省令第 16 条第 2 項の規定による委託児童の養育の継続認定																		○	児童相談所
67	省令第 18 条の規定による委託児童の養育の更新認定																		○	児童相談所

		68 省令第 19 条の規定による再委託の認定																○	児童相談所		
2	社会福祉法の施行に関する事務	1 法第 62 条第 1 項の規定による第 1 種社会福祉事業（法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する事業に限る。次号から第 4 号までにおいて同じ。）の経営に係る届出の受理																			
		2 法第 62 条第 2 項の規定による第 1 種社会福祉事業の経営に係る許可（法第 63 条第 2 項において準用する場合を含む。）																			
		3 法第 63 条第 1 項の規定による第 1 種社会福祉事業の経営に係る変更届の受理																			
		4 法第 64 条の規定による第 1 種社会福祉事業の経営に係る廃止届の受理																			
		5 法第 69 条第 1 項の規定による第 2 種社会福祉事業（法第 2 条第 3 項第 2 号（地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に限る。）及び同項第 3 号（母子・父子福祉施設を経営する事業に限る。）に規定する事業に限る。次号において同じ。）の開始届の受理																			
		6 法第 69 条第 2 項の規定による第 2 種社会福祉事業の変更届及び廃止届の受理																			
		7 法第 71 条の規定による施設（第 1 号の届出及び第 2 号の許可に係る施設に限る。）の改善命令																			
		8 法第 72 条第 1 項の規定による社会福祉事業（第 1 号及び第 5 号の届出又は第 2 号の許可に係る事業に限る。次号において同じ。）の制限、停止命令及び許可の取消し																			
		9 法第 72 条第 3 項の規定による社会福祉事業の制限及び停止命令																			
3	児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の施行に関する事務	1 法第 6 条の規定による受給資格及び手当の額の認定																			
		2 法第 28 条の規定による届出の受理																			
		3 法第 23 条第 1 項の規定による不正利得の徴収に関する措置（国税徴収法第 47 条に係るものを除く。）																			
		4 地方自治法第 240 条第 2 項の規定による債権の督促、保全及び取立てに関する措置並びに同条第 3 項の規定による債権の徴収停止又は履行期限の延長（法第 23 条の規定による不正利得以外のものに限る。）																			
		5 法第 29 条第 1 項の規定による受給資格者に対する物件の提出命令等																			
		6 法第 29 条第 2 項の規定による受給資格者に対する医師等の受診命令																			
		7 法第 30 条の規定による受給資格者等に対する認定に要する資料の提出命令等																			
		8 児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）第 1 条の規定による児童扶養手当認定請求書の受理																			
		9 省令第 2 条の規定による児童扶養手当額改定請求書の受理																			
		10 省令第 3 条の規定による児童扶養手当額改定届の受理																			

	11	省令第 4 条の規定による児童扶養手当現況届の受理						○								
	12	省令第 16 条の規定による児童扶養手当認定通知書の交付						○								
	13	省令第 17 条の規定による児童扶養手当認定請求却下通知書の交付						○								
	14	省令第 18 条第 1 項の規定による児童扶養手当額改定通知書の交付						○								
	15	省令第 18 条第 2 項の規定による児童扶養手当証書の送付等（省令第 18 条第 4 項において準用する場合を含む。）						○								
	16	省令第 18 条第 3 項の規定による児童扶養手当証書の提出命令						○								
	17	省令第 18 条第 6 項の規定による児童扶養手当額改定請求却下通知書の交付						○								
	18	省令第 19 条第 1 項の規定による児童扶養手当証書の返付						○								
	19	省令第 20 条第 1 項及び第 21 条の規定による児童扶養手当証書の交付						○								
	20	省令第 21 条の 2 の規定による児童扶養手当支払通知書の交付						○								
	21	省令第 22 条第 1 項の規定による児童扶養手当資格喪失通知書の交付						○								
	22	省令第 22 条第 2 項の規定による児童扶養手当証書の提出命令						○								
4	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の施行に関する事務	1	法第 5 条の規定による受給資格及び手当の額の認定					○								
		2	法第 12 条の規定による手当の一時差止め					○								
		3	法第 16 条において準用する児童扶養手当法第 31 条の規定による手当の支払の調整						○							
		4	法第 36 条第 1 項の規定による書類等の提出命令及び聴取						○							
		5	法第 36 条第 2 項の規定による医師の受診命令及び廃疾の状態の診断命令						○							
		6	法第 37 条の規定による資料の提供及び報告の要求						○							
		7	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号）第 3 条の規定による届出の受理（省令第 12 条の 3 において準用する場合を含む。）						○							
		8	省令第 4 条の規定による所得状況の届出の受理（省令第 12 条の 3 において準用する場合を含む。）						○							
		9	省令第 5 条から第 7 条までの規定による氏名変更等の届出の受理（省令第 12 条の 3 において準用する場合を含む。）						○							
		10	省令第 10 条の規定による特別児童扶養手当証書亡失届の受理及び返納の受理（省令第 12 条の 3 において準用する場合を含む。）						○							
		11	省令第 11 条及び第 12 条の規定による受給資格喪失等の届出の受理（省令第 12 条の 3 において準用する場合を含む。）						○							
		12	省令第 13 条の規定による未支払の手当の請求の受理						○							

		13	省令第 17 条の規定による認定の通知及び証書の交付							○													
		14	省令第 18 条の規定による認定請求の却下通知							○													
		15	省令第 19 条第 1 項及び第 6 項の規定による手当額の改訂等の通知（同条第 4 項及び第 26 条の 2 において準用する場合を含む。）							○													
		16	省令第 19 条第 2 項の規定による証書の返付及び交付（同条第 4 項及び第 26 条の 2 において準用する場合を含む。）							○													
		17	省令第 19 条第 3 項の規定による証書の提出命令（省令第 26 条の 2 において準用する場合を含む。）							○													
		18	省令第 20 条の規定による証書の訂正の返付（省令第 26 条の 2 において準用する場合を含む。）							○													
		19	省令第 21 条第 1 項の規定による証書の再交付（省令第 26 条の 2 において準用する場合を含む。）							○													
		20	省令第 22 条の規定による証書の更新							○													
		21	省令第 23 条の規定による未支払の手当の支払通知							○													
		22	省令第 24 条の規定による受給資格喪失の通知及び証書の提出命令（省令第 26 条の 2 において準用する場合を含む。）							○													
		23	省令第 26 条の規定による証書の交付等の停止に係る報告の受理（省令第 26 条の 2 において準用する場合を含む。）							○													
		24	省令第 28 条の規定による添付書類の省略							○													
5	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の施行に関する事務	1	法第 13 条、第 31 条の 6 及び第 32 条の規定による資金の貸付けの決定							○													
		2	法第 14 条の規定による母子・父子福祉団体に対する貸付けの決定（法第 31 条の 6 第 4 項及び第 32 条第 4 項において準用する場合を含む。）							○													
		3	法第 15 条の規定による貸付金の償還の免除の決定（法第 31 条の 6 第 5 項及び第 32 条第 5 項において準用する場合を含む。）								○												
		4	法第 13 条、第 31 条の 6 及び第 32 条の規定により決定された貸付金に係る地方自治法第 240 条第 2 項の規定による債権の督促、保全及び取立てに関する措置並びに同条第 3 項の規定による債権の徴収停止、履行期限の延長又は債務の免除の決定								○												
		5	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 8 条第 3 項ただし書、第 31 条の 6 第 3 項ただし書及び第 37 条第 3 項ただし書の規定による貸付金の繰上償還の決定								○												
		6	政令第 11 条の規定による修学資金の交付の停止及び減額の決定（政令第 31 条の 7 及び第 38 条において準用する場合を含む。）								○												
		7	政令第 12 条の規定による貸付けの停止の決定（政令第 31 条の 7 及び第 38 条において準用する場合を含む。）								○												
		8	政令第 15 条第 1 項第 3 号の規定によ								○												

	る貸付金の用途の承認（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）																		
	9 政令第15条第2項第1号の規定による事業の状況に係る報告の徴収等（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）					○													
	10 政令第15条第2項第2号及び第3号の規定による勧告（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）					○													
	11 政令第16条の規定による一時償還の請求（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）					○													
	12 政令第17条の規定による違約金の決定（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）					○													
	13 政令第19条第1項の規定による償還金の支払猶予の決定（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）					○													
	14 政令第24条の規定による貸付業務の状況に係る厚生労働大臣への報告（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）					○													
	15 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第10条第1項の規定による貸付申請書の厚生労働大臣への提出					○													
	16 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年三重県規則第5号）第1条第1項の規定による貸付申請書の受理						○												
	17 規則第2条の規定による借用書の受理																		
	(1) 市又は福祉事務所を設置している町に居住する者に係るもの						○												
	(2) 町に居住する者に係るもの										○								福祉事務所
	18 規則第3条の規定による氏名、住所等変更届の受理																		
	(1) 市又は福祉事務所を設置している町に居住する者に係るもの						○												
	(2) 町に居住する者に係るもの										○								福祉事務所
	19 規則第4条第1項の規定による休学又は復学の届の受理						○												
	20 規則第4条第2項の規定による貸付金辞退申出書の受理						○												
	21 規則第5条の規定による貸付金増額申請書の受理						○												
	22 規則第6条の規定による貸付金償還免除申請書の受理						○												
	23 規則第7条の規定による貸付金償還猶予申請書の受理						○												
	24 規則第8条の規定による違約金不徴収申請書の受理						○												
	25 規則第9条の規定による貸付金繰上償還申請書の受理						○												
	26 規則第13条の規定による証明書交付申請書の受理						○												
6	売春防止法	法第38条第1項第4号の規定による費																	○ 女性相談所

	(昭和 31 年法律第 118 号)の施行に関する事務	用の支出に関する事務																						
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)の施行に関する事務	1 法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護の実施																			○ 女性相談所			
		2 法第 4 条の規定による相談の実施																				○ 福祉事務所		
		3 法第 5 条の規定による保護の実施																				○ 女性相談所		
8	母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の施行に関する事務	1 法第 20 条第 5 項の規定による養育医療機関の指定及び法第 20 条第 7 項において準用する児童福祉法第 20 条第 8 項の規定による指定の取消し																				○		
		2 法第 20 条第 7 項において準用する児童福祉法第 21 条の 3 第 1 項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定																					○	
		3 法第 20 条第 7 項において準用する児童福祉法第 21 条の 3 第 4 項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託契約の締結																					○	
		4 法第 20 条第 7 項において準用する児童福祉法第 21 条の 4 の規定による報告の請求及び立入検査並びに診療報酬の支払の差止め																					○	
		5 母子保健法施行規則(昭和 40 年厚生省令第 55 号)第 12 条の規定による指定養育医療機関の名称変更等の届出																						○
		6 省令第 13 条の規定による指定辞退の申出の受理																						○
9	母体保護法(昭和 23 年法律第 156 号)の施行に関する事務	1 法第 15 条第 1 項の規定による受胎調節実地指導員の指定																					○	
		2 法第 15 条第 2 項の規定による受胎調節実地指導員の講習の認定																					○	
		3 法第 25 条の規定による不妊手術及び人工妊娠中絶の結果の届出の受理																						○ 保健所
		4 法第 39 条第 2 項の規定による受胎調節実地指導員の取消し																					○	
		5 法第 39 条第 3 項の規定による聴聞の実施																					○	
		6 母体保護法施行令(昭和 24 年政令第 16 号)第 1 条第 1 項の規定による指定証の交付																						○
		7 政令第 1 条第 2 項の規定による標識の交付																						○
		8 政令第 3 条の規定による指定証の記載事項の訂正交付																						○
		9 政令第 4 条第 1 項の規定による住所変更の届出の受理及び通知																						○
		10 政令第 4 条第 2 項の規定による受胎調節実地指導員名簿の写しの送付																						○
		11 政令第 5 条の規定による指定証及び標識の再交付																						○
		12 政令第 6 条の規定による受胎調節実地指導員講習の認定の取消し																						○
		13 母体保護法施行規則(昭和 27 年厚生省令第 32 号)第 15 条第 4 項の規定によ																						○



		る任意及び死亡等の理由による指定の取消し												
		14 省令第 18 条の規定による認定講習の変更の届出						○						
10	児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の施行に関する事務	1 法第 8 条の 2 の規定による出頭要求等の実施											○	児童相談所
		2 法第 9 条の規定による児童虐待が行われているおそれがある場合の立入調査等の実施											○	児童相談所
		3 法第 9 条の 2 の規定による再出頭要求等の実施											○	児童相談所
		4 法第 9 条の 3 の規定による臨検、捜索等の実施											○	児童相談所
		5 法第 11 条第 3 項の規定による保護者に対する勧告						○						
		6 法第 11 条第 4 項の規定による措置											○	児童相談所
		7 法第 12 条の 4 の規定による接近禁止命令等の実施						○						
		8 法第 13 条の規定による児童福祉司等の意見の聴取											○	児童相談所
		9 法第 13 条の 4 の規定による県児童福祉審議会への報告						○						
11	母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に関する事務	1 要綱第 2 の 4 第 5 項の規定による医療機関の指定等						○						
		2 要綱第 2 の 4 第 8 項第 1 号の規定による助成の申請の受理											○	保健所
		3 要綱第 2 の 4 第 8 項第 2 号の規定による助成の決定						○						
12	事務管理に関する事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	地域機関の事務の基本的な処理方針の決定										○		児童相談センター
13	職員の服務等に関する事務（児童相談センター及び児童相談所の職員に係るものに限る。）	1 職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 7 号から第 9 号までに係るものに限る。）												
		(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの										○		児童相談センター
		(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）										○		児童相談センター
		(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの										○		児童相談所
		2 職員等の旅費に関する条例第 4 条の規定による旅行命令												
		(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの										○		児童相談センター
		(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）										○		児童相談センター
		(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの										○		児童相談所

	係るもの												
3	職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「勤務時間条例」という。）第4条第2項及び第5条第1項の規定により割振られた勤務時間への勤務命令												
	(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの								○				児童相談センター
	(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
	(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの								○				児童相談所
4	勤務時間条例第6条の規定による週休日の振替等												
	(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの								○				児童相談センター
	(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
	(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの								○				児童相談所
5	勤務時間条例第9条第1項の規定による断続的な勤務の命令												
	(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの								○				児童相談センター
	(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
	(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの								○				児童相談所
6	勤務時間条例第9条第2項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務命令												
	(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの								○				児童相談センター
	(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
	(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの								○				児童相談所
7	勤務時間条例第11条の規定による休日の代休日の指定												
	(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの								○				児童相談センター
	(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
	(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの								○				児童相談所
8	勤務時間条例第13条第3項の規定による年次有給休暇の付与												
	(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの								○				児童相談センター
	(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター

		(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○			児童相談所
9		職員の給与に関する条例第 14 条の 2 第 2 項の規定による休日勤務の命令										
		(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○			児童相談センター
		(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの(児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。)							○			児童相談センター
		(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○			児童相談所
10		職員の勤務時間、休暇等に関する規則(次号において「勤務時間規則」という。)第 15 条から第 16 条の 2 までの規定による休暇の承認										
		(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○			児童相談センター
		(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの(児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。)							○			児童相談センター
		(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○			児童相談所
11		勤務時間規則第 19 条第 2 項の規定による休暇の請求等の受理										
		(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○			児童相談センター
		(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの(児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。)							○			児童相談センター
		(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○			児童相談所
12		着任期間の延長承認										
		(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○			児童相談センター
		(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの(児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。)							○			児童相談センター
		(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○			児童相談所
13		臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間の割振り等										
		(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○			児童相談センター
		(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの(児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。)							○			児童相談センター
		(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○			児童相談所
14	三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号)の施行に関する事務(児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。)	1 規則第 61 条の規定による競争入札参加資格の確認並びに競争入札に必要な参加資格の設定及び確認(物件関係に係るものに限る。)							○			児童相談センター
		2 規則第 62 条の規定による一般競争入札又はせり売りの公告							○			児童相談センター
		3 規則第 84 条の規定による監督を行わせる職員の選任							○			児童相談センター
		4 規則第 85 条第 1 項の規定による検査							○			児童相談センター

		を行わせる職員の選任													センター			
15	三重県情報公開条例の施行に関する事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	条例第 11 条及び第 12 条の規定による決定並びに条例第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定による延長											○		児童相談センター			
16	三重県個人情報保護条例の施行に関する事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	1 条例第 19 条及び第 20 条の規定による決定並びに条例第 21 条第 2 項及び第 22 条の規定による延長																
		(1) 児童相談センターの所掌に属する場合												○		児童相談センター		
		(2) 児童相談所の所掌に属する場合												○		児童相談所		
		2 条例第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定による決定並びに条例第 31 条第 2 項において準用する条例第 20 条第 2 項の規定による延長																
		(1) 児童相談センターの所掌に属する場合													○		児童相談センター	
		(2) 児童相談所の所掌に属する場合													○		児童相談所	
17	収入を伴う事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	1 分担金及び負担金に係るもの													○		児童相談センター	
		2 諸収入に係るもの													○		児童相談センター	
		3 報償費に係るもの													○		児童相談センター	
		2 交際費に係るもの													○		児童相談センター	
18	契約の締結その他支出を伴う事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	3 需用費に係るもの																
		(1) 食糧費に係るもの													○		児童相談センター	
		(2) 光熱水費に係るもの													○		児童相談センター	
		(3) (1)及び(2)に掲げる以外のもの																
		イ 1 件当たり 7,000 万円以上のもの（議会の議決に付すべき財産の取得に限る。）	○															
		ロ 1 件当たり 30 万円以上（イに掲げるものを除く。）														○		児童相談センター
		ハ 1 件当たり 30 万円未満のもの														○		児童相談センター
		4 役務費に係るもの																
		(1) 後納郵便料、電信電話料及び保険料に係るもの														○		児童相談センター
		(2) (1)に掲げる以外のもの																
イ 1 件当たり 30 万円以上のもの														○		児童相談センター		

																			ンター
																			児童相談センター
		5	委託料に係るもの																児童相談センター
		6	使用料及び賃借料に係るもの																
			(1) 1件当たり30万円以上のもの																児童相談センター
			(2) 1件当たり30万円未満のもの																児童相談センター
		7	1件当たり2億円未満の工事請負費に係るもの																児童相談センター
		8	原材料費に係るもの																児童相談センター
		9	1件当たり7,000万円未満の備品購入費に係るもの																児童相談センター
		10	負担金、補助金及び交付金に係るもの																児童相談センター
		11	貸付金に係るもの																児童相談センター
		12	補償金及び補填金に係るもの																児童相談センター
		13	投資及び出資金に係るもの（電信電話料に係るものに限る。）																児童相談センター
		14	公課費に係るもの																児童相談センター
19	財産に関する事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	1	1件当たり7,000万円未満の公有財産の購入に係るもの																児童相談センター
		2	行政財産の目的外使用の許可及び許可の更新に係るもの（無償及び減額を行う場合の使用許可を除く。）																児童相談センター
		3	物品の寄付の受納																児童相談センター
		4	物品の無償貸付け及び減額貸付けに係るもの																児童相談センター
20	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1	法第54条第1項の規定による支給の認定（法第5条第23項の規定による自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条第1号に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）に係るものに限る。）																保健所
		2	法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定（育成医療に係るものに限る。）																保健所
		3	法第57条の規定による支給認定の取消し（育成医療に係るものに限る。）																保健所
		4	法第66条の規定による報告の請求、立入検査及び診療報酬の支払の差止め（育成医療に係るものに限る。）																
		5	法第73条第1項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定（育成医療に係るものに限る。）																
		6	法第73条第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託契約の締結（育成医療に係るものに限る。）																
21	三重県母子・	1	条例第5条の規定による指定管理者の																

父子福祉センター条例（昭和39年三重県条例第26号）の施行に関する事務	1	指定の申請の告知																		
	2	条例第6条第1項の規定による指定管理者の選定								○										
	3	条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定								○										
	4	条例第7条の規定による告示									○									
	5	条例第8条の規定による協定の締結								○										
	6	条例第9条の規定による事業報告書の受理									○									
	7	条例第10条の規定による業務状況の聴取等									○									
	8	条例第11条の規定による知事による施設管理の決定									○									
	9	条例第12条の規定による利用時間の変更の承認									○									
	10	条例第13条の規定による休業日の変更の承認									○									
	11	条例第15条ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認									○									
22	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に関する事務	1	法第30条第2項の規定による公立の学校における重大事態への対処	○																
		2	法第31条第2項に規定する私立の学校における重大事態への対処	○																
23	三重県子ども心身発達医療センター条例施行規則（平成29年三重県規則第36号）の施行に関する事務	規則第2条の規定による休所日の変更								○										

子ども・福祉部 障がい福祉課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称								
			知事	専決者							受任者										
				副知事	本庁				地域機関												
					部長	次長	課長	班長	所長	室長		課長		所長							
1	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行に関する事務	1	法第10条第1項第1号の規定による市町間の連絡調整等																		
			(1) 障害者支援施設の入所に係るもの												○					障害者相談支援センター	
			(2) (1)以外のもの								○										保健所福祉事務所
		2	法第10条第1項第2号イの規定による実情の把握								○										保健所福祉事務所
		3	法第12条の3の規定による身体障害者相談員の業務の委託						○												
		4	法第15条第1項の規定による医師の指定									○									
	5	法第15条第2項の規定による意見の聴取									○										障害者相談支援センター
	6	法第15条第4項の規定による身体障										○									障害者相談

	害者手帳の交付											支援センター
7	法第 15 条第 5 項の規定による却下の通知						○					障害者相談支援センター
8	法第 16 条第 1 項の規定による身体障害者手帳の返還の受理						○					障害者相談支援センター
9	法第 16 条第 2 項の規定による身体障害者手帳の返還の命令						○					障害者相談支援センター
10	法第 17 条の規定による聴聞の実施						○					障害者相談支援センター
11	法第 26 条第 1 項の規定による事業開始の届出の受理					○						
12	法第 26 条第 2 項の規定による事業変更の届出の受理					○						
13	法第 28 条第 2 項の規定による身体障害者社会参加支援施設の設置の届出の受理					○						
14	法第 28 条第 4 項の規定による養成施設の附置の届出の受理					○						
15	法第 28 条第 5 項の規定による身体障害者社会参加支援施設の廃止等の届出の受理					○						
16	法第 39 条の規定による報告の徴収等					○						
17	法第 40 条の規定による事業の制限等の命令				○							
18	法第 41 条第 1 項の規定による事業の停止等の命令				○							
19	身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 3 項の規定による指定の取消し						○					障害者相談支援センター
20	政令第 5 条第 1 項の規定による諮問						○					障害者相談支援センター
21	政令第 5 条第 2 項の規定による障害程度認定の申請						○					障害者相談支援センター
22	政令第 6 条の規定による診査を受けるべき旨の通知						○					障害者相談支援センター
23	政令第 7 条の規定による市町村長等の通知の受理						○					障害者相談支援センター
24	政令第 9 条第 1 項の規定による身体障害者手帳交付台帳の記載						○					障害者相談支援センター
25	政令第 9 条第 2 項の規定による居住地変更の届出の受理						○					障害者相談支援センター
26	政令第 9 条第 4 項の規定による居住地変更の届出の受理						○					障害者相談支援センター
27	政令第 9 条第 6 項の規定による居住地の変更の通知						○					障害者相談支援センター
28	政令第 9 条第 7 項の規定による身体障						○					障害者相談

		害者手帳交付台帳の記載事項の消除																支援センター
		29 政令第 10 条の規定による身体障害者手帳の再交付								○								障害者相談支援センター
		30 政令第 12 条第 2 項の規定による身体障害者本人死亡の通知の受理								○								障害者相談支援センター
		31 政令第 28 条第 1 項の規定による施設の種類の変更等の届出の受理							○									
		32 政令第 28 条第 2 項の規定による施設の名称等の変更の報告の受理							○									
		33 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）第 7 条第 2 項の規定による身体障害者手帳の返還の受理								○								障害者相談支援センター
		34 省令第 8 条第 2 項の規定による身体障害者手帳の返還の受理								○								障害者相談支援センター
		35 省令第 9 条第 2 項の規定による通知の受理（省令第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）							○									
		36 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 59 条の 2 第 1 号の規定による身体障害者であることの証明								○								障害者相談支援センター
2	三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和 60 年三重県条例第 1 号）の施行に関する事務	1 条例第 2 条第 6 号の規定による事業の承認								○								
		2 条例第 5 条の規定による指定管理者の指定の申請の告知								○								
		3 条例第 6 条第 1 項の規定による指定管理者の選定							○									
		4 条例第 6 条第 2 項の規定による指定管理者の指定							○									
		5 条例第 7 条の規定による告示								○								
		6 条例第 8 条の規定による協定の締結							○									
		7 条例第 9 条の規定による事業報告書の受理								○								
		8 条例第 10 条の規定による業務状況の聴取等								○								
		9 条例第 11 条第 1 項の規定による知事による施設管理の決定								○								
		10 条例第 11 条第 2 項の規定による使用料の徴収								○								
		11 条例第 12 条の規定による開館時間の変更の承認								○								
		12 条例第 13 条の規定による休館日の変更の承認								○								
		13 条例第 18 条の規定による利用料金の承認								○								
		14 条例第 23 条ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認								○								
3	知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の施行に関する事務	1 法第 11 条第 1 項第 1 号の規定による市町間の連絡調整等																
		(1) 知的障害者更生施設の入所に係るもの															○	障害者相談支援センター
		(2) (1)以外のもの									○							保健所 福祉事務所



	2	法第 11 条第 1 項第 2 号イの規定による実情の把握								○								保健所 福祉事務所	
	3	三重県療育手帳制度実施要綱（昭和 63 年障第 117 号）の実施																	
		(1) 要綱第 5 条の規定による療育手帳の交付申請の受理								○								障害者相談 支援センタ ー	
		(2) 要綱第 7 条の規定による療育手帳の交付の決定								○								障害者相談 支援センタ ー	
		(3) 要綱第 9 条の規定による療育手帳の再交付申請の受理								○								障害者相談 支援センタ ー	
		(4) 要綱第 10 条の規定による氏名等の変更の届出の受理								○								障害者相談 支援センタ ー	
		(5) 要綱第 11 条の規定による療育手帳の返還の受理								○								障害者相談 支援センタ ー	
	4	重症心身障害児（者）療育指導事業（巡回療育）の実施																○ 児童相談所	
	5	重症心身障害児（者）通園事業利用者の決定																○ 児童相談所	
4	1	児童福祉法の施行に関する事務（知的障害児、盲ろうあ児及び重症心身障害児に係るものに限る。）								○									
	2	法第 21 条の 5 の 15 の規定による指定障害児通所支援事業者の指定								○									
	3	法第 21 条の 5 の 20 の規定による変更の届出等の受理								○									
	4	法第 21 条の 5 の 21 の規定による連絡調整等								○									
	5	法第 21 条の 5 の 22 の規定による指定障害児通所支援事業者等からの報告の徴収								○									
	6	法第 21 条の 5 の 23 の規定による指定障害児事業者等に対する勧告等								○									
	7	法第 21 条の 5 の 24 の規定による指定障害児事業者等の指定の取消し等								○									
	8	法第 21 条の 5 の 25 の規定による指定障害児事業者の指定等の公示								○									
	9	法第 21 条の 5 の 26 の規定による届出等の受理								○									
	10	法第 21 条の 5 の 27 の規定による報告等の徴収等								○									
	11	法第 21 条の 5 の 28 の規定による勧告、命令等								○									
	12	法第 24 条の 3 の規定による障害児入所給付費の支給決定																	○ 児童相談所
	13	法第 24 条の 4 の規定による障害児入所給付費の支給決定の取消し																	○ 児童相談所
	14	法第 24 条の 6 の規定による高額障害児入所給付費の支給決定									○								
	15	法第 24 条の 7 の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給決定																	○ 児童相談所
	16	法第 24 条の 9 の規定による指定障害児入所施設等の指定									○								
	17	法第 24 条の 13 の規定による変更の届出の受理									○								
	17	法第 24 条の 14 の 2 の規定による連絡								○									

調整等													
18 法第 24 条の 15 の規定による指定障害児入所施設等の設置者等からの報告の徴収等				○									
19 法第 24 条の 16 の規定による指定障害児入所施設等の設置者等に対する勧告等				○									
20 法第 24 条の 17 の規定による指定障害児入所施設等の指定の取消し等			○										
21 法第 24 条の 18 の規定による指定障害児入所施設の指定等の公示				○									
22 法第 24 条の 20 の規定による障害児入所施設医療費の支給決定										○		児童相談所	
23 法第 24 条の 38 の規定による届出の受理				○									
24 法第 24 条の 39 の規定による報告等の徴収等				○									
25 法第 24 条の 40 の規定による勧告、命令等				○									
26 法第 26 条第 1 項第 1 号の規定による報告の受理							○						
27 法第 27 条の規定による措置											○		児童相談所
28 法第 27 条の 3 の規定による家庭裁判所への送致											○		児童相談所
29 法第 28 条第 1 項の規定による措置											○		児童相談所
30 法第 29 条の規定による立入調査											○		児童相談所
31 法第 30 条の規定による同居児童の届出の受理											○		児童相談所
32 法第 30 条の 2 の規定による指示及び報告の徴収											○		児童相談所
33 法第 31 条の規定による在所期間の延長の措置											○		児童相談所
34 法第 33 条の 18 第 1 項の規定による報告の徴収							○						
35 法第 33 条の 18 第 4 項の規定による是正命令等							○						
36 法第 33 条の 18 第 6 項の規定による指定の取消し等				○									
37 法第 33 条の 22 第 1 項の規定による障害児福祉計画の策定			○										
38 法第 33 条の 23 の規定による障害児福祉計画の変更			○										
39 法第 34 条の 4 第 1 項の規定による児童自立生活援助事業開始の届出の受理							○						
40 法第 34 条の 4 第 3 項の規定による児童自立生活援助事業廃止等の届出の受理							○						
41 法第 34 条の 5 第 1 項の規定による報告の徴収等							○						
42 法第 35 条第 3 項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理							○						
43 法第 35 条第 4 項の規定による児童福祉施設の設置の認可							○						
44 法第 35 条第 6 項の規定による児童福祉施設の廃止等の届出の受理							○						
45 法第 35 条第 7 項の規定による児童福祉施設の廃止等の承認							○						

		46	法第 46 条第 1 項の規定による報告の徴収等									○					
		47	法第 46 条第 3 項の規定による改善の勧告及び改善命令									○					
		48	法第 46 条第 4 項の規定による事業の停止命令								○						
		49	法第 57 条の 2 の規定による障害児施設給付費等の額に相当する金額の全部又は一部の徴収											○			児童相談所
		50	法第 57 条の 3 の規定による障害児の保護者等からの報告の徴収等									○					
		51	法第 57 条の 3 の 3 の規定による障害児の保護者等からの報告の徴収等									○					
		52	法第 57 条の 4 の規定による障害児の保護者等からの報告の徴収等									○					
		53	法第 58 条の規定による認可の取消し									○					
		54	法第 59 条第 1 項の規定による報告の徴収等									○					
		55	法第 59 条第 5 項の規定による事業の停止等の命令									○					
		56	法第 63 条の 2 の規定による在所期間延長の措置														○ 児童相談所
		57	児童福祉法施行令第 28 条の規定による意見の聴取														○ 児童相談所
		58	政令第 38 条の規定による実地検査									○					
		59	政令第 43 条の規定による負担金の返還の決定									○					
		60	児童福祉法施行規則第 26 条の規定による書類の送付														○ 児童相談所
		61	省令第 27 条の規定に届出の受理									○					
		62	省令第 37 条第 4 項の規定による変更の届出の受理									○					
		63	省令第 37 条第 5 項の規定による変更の届出の受理									○					
		64	省令第 37 条第 6 項の規定による変更の届出の受理									○					
		65	知的障害児施設重度棟の指定の協議（昭和 39 年厚生省発児第 39 号厚生事務次官通知）									○					
5	三重県心身障害者扶養共済条例（昭和 45 年三重県条例第 10 号）の施行に関する事務	1	条例第 5 条から第 7 条までの規定による加入等の承認									○					
		2	条例第 9 条の規定による掛金の減額等の決定									○					
		3	条例第 12 条第 2 項の規定による年金管理者の指定										○				
		4	条例第 13 条第 3 項の規定による年金管理者の変更										○				
		5	条例第 14 条の規定による年金の支給停止									○					
		6	条例第 15 条の規定による年金の支給の差止め									○					
		7	条例第 17 条第 2 項の規定による年金受給権の消滅の決定									○					
		8	条例第 20 条の規定による年金等の返還命令									○					

		9 条例第 22 条の規定による変更届出等の受理													○				
		10 三重県心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和 45 年三重県規則第 29 号）第 2 条第 4 項の規定による加入証書等の交付													○				
		11 規則第 5 条第 2 項の規定による年金の給付の決定等													○				
		12 規則第 6 条の規定による加入証書等の再交付													○				
		13 規則第 7 条第 2 項の規定による弔慰金の給付の決定等													○				
		14 規則第 8 条第 1 項の規定による脱退の申出等の受理													○				
6	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務	1 法第 17 条の規定による障害児福祉手当の支給																	○ 福祉事務所
		2 法第 19 条の規定による受給資格の認定（法第 26 条の 5 において準用する場合を含む。）																	○ 福祉事務所
		3 法第 22 条第 2 項の規定による返還の受入（法第 26 条の 5 において準用する場合を含む。）																	○ 福祉事務所
		4 法第 24 条第 1 項の規定による不当利得の徴収（法第 26 条の 5 において準用する場合を含む。）																	○ 福祉事務所
		5 法第 26 条において準用する法第 5 条第 2 項の規定による受給資格の認定																	○ 福祉事務所
		6 法第 26 条において準用する法第 12 条の規定による支払の一時差止め																	○ 福祉事務所
		7 法第 26 条において準用する法第 16 条において準用する児童扶養手当法第 31 条の規定による支払の調整																	○ 福祉事務所
		8 法第 26 条の 2 の規定による特別障害者手当の支給の決定																	○ 福祉事務所
		9 法第 26 条の 5 において準用する法第 5 条第 2 項の規定による受給資格の認定																	○ 福祉事務所
		10 法第 26 条の 5 において準用する法第 12 条の規定による支払の一時差止め																	○ 福祉事務所
		11 法第 26 条の 5 において準用する法第 16 条において準用する児童扶養手当法第 31 条の規定による支払の調整																	○ 福祉事務所
		12 法第 36 条第 1 項の規定による書類等の提出命令等																	○ 福祉事務所
		13 法第 36 条第 2 項の規定による医師の受診命令等																	○ 福祉事務所
		14 法第 37 条の規定による資料の提供等の要求																	○ 福祉事務所
		15 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 50 年厚生省令第 34 号）第 3 条の規定による通知（省令第 16 条において準用する場合を含む。）																	○ 福祉事務所
		16 省令第 4 条の規定による却下通知（省令第 16 条において準用する場合を含む。）																	○ 福祉事務所
		17 省令第 5 条の規定による現況の届出の受理（省令第 13 条第 1 項及び第 16 条において準用する場合を含む。）																	○ 福祉事務所
		18 省令第 6 条の規定による支給停止の通																	○ 福祉事務所

		知（省令第 16 条において準用する場合を含む。）																								
		19 省令第 7 条から第 10 条までの規定による氏名変更等の届出の受理（省令第 13 条第 1 項及び第 16 条において準用する場合を含む。）																			○	福祉事務所				
		20 省令第 11 条の規定による資格喪失の通知（省令第 16 条において準用する場合を含む。）																				○	福祉事務所			
7	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務	1 法第 17 条の規定による障害手当の支給																				○	福祉事務所			
		2 法第 22 条第 2 項の規定による返還の受入れ																					○	福祉事務所		
		3 法第 24 条第 1 項の規定による不当利得の徴収																						○	福祉事務所	
		4 法第 26 条において準用する法第 12 条の規定による支払の一時差止め																						○	福祉事務所	
		5 法第 26 条において準用する法第 16 条において準用する児童扶養手当法第 31 条の規定による支払の調整																						○	福祉事務所	
		6 法第 36 条第 1 項の規定による書類等の提出命令等																							○	福祉事務所
		7 法第 36 条第 2 項の規定による医師の受診命令等																							○	福祉事務所
		8 法第 37 条の規定による資料の提供等の要求																							○	福祉事務所
		9 福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和 60 年厚生省令第 49 号）附則第 4 条第 1 項において準用する同省令による改正後の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第 5 条の規定による現況の届出の受理																							○	福祉事務所
		10 省令第 6 条の規定による支給停止の通知																							○	福祉事務所
		11 省令第 7 条から第 10 条までの規定による氏名変更等の届出の受理																							○	福祉事務所
		12 省令第 11 条の規定による資格喪失の通知																							○	福祉事務所
		13 省令第 15 条の規定による添付書類の省略等																							○	福祉事務所
8	社会福祉法の施行に関する事務	1 法第 62 条第 1 項の規定による第 1 種社会福祉事業（法第 2 条第 2 項第 3 号の 2 から第 5 号までに規定する事業及び第 7 号に規定する授産施設（知的障害者福祉工場及び身体障害者福祉工場に限る。）を営む事業に限る。次号から第 4 号までにおいて同じ。）の経営に係る届出の受理																					○			
		2 法第 62 条第 2 項の規定による第 1 種社会福祉事業の経営に係る許可（法第 63 条第 2 項において準用する場合を含む。）																						○		
		3 法第 63 条第 1 項の規定による第 1 種社会福祉事業の経営に係る変更届の受理																							○	
		4 法第 64 条の規定による第 1 種社会福祉事業の経営に係る廃止届の受理																							○	
		5 法第 69 条第 1 項の規定による第 2 種社会福祉事業（法第 2 条第 3 項第 5 号（手話通訳事業、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又																							○	

		は視聴覚障害者情報提供施設を営む事業及び身体障害者の更生相談に於ける事業に限る。)及び同項第6号に規定する事業に限る。次号において同じ。)の開始届の受理											
		6 法第 69 条第 2 項の規定による第 2 種社会福祉事業の変更届及び廃止届の受理				○							
		7 法第 71 条の規定による施設(第 1 号の届出及び第 2 号の許可に係る施設に限る。)の改善命令				○							
		8 法第 72 条第 1 項の規定による社会福祉事業(第 1 号及び第 5 号の届出、又は第 2 号の許可に係る事業に限る。次号において同じ。)の制限、停止命令及び許可の取消し				○							
		9 法第 72 条第 3 項の規定による社会福祉事業の制限及び停止命令				○							
9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1 法第 11 条第 2 項の規定による報告の徴収等				○							
		2 法第 29 条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定				○							
		3 法第 29 条第 1 項の規定による指定障害者支援施設の指定				○							
		4 法第 46 条の規定による変更の届出等の受理				○							
		5 法第 48 条の規定による指定障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収等				○							
		6 法第 49 条の規定による指定障害福祉サービス事業者等への勧告・命令等				○							
		7 法第 50 条の規定による指定障害福祉サービス事業者等の指定の取消し等			○								
		8 法第 51 条の規定による指定障害福祉サービス事業者等の公示				○							
		9 法第 51 条の 2 第 2 項第 1 号の規定による届出の受理				○							
		10 法第 51 条の 2 第 3 項の規定による変更の届出の受理				○							
		11 法第 51 条の 2 第 4 項の規定による届出の受理				○							
		12 法第 51 条の 14 第 1 項の規定による指定一般相談支援事業者の指定				○							
		13 法第 51 条の 25 第 1 項の規定による変更の届出の受理				○							
		14 法第 51 条の 25 第 2 項の規定による廃止又は休止の届出の受理				○							
		15 法第 51 条の 27 第 1 項の規定による指定一般相談支援事業者等からの報告の徴収等				○							
		16 法第 51 条の 28 第 1 項の規定による指定一般相談支援事業者への勧告				○							
		17 法第 51 条の 28 第 3 項の規定による公表				○							
		18 法第 51 条の 28 第 4 項の規定による措置命令				○							
		19 法第 51 条の 28 第 5 項の規定による公示				○							
		20 法第 51 条の 29 第 1 項の規定による指				○							

		定一般相談支援事業者の取消等																				
		21 法第 51 条の 30 第 1 項の規定による公示								○												
		22 法第 51 条の 31 第 2 項第 1 号の規定による届出の受理								○												
		23 法第 51 条の 31 第 3 項の規定による変更の届出の受理								○												
		24 法第 51 条の 31 第 4 項の規定による届出の受理								○												
		25 法第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の指定（更生医療及び育成医療に係るものに限る。）									○										障害者相談支援センター	
		26 法第 60 条の規定による自立支援医療機関の指定の更新（更生医療及び育成医療に係るものに限る。）									○										障害者相談支援センター	
		27 法第 64 条の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出の受理（更生医療及び育成医療に係るものに限る。）									○										障害者相談支援センター	
		28 法第 65 条の規定による指定自立支援医療機関の指定辞退の申出の受理（更生医療及び育成医療に係るものに限る。）									○										障害者相談支援センター	
		29 法第 66 条の規定による指定自立支援医療機関等からの報告の徴収等（更生医療に係るものに限る。）									○										障害者相談支援センター	
		30 法第 67 条第 1 項から第 4 項までの規定による勧告、命令等（更生医療及び育成医療に係るものに限る。）								○												
		31 法第 67 条第 5 項の規定による市町からの通知の受理（更生医療に係るものに限る。）										○										障害者相談支援センター
		32 法第 68 条の規定による指定の取消し等（更生医療及び育成医療に係るものに限る。）									○											
		33 法第 69 条の規定による公示（更生医療及び育成医療に係るものに限る。）									○											
		34 法第 73 条第 4 項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託契約の締結（更生医療に係るものに限る。）									○											
		35 法第 76 条の 3 第 1 項の規定による報告の徴収									○											
		36 法第 76 条の 3 第 4 項の規定による是正命令等									○											
		37 法第 76 条の 3 第 6 項の規定による指定の取消し等									○											
		38 法第 79 条の規定による事業実施、変更及び休廃止の届出の受理									○											
		39 法第 81 条の規定による報告の徴収等									○											
		40 法第 82 条の規定による事業の停止等の命令									○											
		41 法第 89 条の規定による障害福祉計画の策定									○											
		42 法第 89 条の 2 の規定による障害福祉計画の変更									○											
10	三重県視覚障害者支援センター条例（平成 17 年三重県	1 条例第 5 条の規定による指定管理者の指定の申請の告知									○											
		2 条例第 6 条第 1 項の規定による指定管理者の選定										○										

条例第 41 号) の施行に関する事務	3	条例第 6 条第 2 項の規定による指定管理者の指定			○															
	4	条例第 7 条の規定による告示				○														
	5	条例第 8 条の規定による協定の締結			○															
	6	条例第 9 条の規定による事業報告書の受理				○														
	7	条例第 10 条の規定による業務状況の聴取等				○														
	8	条例第 11 条の規定による知事による施設管理の決定				○														
	9	条例第 12 条の規定による開館時間の変更の承認				○														
	10	条例第 13 条の規定による休館日の変更の承認				○														
	11	条例第 15 条ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認				○														
	11 三重県聴覚障害者支援センター条例 (平成 23 年三重県条例第 28 号) の施行に関する事務	1	条例第 5 条の規定による指定管理者の指定の申請の告知				○													
		2	条例第 6 条第 1 項の規定による指定管理者の選定			○														
3		条例第 6 条第 2 項の規定による指定管理者の指定			○															
4		条例第 8 条の規定による告示				○														
5		条例第 9 条の規定による協定の締結			○															
6		条例第 10 条の規定による事業報告書の受理				○														
7		条例第 11 条の規定による業務状況の聴取等				○														
8		条例第 12 条の規定による知事による施設管理の決定				○														
9		条例第 13 条の規定による開館時間の変更の承認				○														
10		条例第 14 条の規定による休館日の変更の承認				○														
11		条例第 16 条ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認				○														
12 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号) の施行に関する事務	1	法第 17 条の規定による報告の受理				○														
	2	法第 20 条の規定による公表				○														
	3	法第 22 条第 1 項の規定による通報の受理						○											障害者相談支援センター	
	4	法第 22 条第 2 項の規定による届出の受理						○											障害者相談支援センター	
	5	法第 23 条の規定による通知の受理						○											障害者相談支援センター	
	6	法第 24 条の規定による報告					○													
13 障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) の施行に関する事務	1	法第 11 条第 2 項の規定による障害者計画の策定			○															
	2	法第 11 条第 9 項の規定による障害者計画の変更			○															
14 社会福祉士及び介護福祉士	1	法附則第 4 条の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付等				○														



法の施行に関する事務	2	法附則第 5 条の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託									○									
	3	法附則第 8 条の規定による喀痰吸引等研修機関の登録									○									
	4	法附則第 9 条の規定による喀痰吸引等研修機関の登録の更新									○									
	5	法附則第 11 条の規定による喀痰吸引等研修機関登録事項の変更の届出の受理									○									
	6	法附則第 12 条の規定による喀痰吸引等研修機関の業務規程の届出等の受理									○									
	7	法附則第 13 条の規定による喀痰吸引等研修機関の業務の廃止又は休止の届出の受理									○									
	8	法附則第 14 条の規定による喀痰吸引等研修機関の業務の適合命令										○								
	9	法附則第 15 条の規定による喀痰吸引等研修機関の業務の改善命令										○								
	10	法附則第 16 条の規定による喀痰吸引等研修機関の登録の取消し等										○								
	11	法附則第 17 条の規定による喀痰吸引等研修機関の登録等の公示										○								
	12	法附則第 20 条の登録特定行為事業者登録										○								

別表第 1 環境生活部文化振興課の表第 11 号の項第 10 号中「第 13 条」を「第 13 条第 2 項」に改める。

別表第 1 環境生活部大気・水環境課の表第 15 号の項を次のように改める。

15 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の施行に関する事務	1	法第 3 条第 1 項の規定による調査報告の受理及び同項ただし書による確認																		○	地域防災総合事務所等	
	2	法第 3 条第 3 項の規定による通知																			○	地域防災総合事務所等
	3	法第 3 条第 4 項の規定による命令																			○	地域防災総合事務所等
	4	法第 3 条第 5 項の規定による届出の受理																			○	地域防災総合事務所等
	5	法第 3 条第 6 項の規定による確認の取消し																			○	地域防災総合事務所等
	6	法第 4 条第 1 項の規定による届出の受理																			○	地域防災総合事務所等
	7	法第 4 条第 3 項の規定による命令																			○	地域防災総合事務所等
	8	法第 5 条第 1 項の規定による命令																			○	地域防災総合事務所等
	9	法第 5 条第 2 項の規定による公告																			○	
	10	法第 6 条第 1 項の規定による要措置区域の指定																			○	
	11	法第 6 条第 2 項の規定による区域の指定の公示（法第 11 条第 3 項において読み替えて適用する場合を含む。）																			○	
	12	法第 6 条第 4 項の規定による区域の指定の解除																			○	
	13	法第 6 条第 5 項の規定による区域の指定の解除の公示（法第 11 条第 3 項において読み替えて適用する場合を含む。）																			○	
	14	法第 7 条第 1 項の規定による要措置区域における汚染除去等の措置の指示																			○	
	15	法第 7 条第 1 項ただし書による指示																			○	

16	法第7条第4項の規定による命令					○									
17	法第7条第5項の規定による公告					○									
18	法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定					○									
19	法第11条第2項の規定による指定の解除					○									
20	法第12条第1項の規定による届出の受理					○									
21	法第12条第2項の規定による届出の受理					○									
22	法第12条第3項の規定による届出の受理					○									
23	法第12条第4項の規定による計画変更命令					○									
24	法第14条第3項の規定による区域の指定					○									
25	法第14条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査					○									
26	法第15条第1項の規定による台帳の調製					○									
27	法第15条第3項の規定による台帳の閲覧請求の受理					○									
28	法第16条第1項の規定による届出の受理					○									
29	法第16条第2項の規定による届出の受理					○									
30	法第16条第3項の規定による届出の受理					○									
31	法第16条第4項の規定による措置命令					○									
32	法第19条第1項の規定による措置命令					○									
33	法第20条第6項の規定による届出の受理					○									
34	法第22条第1項の規定による許可					○									
35	法第22条第9項の規定による届出の受理					○									
36	法第23条第1項の規定による変更の許可					○									
37	法第23条第3項の規定による届出の受理					○									
38	法第23条第4項の規定による届出の受理					○									
39	法第24条第1項の規定による改善命令					○									
40	法第25条第1項の規定による許可の取消し等					○									
41	法第27条第2項の規定による措置命令					○									
42	法第27条の2第1項の規定による承認					○									
43	法第27条の3第1項の規定による承認					○									
44	法第27条の4第1項の規定による承認					○									

45	法第 29 条の規定による指定				○															
46	法第 32 条第 1 項の規定による指定の更新				○															
47	法第 35 条第 1 項の規定による届出の受理					○														
48	法第 36 条第 3 項の規定による命令					○														
49	法第 37 条第 1 項の規定による届出の受理					○														
50	法第 39 条第 1 項の規定による措置命令					○														
51	法第 40 条第 1 項の規定による届出の受理					○														
52	法第 42 条第 1 項の規定による指定の取消し					○														
53	法第 43 条第 1 項の規定による公示					○														
54	法第 54 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査																			
	(1) 本庁の事務に係るもの					○														
	(2) (1)以外に係るもの												○							地域防災総合事務所等
55	法第 54 条第 3 項の規定による報告の徴収及び立入検査					○														
56	法第 54 条第 4 項の規定による報告の徴収及び立入検査					○														
57	法第 54 条第 5 項の規定による報告の徴収及び立入検査					○														
58	法第 55 条第 1 項の規定による協議																			
	(1) 本庁の事務に係るもの					○														
	(2) (1)以外に係るもの												○							地域防災総合事務所等
59	法第 56 条第 1 項の規定による環境大臣に対する資料の提出及び説明					○														
60	法第 56 条第 2 項の規定による関係行政機関等の長に対する協力要請及び意見具申																			
	(1) 本庁の事務に係るもの					○														
	(2) (1)以外に係るもの												○							地域防災総合事務所等
61	土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 1 条第 1 項の規定による延長												○							地域防災総合事務所等
62	規則第 3 条第 3 項の規定による通知												○							地域防災総合事務所等
63	規則第 16 条第 4 項の規定による届出書の受理												○							地域防災総合事務所等
64	規則第 21 条の規定による通知												○							地域防災総合事務所等
65	規則第 44 条第 3 項の規定による確認（規則第 50 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）					○														
66	規則第 44 条第 4 項の規定による条件の付加（規則第 50 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）					○														
67	規則第 44 条第 5 項の規定による確認の取消し（規則第 50 条第 2 項において					○														

	読み替えて適用する場合を含む。)																		
68	規則第 45 条第 3 項の規定による確認					○													
69	規則第 46 条第 2 項の規定による確認 (規則第 50 条第 3 項において読み替えて適用する場合を含む。)					○													
70	規則第 60 条第 2 項の規定による認定					○													
71	汚染土壌処理業の許可の申請の手續等に関する省令(平成 21 年環境省令第 10 号) 第 5 条第 15 号の規定による確認					○													
72	省令第 5 条第 16 号ロの規定による確認					○													
73	省令第 13 条第 3 項の規定による報告の受理					○													
74	省令第 14 条第 2 項の規定による許可書の書換え又は再交付					○													

別表第 1 環境衛生部長官・水質監視の監視十ヶ所の指定及びその変更に関する

17	大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)の施行に関する事務	1	法第 3 条第 5 項の規定によるばい煙の排出基準の設定についての環境省令の制定又は改廃に係る知事の意見の具申				○												
		2	法第 4 条第 3 項の規定による排出基準を定める場合の環境大臣への通知				○												
		3	法第 5 条の規定による排出基準に関する環境大臣からの勧告の受理				○												
		4	法第 5 条の 2 第 1 項の規定による指定ばい煙総量削減計画の作成			○													
		5	法第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による総量規制基準の設定				○												
		6	法第 5 条の 2 第 5 項の規定による地域指定についての具申			○													
		7	法第 5 条の 2 第 6 項の規定による地域指定についての政令の制定又は改廃に係る知事の意見の具申			○													
		8	法第 5 条の 2 第 7 項の規定による総量規制基準の設定又は改廃の公示				○												
		9	法第 5 条の 3 第 2 項の規定による環境審議会その他の合議制の機関及び関係市町長の意見の聴取(法第 5 条の 3 第 6 項において準用する場合を含む。次号及び第 11 号の規定において同じ。)				○												
		10	法第 5 条の 3 第 3 項の規定による指定ばい煙総量削減計画に係る事項の環境大臣との協議				○												
		11	法第 5 条の 3 第 4 項の規定による指定ばい煙総量削減計画策定の公告				○												
		12	法第 5 条の 3 第 5 項の規定による指定ばい煙総量削減計画の変更			○													
		13	法第 6 条第 1 項の規定によるばい煙発生施設設置届出書の受理									○							地域防災総合事務所等
		14	法第 7 条第 1 項の規定によるばい煙発生施設使用届出書の受理									○							地域防災総合事務所等
		15	法第 8 条第 1 項の規定によるばい煙発生施設変更届出書の受理									○							地域防災総合事務所等
		16	法第 9 条の規定による計画の変更命令及び計画の廃止命令									○							地域防災総合事務所等
		17	法第 9 条の 2 の規定による指定ばい煙処理方法の改善及び使用燃料の変更命令									○							地域防災総合事務所等

18	法第 10 条第 2 項の規定による実施の制限期間の短縮承認（法第 17 条の 13 第 1 項、第 18 条の 13 第 1 項及び第 18 条の 31 第 1 項において準用する場合を含む。）									○		地域防災総合事務所等
19	法第 11 条の規定による氏名等の変更及び使用廃止の届出の受理（法第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 31 第 2 項において準用する場合を含む。次号の規定において同じ。）									○		地域防災総合事務所等
20	法第 12 条第 3 項の規定による承継の届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
21	法第 14 条第 1 項の規定によるばい煙発生施設に係る改善命令及びばい煙発生施設の使用の一時停止命令									○		地域防災総合事務所等
22	法第 14 条第 3 項の規定による指定ばい煙処理方法の改善及び使用燃料の変更命令									○		地域防災総合事務所等
23	法第 15 条第 4 項の規定による燃料使用基準についての政令の制定又は改廃に係る知事の意見の具申			○								
24	法第 15 条の 2 第 1 項の規定による燃料使用基準の適合勧告									○		地域防災総合事務所等
25	法第 15 条の 2 第 2 項の規定による燃料使用基準の適合命令									○		地域防災総合事務所等
26	法第 15 条の 2 第 3 項の規定による燃料使用基準の設定			○								
27	法第 15 条の 2 第 4 項の規定による指定地域の区分及び燃料使用基準の決定			○								
28	法第 15 条の 2 第 5 項の規定による燃料使用基準の設定又は改廃の公示				○							
29	法第 17 条第 3 項の規定による事故の拡大及び再発防止の措置命令									○		地域防災総合事務所等
30	法第 17 条の 5 第 1 項の規定による揮発性有機化合物排出施設設置届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
31	法第 17 条の 6 第 1 項の規定による揮発性有機化合物排出施設使用届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
32	法第 17 条の 7 第 1 項の規定による揮発性有機化合物排出施設変更届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
33	法第 17 条の 8 の規定による計画の変更命令及び計画の廃止命令									○		地域防災総合事務所等
34	法第 17 条の 11 の規定による揮発性有機化合物排出施設に係る改善命令及び使用の一時停止命令									○		地域防災総合事務所等
35	法第 18 条第 1 項の規定による一般粉じん発生施設設置届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
36	法第 18 条第 3 項の規定による一般粉じん発生施設変更届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
37	法第 18 条の 2 第 1 項の規定による一般粉じん発生施設使用届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
38	法第 18 条の 4 の規定による基準適合命令及び一般粉じん発生施設の使用の一時停止命令									○		地域防災総合事務所等
39	法第 18 条の 6 第 1 項の規定による特定粉じん発生施設設置届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
40	法第 18 条の 6 第 3 項の規定による特									○		地域防災総

	定粉じん発生施設変更届出書の受理											合事務所等
41	法第 18 条の 7 第 1 項の規定による特定粉じん発生施設使用届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
42	法第 18 条の 8 の規定による計画の変更命令及び計画の廃止命令								○			地域防災総合事務所等
43	法第 18 条の 11 の規定による特定粉じん発生施設に係る改善命令及び特定粉じん発生施設の使用の一時停止命令								○			地域防災総合事務所等
44	法第 18 条の 15 第 1 項及び第 2 項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
45	法第 18 条の 16 の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画変更命令								○			地域防災総合事務所等
46	法第 18 条の 19 の規定による特定粉じん排出等作業に係る作業基準適合命令等								○			地域防災総合事務所等
47	法第 18 条の 23 第 1 項の規定による水銀排出施設設置届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
48	法第 18 条の 24 第 1 項の規定による水銀排出施設使用届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
49	法第 18 条の 25 第 1 項の規定による水銀排出施設変更届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
50	法第 18 条の 26 の規定による計画の変更命令及び計画の廃止命令								○			地域防災総合事務所等
51	法第 18 条の 29 第 1 項の規定による水銀排出施設の改善及び使用の一時停止等の勧告								○			地域防災総合事務所等
52	法第 18 条の 29 第 2 項の規定による水銀排出施設の改善及び使用の一時停止等の命令								○			地域防災総合事務所等
53	法第 20 条の規定による自動車排出ガス濃度の測定						○					
54	法第 21 条第 1 項の規定による県公安委員会に対する措置要請						○					
55	法第 21 条第 3 項の規定による道路管理者又は関係行政機関の長に対する意見の具申						○					
56	法第 22 条第 1 項の規定による常時監視								○			
57	法第 22 条第 2 項の規定による常時監視結果の環境大臣への報告								○			
58	法第 23 条第 1 項の規定による緊急時における一般への周知及びばい煙排出者等に対するばい煙削減等の要請								○			
59	法第 23 条第 2 項の規定によるばい煙排出者等に対する措置命令								○			地域防災総合事務所等
60	法第 23 条第 2 項の規定による県公安委員会に対する措置要請								○			
61	法第 24 条の規定による大気汚染状況の公表								○			
62	法第 26 条第 1 項の規定による報告徴収及び立入検査								○			地域防災総合事務所等
63	法第 27 条第 2 項の規定による関係行政機関の長からの通知の受理								○			地域防災総合事務所等
64	法第 27 条第 3 項の規定による関係行政機関の長に対する措置要請								○			地域防災総合事務所等
65	法第 27 条第 4 項の規定による関係行								○			地域防災総

	政機関の長からの通知の受理												合事務所等
66	法第 27 条第 5 項の規定による関係行政機関の長に対する協議							○					地域防災総合事務所等
67	法第 28 条第 1 項の規定による環境大臣に対する資料の提出及び説明					○							
68	法第 28 条第 2 項の規定による関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の具申					○							
69	法第 28 条の 2 の規定による環境大臣の指示の受理							○					
70	法第 31 条第 2 項の規定による市長からの通知の受理								○				
71	法附則第 10 項の規定による指定物質の排出又は飛散の抑制に係る勧告									○			地域防災総合事務所等
72	法附則第 11 項の規定による指定物質排出施設に係る報告の徴収									○			地域防災総合事務所等
73	法附則第 12 項の規定による環境大臣の指示の受理							○					
74	大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省令・通商産業省令第 1 号）第 9 条、第 9 条の 3、第 10 条の 3 及び第 10 条の 6 の規定による受理書の交付										○		地域防災総合事務所等

別表第 1 環境生活部大臣・水環境課の表第 11 号の項第 1 号を次のように改める。

2	条例第 23 条の規定による指定施設の設置の届出の受理（污水に係るものを除く。次号、第 4 号、第 8 号、第 9 号、第 25 号、第 26 号及び第 27 号の規定において同じ。）											○		地域防災総合事務所等
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	------------

別表第 1 環境生活部（心）・交通安全課の表第 15 号の項を次のように改める。

15	特定商取引に （昭和 51 年法律第 57 号）の 施行に関する 事務	1	法第 6 条の 2 の規定による合理的な根拠を示す資料の提出										○						
		2	法第 7 条の規定による指示等											○					
		3	法第 8 条の規定による業務の停止等												○				
		4	法第 8 条の 2 の規定による業務の禁止等												○				
		5	法第 12 条の 2 の規定による合理的な根拠を示す資料の提出												○				
		6	法第 14 条の規定による指示等												○				
		7	法第 15 条の規定による業務の停止等												○				
		8	法第 15 条の 2 の規定による業務の禁止等												○				
		9	法第 21 条の 2 の規定による合理的な根拠を示す資料の提出													○			
		10	法第 22 条の規定による指示等												○				
		11	法第 23 条の規定による業務の停止等												○				
		12	法第 23 条の 2 の規定による業務の禁止等												○				
		13	法第 34 条の 2 の規定による合理的な根拠を示す資料の提出													○			
		14	法第 36 条の 2 の規定による合理的な根拠を示す資料の提出													○			
		15	法第 38 条の規定による指示等													○			
		16	法第 39 条の規定による連鎖販売取引の停止等													○			

17	法第 39 条の 2 の規定による業務の禁止等			○															
18	法第 43 条の 2 の規定による合理的な根拠を示す資料の提出					○													
19	法第 44 条の 2 の規定による合理的な根拠を示す資料の提出					○													
20	法第 46 条の規定による指示等			○															
21	法第 47 条の規定による業務の停止等			○															
22	法第 47 条の 2 の規定による業務の禁止等			○															
23	法第 52 条の 2 の規定による合理的な根拠を示す資料の提出					○													
24	法第 54 条の 2 の規定による合理的な根拠を示す資料の提出					○													
25	法第 56 条の規定による指示等			○															
26	法第 57 条の規定による業務提供誘引販売取引の停止等			○															
27	法第 57 条の 2 の規定による業務の禁止等			○															
28	法第 58 条の 12 の規定による指示等			○															
29	法第 58 条の 13 の規定による業務の停止等			○															
30	法第 58 条の 13 の 2 の規定による業務の禁止等			○															
31	法第 60 条の規定による申出に係る申請書の受理					○													
32	法第 66 条の規定による報告の徴収及び立入検査					○													
33	法第 66 条の 2 の規定による協力依頼					○													
34	法第 66 条の 5 の規定による公示送達					○													

引表第 1 欄第 1 号第 1 項第 1 号の「ハ」の「ハ」を「ニ」に改める。

1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の施行に関する事務	1	法第 5 条の 5 第 1 項の規定による都道府県廃棄物処理計画の策定			○														
		2	法第 5 条の 5 第 3 項の規定による審議会及び関係市町の意見聴取				○													
		3	法第 5 条の 5 第 4 項の規定による廃棄物処理計画の公表				○													
		4	法第 8 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可																	
		(1)	法第 8 条第 1 項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの				○													
		(2)	(1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○												
		(3)	(1)及び(2)以外のもの												○					地域防災総合事務所等
		5	法第 8 条第 4 項の規定による一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の告示及び縦覧					○												
6	法第 8 条第 5 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に関する市町長への意見の聴取					○														
7	法第 8 条第 6 項の規定による利害関係者からの意見書の受理					○														



8	法第8条の2第3項の規定による一般廃棄物処理施設設置に関する専門的知識を有する者の意見聴取				○														
9	法第8条の2第5項の規定による一般廃棄物処理施設の使用前検査																		
	(1) 法第8条第1項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの				○														
	(2) (1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○													
	(3) (1)及び(2)以外のもの										○								地域防災総合事務所等
10	法第8条の2の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査				○														
11	法第8条の5第4項の規定による特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額の通知				○														
12	法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可																		
	(1) 法第8条第1項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの				○														
	(2) (1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○													
	(3) (1)及び(2)以外のもの										○								地域防災総合事務所等
13	法第9条第2項において準用する法第8条第4項の規定による一般廃棄物処理施設変更許可申請書等の告示及び縦覧				○														
14	法第9条第2項において準用する法第8条第5項の規定による一般廃棄物処理施設変更許可に関する市町長への意見聴取				○														
15	法第9条第2項において準用する法第8条第6項の規定による利害関係者からの意見書の受理				○														
16	法第9条第2項において準用する法第8条の2第3項の規定による一般廃棄物処理施設変更許可に関する専門的知識を有する者の意見聴取				○														
17	法第9条第2項において準用する法第8条の2第5項の規定による一般廃棄物処理施設の使用前検査																		
	(1) 法第8条第1項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの				○														
	(2) (1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○													
	(3) (1)及び(2)以外のもの										○								地域防災総合事務所等
18	法第9条第3項の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更及び廃止等の届出の受理																		
	(1) 法第8条第1項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの				○														

(2) (1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○							
(3) (1)及び(2)以外のもの									○			地域防災総合事務所等
19 法第9条第4項の規定による一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了の届出の受理					○							
20 法第9条第5項の規定による一般廃棄物最終処分場の廃止に係る確認					○							
21 法第9条の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令												
(1) 法第8条第1項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの					○							
(2) (1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○							
(3) (1)及び(2)以外のもの									○			地域防災総合事務所等
22 法第9条の2の2第1項又は第2項の規定による一般廃棄物処理施設の許可の取消し												
(1) 法第8条第1項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの					○							
(2) (1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○							
(3) (1)及び(2)以外のもの									○			地域防災総合事務所等
23 法第9条の2の3第2項の規定による一般廃棄物最終処分場の廃止に係る確認					○							
24 法第9条の2の4第1項の規定による一般廃棄物熱回収施設設置者の認定					○							
25 法第9条の2の4第5項の規定による一般廃棄物熱回収施設設置者の認定の取消し					○							
26 法第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理									○			地域防災総合事務所等
27 法第9条の3第3項の規定による一般廃棄物処理施設の届出に係る計画の変更又は廃止の命令									○			地域防災総合事務所等
28 法第9条の3第4項の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当であると認める旨の通知（同条第8項において準用する場合を含む。）									○			地域防災総合事務所等
29 法第9条の3第8項の規定による変更の届出の受理									○			地域防災総合事務所等
30 法第9条の3第9項において準用する同条第3項の規定による一般廃棄物処理施設の計画の変更又は廃止の命令									○			地域防災総合事務所等
31 法第9条の3第10項の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令									○			地域防災総合事務所等
32 法第9条の3第11項において準用する法第9条第3項の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更及び廃止等の届									○			地域防災総合事務所等

出の受理												
33 法第 9 条の 3 第 11 項において準用する法第 9 条第 4 項の規定による一般廃棄物最終処分場の埋立終了の届出の受理										○		地域防災総合事務所等
34 法第 9 条の 3 第 11 項において準用する法第 9 条第 5 項の規定による一般廃棄物最終処分場の廃止に係る確認										○		地域防災総合事務所等
35 法第 9 条の 5 第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受けの許可												
(1) 法第 8 条第 1 項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの										○		
(2) (1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの										○		
(3) (1)及び(2)以外のもの											○	地域防災総合事務所等
36 法第 9 条の 6 第 1 項の規定による一般廃棄物許可処理施設設置者である法人の合併又は分割の場合の認可												
(1) 法第 8 条第 1 項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの										○		
(2) (1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの										○		
(3) (1)及び(2)以外のもの											○	地域防災総合事務所等
37 法第 9 条の 7 第 1 項の規定による一般廃棄物許可処理施設設置者の相続届出の受理												
(1) 法第 8 条第 1 項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの										○		
(2) (1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの										○		
(3) (1)及び(2)以外のもの											○	地域防災総合事務所等
38 法第 12 条第 3 項又は第 4 項の規定による産業廃棄物の保管場所に係る届出の受理											○	地域防災総合事務所等
39 法第 12 条第 9 項の規定による多量排出事業者の産業廃棄物の処理に関する計画書の受理										○		
40 法第 12 条第 10 項の規定による計画の実施の状況に関する報告の受理										○		
41 法第 12 条第 11 項の規定による計画及び実施の状況に関する公表										○		
42 法第 12 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定による特別管理産業廃棄物の保管場所に係る届出の受理											○	地域防災総合事務所等
43 法第 12 条の 2 第 10 項の規定による多量排出事業者の特別管理産業廃棄物の処理に関する計画書の受理										○		
44 法第 12 条の 2 第 11 項の規定による計画の実施の状況に関する報告の受理										○		
45 法第 12 条の 2 第 12 項の規定による計画及び実施の状況に関する公表										○		

46	法第 12 条の 3 第 7 項の規定による産業廃棄物の管理票に関する報告書の受理								○		地域防災総合事務所等
47	法第 12 条の 5 第 8 項の規定による情報処理センターからの登録及び報告に関する事項の報告書の受理							○			
48	法第 12 条の 6 第 1 項の規定による産業廃棄物管理票に関する勧告								○		地域防災総合事務所等
49	法第 12 条の 6 第 2 項の規定による産業廃棄物管理票に関する公表								○		地域防災総合事務所等
50	法第 12 条の 6 第 3 項の規定による産業廃棄物管理票に関する命令								○		地域防災総合事務所等
51	法第 12 条の 7 第 1 項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定							○			
52	法第 12 条の 7 第 7 項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項の変更の認定							○			
53	法第 12 条の 7 第 9 項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項の軽微な変更の届出の受理							○			
54	法第 12 条の 7 第 10 項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し							○			
55	法第 14 条第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可										
	(1) 事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者								○		地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの								○		
56	法第 14 条第 6 項の規定による産業廃棄物処分業の許可										
	(1) 事業場が県内にある産業廃棄物処分業者								○		地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの								○		
57	法第 14 条の 2 第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可										
	(1) 事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者								○		地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの								○		
58	法第 14 条の 2 第 1 項の規定による産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可										
	(1) 事業場が県内にある産業廃棄物処分業者								○		地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの								○		
59	法第 14 条の 2 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定による産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の廃止等の届出の受理										
	(1) 事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者に係るもの								○		地域防災総合事務所等
	(2) 事業場が県内にある産業廃棄物処分業者								○		地域防災総合事務所等
	(3) (1)及び(2)以外のもの								○		
60	法第 14 条の 2 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 4 項の規定による産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の廃止等の届出の受理										

	業者の欠格要件に係る届出の受理																		
	(1) 事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者に係るもの													○					地域防災総合事務所等
	(2) 事業場が県内にある産業廃棄物処分業者													○					地域防災総合事務所等
	(3) (1)及び(2)以外のもの								○										
61	法第14条の3の規定による事業の停止命令（法第14条の6において準用する場合を含む。）																		
	(1) 事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者に係るもの													○					地域防災総合事務所等
	(2) 事業場が県内にある産業廃棄物処分業者													○					地域防災総合事務所等
	(3) (1)及び(2)以外のもの								○										
62	法第14条の3の2第1項の規定による許可の取消し（法第14条の6において準用する場合を含む。）																		
	(1) 事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者に係るもの													○					地域防災総合事務所等
	(2) 事業場が県内にある産業廃棄物処分業者													○					地域防災総合事務所等
	(3) (1)及び(2)以外のもの								○										
63	法第14条の3の2第2項の規定による許可の取消し（法第14条の6において準用する場合を含む。）																		
	(1) 事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者に係るもの													○					地域防災総合事務所等
	(2) 事業場が県内にある産業廃棄物処分業者													○					地域防災総合事務所等
	(3) (1)及び(2)以外のもの								○										
64	法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可																		
	(1) 事務所又は事業場が県内にある特定管理産業廃棄物収集運搬業者に係るもの													○					地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの								○										
65	法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可																		
	(1) 事業場が県内にある特別管理産業廃棄物処分業者													○					地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの								○										
66	法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可																		
	(1) 事務所又は事業場が県内にある特定管理産業廃棄物収集運搬業者に係るもの													○					地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの								○										
67	法14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可																		
	(1) 事業場が県内にある特別管理産業廃棄物処分業者													○					地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの								○										
68	法第14条の5第3項において準用す																		

	る法第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の事業の廃止等の届出の受理																				
	(1) 事務所又は事業場が県内にある特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係るもの																				地域防災総合事務所等
	(2) 事業場が県内にある産業廃棄物処分業者																				地域防災総合事務所等
	(3) (1)及び(2)以外のもの																				
69	法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の欠格要件に係る届出の受理																				
	(1) 事務所又は事業場が県内にある特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係るもの																				地域防災総合事務所等
	(2) 事業場が県内にある特別管理産業廃棄物処分業者																				地域防災総合事務所等
	(3) (1)及び(2)以外のもの																				
70	法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可																				
	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条の2で定める産業廃棄物処理施設																				
	(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの																				
	(3) (1)及び(2)以外のもの																				地域防災総合事務所等
71	法第15条第4項の規定による産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の告示及び縦覧																				
72	法第15条第5項の規定による産業廃棄物処理施設設置に関する市町長への意見聴取																				
73	法第15条第6項の規定による利害関係者からの意見書の受理																				
74	法第15条の2第3項の規定による産業廃棄物処理施設設置に関する専門的知識を有する者の意見聴取																				
75	法第15条の2第5項の規定による産業廃棄物処理施設の使用前検査																				
	(1) 政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設																				
	(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの																				
	(3) (1)及び(2)以外のもの																				地域防災総合事務所等
76	法第15条の2の2第1項の規定による産業廃棄物処理施設の定期検査																				
77	法第15条の2の4において準用する法第8条の5第4項の規定による特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額の通知																				
78	法第15条の2の5の規定による産業																				

廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書の受理											
(1) 政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設			○								
(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○							
(3) (1)及び(2)以外のもの							○			地域防災総合事務所等	
79 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可											
(1) 政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設			○								
(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○							
(3) (1)及び(2)以外のもの							○			地域防災総合事務所等	
80 法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第4項の規定による産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の告示及び縦覧			○								
81 法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第5項の規定による産業廃棄物処理施設設置に関する市町長への意見聴取			○								
82 法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第6項の規定による利害関係者からの意見書の受理			○								
83 法第15条の2の6第2項において準用する法第15条の2第3項の規定による産業廃棄物処理施設設置に関する専門的知識を有する者の意見聴取			○								
84 法第15条の2の6第2項において準用する法第15条の2第5項の規定による産業廃棄物処理施設の使用前検査											
(1) 政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設			○								
(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○							
(3) (1)及び(2)以外のもの							○			地域防災総合事務所等	
85 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の軽微な変更及び廃止等の届出の受理											
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設				○							
(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○							
(3) (1)及び(2)以外のもの							○			地域防災総合事務所等	
86 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第4項の規定による産業廃棄物の最終処分に係る埋立処分の終了の届出の受理				○							

87 法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する法第 9 条第 5 項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止に係る確認							○								
88 法第 15 条の 2 の 7 の規定による産業廃棄物処理施設に係る改善又は使用停止の命令															
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条の 2 で定める産業廃棄物処理施設							○								
(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの							○								
(3) (1)及び(2)以外のもの											○				地域防災総合事務所等
89 法第 15 条の 3 第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可の取消し															
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条の 2 で定める産業廃棄物処理施設							○								
(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの							○								
(3) (1)及び(2)以外のもの											○				地域防災総合事務所等
90 法第 15 条の 3 第 2 項の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可の取消し															
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条の 2 で定める産業廃棄物処理施設							○								
(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの							○								
(3) (1)及び(2)以外のもの											○				地域防災総合事務所等
91 法第 15 条の 3 の 2 第 2 項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止に係る確認							○								
92 法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定による産業廃棄物熱回収施設設置者の認定							○								
93 法第 15 条の 3 の 3 第 5 項の規定による産業廃棄物熱回収施設設置者の認定の取消し							○								
94 法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 5 第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受けの許可															
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条の 2 で定める産業廃棄物処理施設							○								
(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの							○								
(3) (1)及び(2)以外のもの											○				地域防災総合事務所等
95 法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 6 第 1 項の規定による産業廃棄物許可処理施設設置者である法人の合併又は分割の場合の認可															
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条の 2 で定める産業廃							○								



廃棄物処理施設													
(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○									
(3) (1)及び(2)以外のもの								○				地域防災総合事務所等	
96 法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 7 第 1 項の規定による産業廃棄物許可処理施設設置者の相続届出の受理													
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条の 2 で定める産業廃棄物処理施設				○									
(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○									
(3) (1)及び(2)以外のもの								○				地域防災総合事務所等	
97 法第 15 条の 17 第 1 項の規定による指定区域の指定及び同条第 2 項の規定による公示				○									
98 法第 15 条の 17 第 4 項の規定による指定区域の解除				○									
99 法第 15 条の 17 第 5 項において準用する同条第 2 項の規定による指定区域の解除の公示				○									
100 法第 15 条の 18 第 3 項の規定による指定区域台帳の閲覧請求の受理													
(1) 本庁の実施に係るもの				○									
(2) 地域機関の実施に係るもの								○				地域防災総合事務所等	
101 法第 15 条の 19 第 1 項から第 3 項までの規定による土地の形質の変更に係る届出書の受理				○									
102 法第 15 条の 19 第 4 項の規定による土地の形質の変更に係る変更命令				○									
103 法第 17 条の 2 第 1 項の規定による有害使用済機器保管等業者の有害使用済機器の保管又は処分に係る届出書の受理								○				地域防災総合事務所等	
104 法第 17 条の 2 第 1 項の規定による有害使用済機器保管等業者の有害使用済機器の保管又は処分に係る変更届出書の受理								○				地域防災総合事務所等	
105 法第 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 18 条第 1 項の規定による報告の徴収								○				地域防災総合事務所等	
106 法第 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定による立入検査及び収去								○				地域防災総合事務所等	
107 法第 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 19 条の 3 による改善命令								○				地域防災総合事務所等	
108 法第 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 19 条の 5 第 1 項による措置命令								○				地域防災総合事務所等	
109 法第 18 条第 1 項の規定による報告の徴収													
(1) 一般廃棄物に係るもので特に重要と認められるもの				○									
(2) 一般廃棄物最終処分場又は焼却施設の設置者に係るもの				○									

(3) (1)及び(2)以外の一般廃棄物に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(4) 産業廃棄物に係るもので特に重要と認められるもの				○							
(5) 移動式の産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物の処理施設であって、当該施設の保管場所が県外にあるもの				○							
(6) 政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設の設置者に係るもの				○							
(7) (4)から(6)以外の産業廃棄物に係るもの								○			地域防災総合事務所等
110 法第19条第1項の規定による立入検査及び収去											
(1) 本庁の実施に係るもの				○							
(2) (1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
111 法第19条の3の規定による改善命令											
(1) 本庁の実施に係るもの				○							
(2) (1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
112 法第19条の5第1項及び第19条の6第1項の規定による措置命令			○								
113 法第19条の8第1項の規定による生活環境の保全上の支障の除去等の措置			○								
114 法第19条の8第2項から第4項までの規定による生活環境の保全上の支障の除去等の措置に要した費用負担請求			○								
115 法第19条の8第6項の規定による特定産業廃棄物最終処分場の維持管理に係る設置者等及び機構への通知			○								
116 法第19条の8第6項の規定による特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金の取戻し			○								
117 法第19条の9の規定による適正処理推進センターに対する協力の要請			○								
118 法第19条の10第2項において準用する法第19条の5の規定による措置命令			○								
119 法第19条の11の規定による土地の形質の変更に関する措置命令等			○								
120 法第19条の12第3項の規定による届出台帳の閲覧請求の受理				○							
121 法第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録				○							
122 法第21条の2第1項の規定による事故時の届出の受理											
(1) 一般廃棄物の最終処分場又は焼却施設に係るもの（市町が設置した施設に係るものを除く。）				○							
(2) 政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設に係るもの				○							
(3) 移動式の特定処理施設であって、当該施設の保管場所が県外にあるもの				○							
(4) (1)から(3)まで以外の特定処理施設に係るもの								○			地域防災総合事務所等

123	法第 21 条の 2 第 2 項の規定による応急措置命令																			
	(1) 一般廃棄物の最終処分場又は焼却施設に係るもの（市町が設置した施設に係るものを除く。）					○														
	(2) 政令第 7 条の 2 で定める産業廃棄物処理施設に係るもの					○														
	(3) 移動式の特定処理施設であつて、当該施設の保管場所が県外にあるもの					○														
	(4) (1)から(3)以外の特定処理施設に係るもの									○										地域防災総合事務所等
124	法第 23 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による県警本部長の意見聴取					○														
125	法第 23 条の 4 の規定による県警本部長からの意見の受理					○														
126	法第 23 条の 5 の規定による関係行政機関若しくは関係地方公共団体への照会又は協力要請																			
	(1) 本庁の実施に係るもの					○														
	(2) (1)以外のもの									○										地域防災総合事務所等
127	政令第 5 条の 5 の規定による認定一般廃棄物熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理					○														
128	政令第 6 条の 7 の 2 の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の廃止の届出の受理					○														
129	政令第 7 条の 4 の規定による認定産業廃棄物熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理					○														
130	政令第 13 条の規定に基づく法第 15 条の 8 の規定による廃棄物処理センターの事業計画書等の受理					○														
131	政令第 13 条の規定に基づく法第 15 条の 13 第 1 項の規定による廃棄物処理センターの報告の徴収及び受理又は検査					○														
132	政令第 13 条の規定に基づく法第 15 条の 14 の規定による廃棄物処理センターの業務に関する命令					○														
133	政令第 16 条の 4 の規定による有害使用済機器保管等業者の一部又は全部の廃止届の受理											○								地域防災総合事務所等
134	政令第 20 条の規定による登録廃棄物再生事業者の登録事項変更の届出の受理					○														
135	政令第 21 条の規定による登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止等の届出の受理					○														
136	政令第 22 条の規定による登録廃棄物再生事業者の登録の取消し					○														
137	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 4 条の 4 の 4 の規定による一般廃棄物処理施設定期検査の通知					○														
138	省令第 4 条の 10 第 2 項の規定による特定一般廃棄物最終処分場に関する事項の通知					○														
139	省令第 4 条の 10 第 3 項の規定による特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管					○														

理積立金の状況の通知の受理												
140 省令第4条の11第2項の規定による特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を積み立てなかった場合の通知の受理						○						
141 省令第4条の16の規定による承継者に対する維持管理積立金の通知						○						
142 省令第4条の17の規定による特定一般廃棄物最終処分場に関する報告書の受理						○						
143 省令第5条の5の11の規定による認定一般廃棄物熱回収施設に係る報告書の受理						○						
144 省令第8条の2の6の規定による産業廃棄物事業場外保管の廃止の届出の受理									○			地域防災総合事務所等
145 省令第8条の13の6において準用する省令第8条の2の6の規定による特別管理産業廃棄物事業場外保管の廃止の届出の受理									○			地域防災総合事務所等
146 省令第8条の29の規定による管理票交付者が講ずべき措置に係る報告の受理									○			地域防災総合事務所等
147 省令第8条の38の規定による電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置に係る報告の受理									○			地域防災総合事務所等
148 省令第8条の38の6第3項の規定による変更の認定に係る事項の通知の受理						○						
149 省令第8条の38の8第3項の規定による変更の届出に係る事項の通知の受理						○						
150 省令第8条の38の10第3項の規定による廃止の届出に係る事項の通知の受理						○						
151 省令第8条の38の11の規定による認定に係る産業廃棄物の処理に関する報告書の受理						○						
152 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による産業廃棄物再生利用業の指定						○						
153 省令第10条の2の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可証の交付												
(1) 事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者									○			地域防災総合事務所等
(2) (1)以外のもの						○						
154 省令第10条の6の規定による産業廃棄物処分業の許可証の交付												
(1) 事業場が県内にある産業廃棄物処分業者									○			地域防災総合事務所等
(2) (1)以外のもの						○						
155 省令第10条の10の2の規定による産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可証の書換え												
(1) 事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者									○			地域防災総合事務所等
(2) 事業場が県内にある産業廃棄物処分業者									○			地域防災総合事務所等
(3) (1)及び(2)以外のもの						○						
156 省令第10条の14の規定による特別												

	管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の交付																			
	(1) 事務所又は事業場が県内にある特別管理産業廃棄物収集運搬業者								○											地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの				○															
157	省令第 10 条の 18 の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可証の交付																			
	(1) 事業場が県内にある特別管理産業廃棄物処分業者								○											地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの				○															
158	省令第 10 条の 23 の 2 の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可証の書換え																			
	(1) 事務所又は事業場が県内にある特別管理産業廃棄物収集運搬業者								○											地域防災総合事務所等
	(2) 事業場が県内にある特別管理産業廃棄物処分業者								○											地域防災総合事務所等
	(3) (1)及び(2)以外のもの				○															
159	省令第 12 条の 5 の規定による産業廃棄物処理施設の許可証の交付																			
	(1) 政令第 7 条の 2 で定める産業廃棄物処理施設				○															
	(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○															
	(3) (1)及び(2)以外のもの								○											地域防災総合事務所等
160	省令第 12 条の 5 の 4 の規定による産業廃棄物処理施設定期検査の通知				○															
161	省令第 12 条の 7 の 8 において準用する省令第 4 条の 10 第 2 項の規定による特定産業廃棄物最終処分場に関する事項の通知				○															
162	省令第 12 条の 7 の 8 において準用する省令第 4 条の 10 第 3 項の規定による特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の状況の通知の受理				○															
163	省令第 12 条の 7 の 8 において準用する省令第 4 条の 11 第 2 項の規定による特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を積み立てなかった場合の通知の受理				○															
164	省令第 12 条の 7 の 8 において準用する省令第 4 条の 17 の規定による特定産業廃棄物最終処分場に関する報告書の受理				○															
165	省令第 12 条の 7 の 17 第 2 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出に係る受理書の交付																			
	(1) 政令第 7 条の 2 で定める産業廃棄物処理施設				○															
	(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○															
	(3) (1)及び(2)以外のもの								○											地域防災総合事務所等
166	省令第 12 条の 7 の 17 第 5 項の規定																			

	による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設変更又は廃止届出書の受理																				
	(1) 政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設																				
	(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの																				
	(3) (1)及び(2)以外のもの																				地域防災総合事務所等
	167 省令第12条の11の10の規定による産業廃棄物熱回収施設に係る認定証の交付																				
	168 省令第12条の11の11において準用する省令第5条の5の11の規定による認定産業廃棄物熱回収施設に係る報告書の受理																				
	169 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年三重県規則第48号の2）第2条第3項の規定による閲覧所の臨時の休日の決定等																				
	170 規則第2条第4項の規定による閲覧時間の変更																				
	171 規則第2条第6項の規定による閲覧の停止及び禁止																				
	172 規則第4条第4項の規定による再生利用指定業の指定証の交付（同条第6項において準用する場合を含む。）																				
	173 規則第4条第7項の規定による再生利用指定業の廃止の届出の受理																				
	174 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号）附則第5条の規定に係る優良確認																				
	(1) 事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係るもの																				地域防災総合事務所等
	(2) 事務場が県内にある産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に係るもの																				地域防災総合事務所等
	(3) (1)及び(2)以外のもの																				

環境生活部 廃棄物・監視指導課

環境生活部 廃棄物・監視指導課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称										
			知事	専決者								受任者											
				副知事	本庁				地域機関														
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長									
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事務	法第12条の6の規定による産業廃棄物の適正な処理に関する勧告、公表及び命令																					
		(1) 本庁の実施に係るもの																					
		(2) (1)以外のもの																					地域防災総合事務所等
2	法第14条の3の規定による事業の停止命令（法第14条の6において準用する場合を含む。）																						

	(1) 本庁の実施に係るもの				○							
	(2) (1)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
3	法第 14 条の 3 の 2 の規定による許可の取消し（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）											
	(1) 本庁の実施に係るもの				○							
	(2) (1)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
4	法第 15 条の 2 の 7 の規定による産業廃棄物処理施設に係る改善又は使用停止の命令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条の 2 で定める産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）				○							
	(1) 本庁の実施に係るもの				○							
	(2) (1)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
5	法第 15 条の 3 の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可の取消し											
	(1) 本庁の実施に係るもの				○							
	(2) (1)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
6	法第 18 条第 1 項の規定による報告の徴収											
	(1) 本庁の実施に係るもの					○						
	(2) (1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
7	法第 19 条第 1 項の規定による立入検査及び収去											
	(1) 本庁の実施に係るもの					○						
	(2) (1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
8	法第 19 条の 3 の規定による改善命令											
	(1) 本庁の実施に係るもの					○						
	(2) (1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
9	法第 19 条の 5 の規定による措置命令				○							
10	法第 19 条の 6 の規定による措置命令				○							
11	法第 19 条の 8 の規定による生活環境の保全上の支障の除去等の措置				○							
12	法第 19 条の 10 第 2 項において準用する法第 19 条の 5 の規定による措置命令				○							
13	法第 19 条の 9 の規定による適正処理推進センターへの協力要請				○							
14	法第 23 条の 5 の規定による関係行政機関への照会等											
	(1) 本庁の実施に係るもの					○						
	(2) (1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
2	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の施行に関する											
1	条例第 17 条の規定による意見聴取					○						
2	条例第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による公表											
	(1) 本庁の実施に係るもの					○						

事務	(2) (1)以外のもの									○									地域防災総合事務所等
	3 条例第 23 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査																		
	(1) 本庁の実施に係るもの									○									
	(2) (1)以外のもの																		地域防災総合事務所等

別表第 1 地域連携部中町に財政課の表第 1 号の項第 4 号中「配置分合」を「廃置分合」に改め、同項第 8 号中「第 127 条第 4 項」を「第 127 条第 3 項」に改め、同表第 11 号の項を次のように改める。

21	三重県の事務 処理の特例に 関する条例 (平成 12 年三 重県条例第 2 号)に基づく 交付金交付要 綱に関する事 務	1 要綱第 6 の規定による特例処理事務交付金の決定及び交付																		
		2 要綱第 7 の規定による各市町の前年度における特例処理事務の処理状況等に係る報告書の徴収																		
		3 要綱第 8 の規定による調整交付金の決定及び交付																		

別表第 1 地域連携部中町に財政課の表の次に次の 1 表を加える。

地域連携部 総務企画課

区分	事務の種類	事項	知事	決裁区分									受任者 地域機関の 名称
				副知事	専決者						所長		
					本庁			地域機関					
				部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長		
1	三重県スポーツ推進条例 定(平成 26 年三 重県条例第 95 号)の施行に 関する事務	条例第 16 条の規定による推進計画の決			○								

別表第 1 地域連携部スポーツ推進課の表中第 1 号の項を削り、第 2 号の項を第 1 号の項とし、第 3 号の項から第 5 号の項までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 農林水産部担い手支援課の表 1 号の項第 1 号中「第 5 条第 4 項」を「第 5 条第 5 項」に改める。

別表第 1 農林水産部団体検査課の表を次のように改める。

農林水産部 団体検査課

区分	事務の種類	事項	知事	決裁区分									受任者 地域機関の 名称
				副知事	専決者						所長		
					本庁			地域機関					
				部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長		
1	農業協同組 合の施行に 関する事務	1 法第 11 条の 25 において準用する保険業法(平成 7 年法律第 105 号)第 305 条の規定による帳簿書類その他の物件の検査等						○					
		2 法第 94 条の規定による業務又は会計の状況の検査											
2	農水産業協 同組合貯金保 険法(昭和 48 年法律第 53 号)の施行に 関する事務	法第 117 条の規定による帳簿、書類その他の物件の検査等						○					
3	犯罪による 収益の移転防 止に関する法 律(平成 19 年 法	法第 16 条の規定による帳簿書類その他の物件の検査等						○					



	律第 22 号) の施行に関する事務																			
4	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）の施行に関する事務	法第 36 条の規定による帳簿書類その他の物件の検査等					○													
5	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）の施行に関する事務	法第 44 条の規定による帳簿書類その他の物件の検査等					○													
6	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）の施行に関する事務	法第 209 条の規定による業務又は会計の状況の検査					○													
7	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の施行に関する事務	1 法第 132 条の規定による報告の徴収及び検査					○													
		2 法第 133 条の規定による事業又は会計の状況の検査					○													
		3 法第 134 条第 1 項及び第 134 条の 2 の規定による違反行為に対する措置命令					○													
8	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）の施行に関する事務	法第 111 条の規定による業務又は会計の状況の検査					○													
9	水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）の施行に関する事務	法第 123 条の規定による業務又は会計の状況の検査					○													
10	漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）の施行に関する事務	法第 69 条及び第 71 条の規定による業務又は会計の状況の検査					○													
11	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）の施行に関する事務	法第 66 条及び三重県卸売市場条例（平成 12 年三重県条例第 20 号）第 53 条の規定による業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件の検査					○													
12	農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）の施行に関する事務	法第 56 条第 2 項及び第 3 項の規定による業務又は会計の状況の検査					○													
13	三重県農林水産団体検査規則（平成 8 年三重県規則第	1 規則第 2 条第 2 項の規定による検査員の任命					○													
		2 規則第 2 条第 3 項の規定による検査員証の交付					○													

26号)の施行に関する事務	3	規則第2条第4項の規定による検査事務の補助員の指定								○								
	4	規則第5条ただし書の規定による検査の通告								○								
	5	規則第7条の規定による検査命令書の交付								○								
	6	規則第12条第2項の規定による報告及び指示								○								
	7	規則第15条の規定による検査結果の報告及び検査書の交付								○								

別表第1 農林水産部農産園芸課の取組方針の概要

区分	事務の種類	事項	決裁区分															地域機関の名称					
			知事	専決者									受任者										
				副知事	本庁				地域機関														
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長											
1	三重県主要農作物採種事業実施要綱（平成29年農林水第17-605号）に関する事務	1	要綱第2の規定による奨励品種の決定																				
		2	要綱第4の2の規定による県採種計画策定																				
		3	要綱第7の規定による種子審査の実施及び指導																			農林水産事務所等	
		4	三重県主要農作物種子審査要領（平成29年農林水第17-606号）第2の規定による審査を行う者の選定																			農林水産事務所等	
		5	要領第3の規定による審査補助員の選定																			農林水産事務所等	
		6	要領第7の規定による審査基準及び方法の決定																				
		7	要領第9の規定による証明書書の交付																				農林水産事務所等
2	種苗法（平成10年法律第83号）の施行に関する事務	1	法第59条第4項の規定による勧告																				
		2	法第60条の規定による命令																				
		3	法第61条第2項、第3項の規定による勧告及び公表																				
		4	法第62条の規定による指定種苗の集取																				
		5	法第65条の規定による報告の徴収																				
		6	種苗法施行令（平成10年政令第368号）第6条第4項の規定による報告																				
3	強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年16生産第8260号）に関する事務	1	要綱第4の2及び第4の3の規定による事業実施計画の提出及び協議（要綱第4の5において準用する場合を含む。）																				
		2	要綱第4の5の規定による地域提案の事業内容変更の報告																				
		3	要綱第7の3の規定による事業実施状況の報告																				
		4	要綱第8の2の規定による評価結果の報告																				
		5	要綱第11の11の規定による交付対象事業の公表																				
4	野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）の施行	1	法第3条第2項の規定による需給見通しに係る意見の具申																				
		2	法第4条第4項の規定による野菜指定産地の指定に係る意見の具申（法第6条																				

行に関する事務		第3項及び第7条第2項において準用する場合を含む。)																		
	3	法第5条の規定による指定の申出(法第6条第3項において準用する場合を含む。)							○											
	4	法第8条の規定による生産出荷近代化計画の策定							○											
	5	法第8条の規定による計画の公表							○											
	6	法第8条第5項の規定による市町等からの意見の聴取(法第9条第2項において準用する場合を含む。)							○											
	7	法第9条の規定による計画変更の届出及び公表							○											
	8	法第15条の規定による計画出荷の勧告							○											
	5 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(昭和51年51食流第5508号)に関する事務	1	要領第3の2の(2)の対象産地の選定							○										
2		要領第3の2の(3)の対象市場群の選定に係る農林水産大臣との協議及びその指定							○											
3		要領第3の3の(1)の業務方法書の制定に係る地方農政局長との協議及び承認並びに要領第3の3の(2)の契約の締結に係る生産出荷計画の地方農政局長との協議及び承認							○											
6 野菜構造改革促進特別対策事業実施要領(平成14年13生産第9956号)に関する事務	1	要領第3の1から第3の4までの規定による事業実施計画の協議及び承認(要領第3の6において準用する場合を含む。)							○											
	2	要領第5の2の規定による事業実施結果の確認							○											
7 その他野菜振興に関する事務	1	公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会に関する承認及び許可							○											
	2	野菜振興に関する計画の策定等							○											
8 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の施行に関する事務	1	法第2条の3第1項の規定による果樹農業振興計画の策定						○												
	2	法第2条の3第5項の規定による果樹農業振興計画策定に係る学識経験を有する者からの意見の聴取							○											
	3	法第2条の3第6項の規定による果樹農業振興計画の提出及びその概要の公表						○												
	4	法第4条第1項の規定による果樹園経営計画の認定							○											
	5	法第4条第8項の規定による勧告							○											
	6	法第8条の規定による報告の徴収							○											
9 お茶の振興に関する法律(平成23年法律第21号)の施行に関する事務	1	法第3条1項の規定による振興計画の策定							○											
	2	法第3条3項の規定による振興計画の公表							○											
10 花きの振興に関する法律(平成26年法律第102号)の施行に関する事務	1	法第4条1項の規定による振興計画の策定							○											
	2	法第4条3項の規定による振興計画の公表							○											
11 産地パワーアップ事業実施	1	産地パワーアップ事業実施要領(平成28年27生産第2391号27政統第490							○											



る事務	3	法第 24 条第 2 項の規定による防除計画の策定						○											
	4	法第 24 条第 4 項の規定による防除計画の告示及び報告						○											
	5	法第 24 条第 5 項の規定による防除計画の告示						○											
	6	法第 29 条の規定による必要な措置						○											
	7	法第 31 条第 1 項の規定による発生予察事業の実施													○			病虫害防除所	
	8	法第 31 条第 2 項の規定による発生予察事業についての報告													○			病虫害防除所	
	9	法第 32 条第 4 項の規定による病虫害防除所の事務の実施													○			病虫害防除所	
	10	法第 38 条の規定による都道府県が処理する事務等の実施							○										
	11	植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）第 38 条の規定による協力成績の提出							○										
	12	省令第 39 条の規定による費用請求書の提出							○										
	13	植物防疫法施行細則（昭和 32 年三重県規則第 59 号）第 2 条及び第 3 条の規定による病虫害防除員の任免													○				病虫害防除所
	14	規則第 4 条の規定による病虫害防除員に対する指示													○				病虫害防除所
	15	規則第 6 条第 2 項の規定による病虫害発生報告													○				病虫害防除所
	16	規則第 8 条の規定による防除計画の指示													○				病虫害防除所
	17	規則第 9 条の規定による防除勧告													○				病虫害防除所
	18	規則第 11 条の規定による事業概要及び諸調査の結果の報告													○				病虫害防除所
	14 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の施行に関する事務	1	法第 8 条の規定による販売業者の届出の受理						○										
		2	法第 13 条第 1 項の規定による報告命令及び立入検査																
(1)		農林水産事務所等の所掌に属するもの												○				農林水産事務所等	
(2)		病虫害防除所の所掌に属するもの												○				病虫害防除所	
(3)		(1)及び(2)以外のもの						○											
3		法第 13 条第 2 項の規定による農林水産大臣又は環境大臣への報告						○											
4		法第 13 条第 3 項の規定による報告命令及び立入検査																	
(1)		農林水産事務所等の所掌に属するもの													○				農林水産事務所等
(2)		病虫害防除所の所掌に属するもの													○				病虫害防除所
(3)		(1)及び(2)以外のもの						○											
5	法第 14 条第 2 項及び第 4 項の規定による監督処分						○												
6	法第 14 条第 5 項の規定による異議申立ての決定						○												

15	地力増進法 (昭和59年法律第34号)の 施行に関する 事務	1	法第4条第3項の規定による指定							○											
		2	法第4条第2項の規定による関係市町 の意見の聴聞								○										
		3	法第4条第3項の規定による公表									○									
		4	法第4条第4項の規定による指定の解 除									○									
		5	法第6条第1項の規定による指針の策 定									○									
		6	法第6条第3項の規定による関係市町 及び関係農業者の組織する団体の意見の 聴聞										○								
		7	法第6条第4項の規定による公表										○								
		8	法第6条第5項の規定による指針の変 更										○								
16	持続性の高い 農業生産方式 の導入の促進 に関する法律 (平成11年法 律第110号) の施行に関す る事務	1	法第3条第1項の規定による導入指針 の策定								○										
		2	法第3条第4項の規定による導入指針 の変更									○									
		3	法第3条第5項の規定による導入計画 の公表										○								
		4	法第4条第1項の規定による導入計画 の認定										○								
		5	法第5条第1項の規定による導入計画 変更の認定										○								
		6	法第5条第2項の規定による認定の取 消し											○							
		7	法第9条の規定による報告の徴収											○							
17	有機農業の推 進に関する法 律(平成18年 法律第112 号)の施行に 関する事務	法第7条の規定による推進計画の策定及 び変更									○										
18	三重ガイドラ インGAP認 証制度実施要 綱(平成29年 農林水第17- 364号)に関 する事務	1	三重ガイドラインGAP認証制度実施 要綱第8条の規定による認証申請に係る 現地確認結果の報告									○							農林水産事 務所等		
		2	要綱第10条の規定による認証										○								
		3	要綱第13条の規定による認証の維持 に係る現地確認結果の報告											○						農林水産事 務所等	
		4	要綱第14条の規定による認証の維持 の承認											○							
		5	要綱第15条の規定による現地検査の 実施及び改善その他の措置の指示、認証 の取り消し											○							
		6	要綱第17条の規定による認証情報の 公表												○						

三重県 | 農林水産部 | 農産課 | 〒510-8501 三重県津市本町1-1-1 県庁本庁舎5階

2	県営土地改良 事業計画に関 する事務	1	土地改良法第87条及び第87条の2、 第87条の3の規定による土地改良事業 計画の作成								○									
		2	土地改良法第87条の4の規定による 緊急耐震工事計画の作成										○							
		3	土地改良法第87条の5の規定による 応急工事計画の作成											○						
		4	土地改良法第88条の規定による土地 改良事業計画の変更												○					



	の賃貸借の解約等の許可											務所等
7	法第 18 条第 3 項の規定による許可についての意見の聴取								○			農林水産事務所等
8	法第 28 条第 1 項の規定による和解の仲介											
	(1) 熊野市、南牟婁郡御浜町及び紀宝町の区域に係るもの								○			農林水産事務所等
	(2) (1)以外で法第 18 条第 1 項本文に規定する事項に係るもの								○			農林水産事務所等
	(3) (1)及び(2)以外のもの							○				
9	法第 28 条第 2 項の規定による仲介を行う者の指定											
	(1) 熊野市、南牟婁郡御浜町及び紀宝町の区域に係るもの								○			農林水産事務所等
	(2) (1)以外で法第 18 条第 1 項本文に規定する事項に係るもの								○			農林水産事務所等
	(3) (1)及び(2)以外のもの							○				
10	法第 28 条第 3 項において準用する法第 27 条の規定による調査の実施											
	(1) 熊野市、南牟婁郡御浜町及び紀宝町の区域に係るもの								○			農林水産事務所等
	(2) (1)以外で法第 18 条第 1 項本文に規定する事項に係るもの								○			農林水産事務所等
	(3) (1)及び(2)以外のもの							○				
11	法第 38 条第 1 項の規定による公告及び通知								○			農林水産事務所等
12	法第 39 条第 1 項の規定による裁定（法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）								○			農林水産事務所等
13	法第 39 条第 4 項の規定による意見の聴取								○			農林水産事務所等
14	法第 40 条第 1 項の規定による通知及び公告								○			農林水産事務所等
15	法第 43 条第 3 項の規定による通知及び公告								○			農林水産事務所等
16	法第 49 条第 1 項の規定による立入調査等及び障害物の除去等											
	(1) 本庁の所掌に属するもの								○			
	(2) (1)以外のもの								○			農林水産事務所等
17	法第 49 条第 2 項の規定による立入調査員証の発行							○				
18	法第 49 条第 3 項の規定による立入調査等の通知及び公示											
	(1) 本庁の所掌に属するもの								○			
	(2) (1)以外のもの								○			農林水産事務所等
19	法第 49 条第 5 項の規定による損失補償											
	(1) 本庁の所掌に属するもの								○			
	(2) (1)以外のもの								○			農林水産事務所等
20	法第 50 条の規定による土地の状況等に関する報告の聴取											



	(1) 本庁の所掌に属するもの					○													
	(2) (1)以外のもの												○						農林水産事務所等
21	法第 51 条第 1 項の規定による違反転用に対する処分及び命令																		
	(1) 熊野市、南牟婁郡御浜町及び紀宝町の区域に係るもの																		農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの					○													
22	法第 51 条第 2 項の規定による命令書の交付																		
	(1) 熊野市、南牟婁郡御浜町及び紀宝町の区域に係るもの																		農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの					○													
23	法第 51 条第 3 項の規定による代執行の決定	○																	
24	法第 51 条第 3 項の規定による公告																		
25	法第 51 条第 4 項の規定による費用の徴収																		
26	法第 51 条第 5 項の規定による納付命令及び滞納処分																		
27	政令第 9 条第 3 項の規定による農林水産大臣に対する意見																		
28	政令第 16 条第 2 号の規定による土地の指定																		
29	政令第 26 条の規定による和解の仲介の経過及び結果の通知																		
	(1) 法第 18 条第 1 項本文に規定する事項に係るもの																		農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの																		
30	政令第 30 条第 2 項の規定による売り払うべき土地等の認定についての意見の具申																		
31	民事執行法による農地等の売却の処理方法について（平成 28 年 27 経営 3195、27 農振 2146 農林水産省経営局長、農村振興局長通知）による農地の競売及び国税滞納処分による農地等の公売の処理手続きについて（昭和 58 年 58 構改 B203 号構造改善局長通知）による農地の公売に関する適格証明書の交付																		
	(1) 熊野市、南牟婁郡御浜町及び紀宝町の区域に係るもの																		農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの																		
32	農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 21 経営 4608、21 農振 1599 農林水産省経営局長、農村振興局長通知）に係る事業計画変更申請の承認																		
	(1) 熊野市、南牟婁郡御浜町及び紀宝町の区域に係るもの																		農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの																		

別表第 1 農林水産部農地関係課の取扱や中から選定されるものとする。

7	土地改良法の施行に関する事務	1	法第 5 条第 1 項の規定による土地改良区の設立の許可																	
		2	法第 5 条第 6 項（法第 48 条第 9 項（法第 96 条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。））、第 85 条第 5 項、第																	

	85条の2第4項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第88条第6項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。)並びに土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第69条第4号及び第75条の2の2第5号の規定による県有土地改良施設用地の編入承認																			
3	法第6条(法第48条第8項及び第85条第4項において準用する場合を含む。)の規定によるあつせん及び調停の実施									○										農林水産事務所等
4	法第8条の規定による土地改良事業計画等の適否の決定及び通知並びに公告及び縦覧(法第48条第9項において準用する場合を含む。)																			
5	法第8条の規定による審査に当たっての専門技術者の選定及び調査の依頼(法第48条第9項及び第56条第2項において準用する場合を含む。)																			○ 農林水産事務所等
6	法第9条第1項の規定による異議の申出に対する決定(法第48条第9項、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する場合を含む。)																			
7	法第10条第3項の規定による土地改良区の設立の許可に係る公告																			
8	法第18条の規定による役員の就任等の届出の受理及び公告(法第68条第4項において準用する場合を含む。)																			○ 農林水産事務所等
9	法第29条の3の規定による仮理事の選任等																			○ 農林水産事務所等
10	法第30条の規定による定款の変更の認可及び公告																			○ 農林水産事務所等
11	法第36条第8項の規定による組合員以外の者に対する経費の賦課の認可																			○
12	法第39条第5項の規定による賦課金等の滞納処分の認可																			○
13	法第41条第4項の規定による異議の申出に係る決定																			○
14	法第48条第1項の規定による変更等の認可																			○
15	法第48条第11項の規定による認可の公告																			○
16	法第49条第1項の規定による応急工事計画の認可																			○ 農林水産事務所等
17	法第52条第1項の規定による換地計画の認可(法第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。)																			○
18	法第52条の2第1項の規定による換地計画の適否の決定及び通知並びに同条第4項において準用する法第8条第6項の規定による公告及び縦覧(法第53条の4第2項、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。)																			○
19	法第52条の3第2項(法第53条の4第2項、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。)において準用する法第9条の規定による異議の申出に係る決定																			○
20	法第53条の4第1項の規定による換地計画の変更の認可(法第96条及び第																			○

	96 条の 4 において準用する場合を含む。) )																						
	21 法第 54 条第 3 項の規定による換地処分 の届出の受理及び同条第 4 項の規定に よる公告 (法第 96 条及び第 96 条の 4 に おいて準用する場合を含む。)					○																	
	22 法第 54 条第 5 項の規定による換地処分 分公告した旨の登記所への通知 (法第 96 条及び第 96 条の 4 において準用する場 合を含む。)					○																	
	23 法第 56 条第 3 項の規定による裁定									○													農林水産事 務所等
	24 法第 56 条第 4 項の規定による意見の 聴取									○													農林水産事 務所等
	25 法第 57 条の 2 の規定による管理規程 の設定等の認可及び公告 (法第 96 条及 び第 96 条の 4 において準用する場合を 含む。)					○																	
	26 法第 57 条の 4 の規定による農業集落 排水施設整備事業の実施の認可 (法第 57 条の 8 において準用する場合を含む。)					○																	
	27 法第 67 条の規定による土地改良区の 解散の認可及び公告					○																	
	28 法第 70 条の 2 第 3 項の規定による裁 判所からの意見の聴取又は調査の受託					○																	
	29 法第 70 条の 2 第 4 項の規定による裁 判所に対する意見の具申					○																	
	30 法第 71 条の 2 の規定による清算結了 の届出の受理									○													農林水産事 務所等
	31 法第 72 条の規定による土地改良区の 合併の認可及び公告					○																	
	32 法第 77 条第 2 項の規定による土地改 良区連合の設立の認可					○																	
	33 法第 81 条の規定による所属土地改良 区の数の増減の認可					○																	
	34 法第 85 条第 8 項、第 85 条の 2 第 10 項、第 85 条の 3 第 5 項及び第 85 条の 4 第 4 項の規定による国営土地改良事業申 請に係る農林水産大臣への進達					○																	
	35 法第 85 条の 2 第 7 項の規定による市 町特別申請国営土地改良事業の申請に係 る同意	○																					
	36 法第 86 条の規定による土地改良事業 の適否の決定及び通知																						
	(1) 市町特別申請県営事業に係るもの	○																					
	(2) 市町特別申請事業を除く県営事業 に係るもの									○													
	37 法第 86 条第 2 項の規定による国営土 地改良事業 (市町特別申請事業を除 く。)に係る農林水産大臣からの協議に 対する同意					○																	
	38 法第 87 条、第 87 条の 2 及び第 87 条 の 3 の規定による県営土地改良事業計画 の決定並びに公告及び縦覧																						
	(1) 市町特別申請県営事業に係るもの									○													
	(2) 市町特別申請事業を除く県営事業 に係るもの									○													
	39 法第 87 条第 2 項及び第 88 条第 6 項に									○													

において準用する法第 8 条第 2 項の規定による審査に当たっての専門技術者の選定及び調査の依頼																		
40 法第 87 条第 8 項の規定による県営事業に係る審査請求に対する裁決			○															
41 法第 87 条の 2 第 4 項及び法第 87 条の 4 第 2 項の規定による国営土地改良事業に係る農林水産大臣からの協議に対する同意				○														
42 法第 87 条の 2 第 7 項及び法第 87 条の 4 第 3 項の規定による国営土地改良事業に係る市町長との協議				○														
43 法第 87 条の 3 第 2 項の規定による県営土地改良事業に係る農地中間管理機構に対する同意					○													
44 法第 87 条の 3 第 4 項の規定による農地中間管理機構からの県営土地改良事業をおこなうべきことの要請の受理						○												
45 法第 87 条の 3 第 6 項及び法第 88 条第 4 項の規定による県営土地改良事業に係る関係市町長及び予定管理者との協議							○											
46 法第 87 条の 3 第 6 項の規定による県営土地改良事業に係る予定管理者からの意見聴取								○										
47 法第 87 条の 4 第 1 項の規定による県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定			○															
48 法第 87 条の 4 第 2 項の規定による県営土地改良事業の緊急耐震工事計画その他必要な事項についての関係市町長との協議									○									
49 法第 87 条の 5 の規定による県営土地改良事業の応急工事計画の決定			○															
50 法第 88 条の規定による県営土地改良事業の変更計画の決定並びに公告及び縦覧																		
(1) 市町特別申請県営事業に係るもの	○																	
(2) 市町特別申請事業を除く県営事業に係るもの								○										
51 法第 88 条第 1 項の規定による県営土地改良事業計画の概要公告及び廃止の公告									○									
52 法第 88 条第 1 項の規定による県営土地改良事業の変更後の土地改良事業の施行に係る地域内及び廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域内の資格を有する者の同意の徴収										○								
53 法第 88 条第 4 項の規定による国営土地改良事業の変更計画に係る農林水産大臣からの協議に対する同意										○								
54 法第 88 条第 5 項の規定による国営土地改良事業の変更計画に係る市町長との協議											○							
55 法第 88 条第 6 項において準用する法第 87 条の 2 第 8 項の規定による公告及び縦覧												○						
56 法第 88 条第 6 項において準用する法第 5 条第 6 項の規定による土地改良施設用地の編入承認申請及び同条第 7 項の規定による同意																	○	農林水産事務所等

57	法第 88 条第 7 項の規定による市町特別申請国営土地改良事業の計画変更に係る農林水産大臣からの協議に対する同意	○																		
58	法第 89 条の 2 の規定による土地改良事業の換地計画の樹立					○														
59	法第 89 条の 2 の規定による土地改良事業の換地計画の決定並びに公告及び縦覧					○														
60	法第 89 条の 2 の規定による一時利用地の指定並びに使用及び収益の停止					○														
61	法第 89 条の 2 の規定による土地改良事業の換地処分及び清算の実施					○														
62	法第 89 条の 2 第 3 項において準用する法第 53 条の 2 第 1 項の規定による指定					○														
63	法第 89 条の 2 第 3 項において準用する法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定					○														
64	法第 89 条の 2 第 10 項において準用する法第 54 条第 4 項の規定による公告					○														
65	法第 89 条の 2 第 10 項において準用する法第 54 条第 5 項の規定による登記所への通知及び法第 55 条の規定による登記申請					○														
66	法第 89 条の 2 第 14 項による農林水産大臣の権限に属する事務の一部					○														
67	法第 93 条の規定による土地改良区等の申出による土地改良施設の管理の決定（法第 96 条の 4 において準用する場合を含む。）				○															
68	法第 93 条の 3 において準用する法第 57 条の 3 の規定による予定外廃水の排除等のための措置要求					○														
69	法第 94 条の 2 の規定による土地等の交換					○														
70	法第 94 条の 3 及び第 94 条の 4 の規定による一般土地改良施設に係る土地等の譲与					○														
71	法第 94 条の 4 の 2 第 1 項の規定による土地等の使用収益の許可					○														
72	法第 94 条の 6 の規定による国有土地改良財産の管理委託契約の締結					○														
73	法第 94 条の 8 の規定による土地配分計画の公告並びに土地配分を受ける者の選定等、配分通知書の交付及び配分通知書の内容の公告並びに埋立予定地の使用の許可					○														
74	法第 94 条の 10 の規定による県有土地改良財産の管理の委託契約																			
	(1) 法第 94 条の 6 第 2 項の規定により省令で定める土地改良施設					○														
	(2) (1)以外のもの													○						農林水産事務所等
75	法第 95 条の規定による土地改良事業の開始手続及び法第 95 条の 2 の規定による土地改良事業の変更等手続（次項に掲げるものを除く。）																			
	(1) 換地計画を定める必要のあるもの					○														
	(2) 換地計画を定める必要のないもの													○						農林水産事

(3)に掲げるものを除く。)															務所等
(3) (2)のうち、法第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する法第8条の規定による審査に当たっての専門技術者の選定及び調査の依頼															○ 農林水産事務所等
76 法第95条第3項及び第95条の2第3項の規定において準用する法第9条第1項による異議の申出に対する決定			○												
77 法第97条第6項の規定による交換分合計画の作成の指示						○									
78 法第98条第6項の規定による交換分合計画の異議に係る農業委員会等の決定に対する不服審査の裁決			○												
79 法第98条の規定による交換分合計画の認可及び公告						○									
80 法第99条第1項、第100条第1項及び第100条の2第1項の規定による交換分合計画の認可						○									
81 法第99条第5項の規定による申請の公告及び計画書の縦覧並びに同条第6項の規定による通知(法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。)						○									
82 法第99条第8項の規定による異議の申出に対する決定(法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。)			○												
83 法第99条第12項の規定による認可の公告(法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。)						○									
84 法第109条の規定による農用地の形質の変更の許可						○									
85 法第113条の3の規定による工事の着手及び完了の届出の受理並びに工事の完了の公告						○									
86 法第113条の4の規定による登記所への届出						○									
87 法第114条及び第115条の規定による換地に係る登記の囑託						○									
88 法第118条の規定による測量、検査又は閲覧等															
(1) 換地計画に係るもの						○									
(2) (1)以外のもの									○						農林水産事務所等
89 法第123条の規定による補償金等の供託						○									
90 法第132条第1項の規定による報告の徴収															
(1) 換地計画に係るもの						○									
(2) (1)以外のもの									○						農林水産事務所等
91 法第134条の規定による違反行為に対する処置						○									
92 法第135条第1項の規定による土地改良区の解散命令						○									
93 法第136条の規定による請求による違						○									

	反の決議又は選挙若しくは当選の取消し																		
	94 政令第 59 条の規定による他目的への使用等の承認									○									
	95 政令第 65 条の規定による管理受託者からの報告の徴収									○									
	96 政令第 66 条の規定による実地監査の実施									○									
	97 政令第 69 条の規定による申請等の農林水産大臣への進達									○									
	98 土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）第 12 条の規定による意見を聴く者の選定（省令第 38 条の 7、第 57 条、第 57 条の 9、第 76 条の 7 及び第 76 条の 13 において準用する場合を含む。）									○									
	99 省令第 47 条の規定による施設の指定（省令第 76 条及び第 76 条の 15 において準用する場合を含む。）									○									
	100 省令第 68 条の 4 の 14 の規定による施設の指定									○									
	101 土地改良区等の設立及び役員の資格等の証明															○			農林水産事務所等
	102 土地改良事業に伴う市町界、大字界等の変更の市町長への依頼									○									

別表第一 農林水産部みどり共生推進課の表第一号の項第四十八号を次のように改める。

48 条例第 34 条第 1 項の規定による開発行為の届出の受理																			
(1) 環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 2 条第 4 項及び三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）第 2 条第 2 項の規定による対象事業										○									
(2) (1)以外のもの										○									農林水産事務所等

別表第一 農林水産部みどり共生推進課の表第二号の項第五十一号を次のように改める。

51 条例第 36 条第 1 項の規定による開発行為の変更の届出の受理																			
(1) 環境影響評価法第 2 条第 4 項及び三重県環境影響評価条例第 2 条第 2 項の規定による対象事業										○									
(2) (1)以外のもの										○									農林水産事務所等

別表第一 農林水産部農業基盤整備課の表第四号の項を次のように改める。

4 県営土地改良事業計画に関する事務	1 土地改良法第 87 条、第 87 条の 2 及び第 87 条の 3 の規定による土地改良事業計画の作成									○									
	2 土地改良法第 87 条の 4 の規定による緊急耐震工事計画の作成									○									
	3 土地改良法第 87 条の 5 の規定による応急工事計画の作成									○									
	4 土地改良法第 88 条の規定による土地改良事業計画の変更									○									

別表第一 農林水産部農業基盤整備課の表第六号の項を次のように改める。

6 補助金の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る	1 土地改良法第 87 条、第 87 条の 2 又は第 87 条の 3 の規定による土地改良事業計画に関する手続の完了報告									○									
	2 土地改良法第 87 条の 4 の規定による									○									

土地改良事業計画に関する手続について（平成12年12月12号農林水産事務次官依命通知）に関する事務	緊急耐震工事計画に関する手続の完了報告																
	土地改良法第87条の5の規定による応急工事計画に関する手続の完了報告							○									
	土地改良法第88条の規定による土地改良事業計画変更手続の完了報告							○									
	土地改良法第113条の3第3項の規定による工事完了公告の報告							○									

項次第1欄本欄を記載欄・記載箇条の順に11桁の数字を記入する。

12 農業保険法の施行に関する事務	1 法第30条第2項の規定による設立に関する報告書の提出の要求							○									
	2 法第31条の規定による設立の認可							○									
	3 法第32条第1項の規定による設立の認可又は不認可の通知（法第65条第3項、第67条第3項及び第111条第3項において準用する場合を含む。）								○								
	4 法第32条第2項の規定による設立に関する認可の証明（法第32条第5項、第65条第3項、第67条第3項、第102条第4項及び第111条第3項において準用する場合を含む。）								○								
	5 法第35条第4項の規定による模範定款例の設定								○								
	6 法第36条第4項の規定による模範事業規程例の設定								○								
	7 法第45条の規定による仮理事の選任								○								
	8 法第47条第3号の規定による報告の受理								○								
	9 法第58条第2項の規定による定款等の変更の認可並びに同条第3項において準用する法第32条の規定による認可又は不認可の通知及び認可の証明								○								
	10 法第65条第2項の規定による解散の議決の認可								○								
	11 法第67条第2項の規定による合併の認可								○								
	12 法第84条第3項の規定による裁判所からの意見の聴取又は調査の受託								○								
	13 法第84条第4項の規定による裁判所に対する意見の具申								○								
	14 法第86条の規定による清算終了の届出の受理								○								
	15 法第101条第2項の規定による市町に対する共済事業の実施の申出を行った届出の受理								○								
	16 法第102条第1項の規定による市町が行う共済事業の実施の認可及び同条第3項の規定による認可又は不認可の通知								○								
	17 法第105条第5項の規定による共済責任期間の満了日の認定								○								
	18 法第107条第1項の規定による市町が行う共済事業実施区域の拡張にかかる認可及び同条第3項の規定による認可又は不認可の通知並びに同条第4項において準用する第102条第4項において準用する法第32条第2項の規定による認可の証明（同条第5項において準用する場合を含む。）								○								



19	法第 111 条第 1 項の規定による市町の行う共済事業の全部廃止の認可					○												
20	法第 112 条第 1 項の規定による共済事業の実施に関する条例の変更の認可並びに同条第 2 項において準用する法第 32 条の規定による認可又は不認可の通知及び認可の証明					○												
21	旧法第 104 条の 3 第 2 項の規定による組合等が共済関係を成立させないことを相当とする事由の存する旨の認定					○												
22	法第 208 条の規定による報告徴収					○												
23	法第 210 条の規定による命令					○												
24	法第 211 条の規定による指示					○												
25	法第 212 条第 1 項の規定による役員の変更命令及び同条第 2 項の規定による解任					○												
26	法第 212 条第 3 項の規定による解散命令					○												
27	法第 213 条の規定による決議又は選挙若しくは当選の取消し					○												
28	法第 222 条第 1 項の規定による県農業共済保険審査会の設置及び同条第 2 項の規定による同審査会が諮問に応じて調査審議する事務					○												
29	法附則第 2 条第 1 項の規定による新規開田地等の指定					○												
30	農業保険法施行令（平成 29 年政令第 263 号）第 15 条の規定による協議のあつせん					○												
31	政令第 18 条第 1 項の規定による賦課金の額及び賦課方法並びにその変更の承認					○												
32	政令第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定による賦課金の額及び賦課方法並びにその変更の受理					○												
33	農作物共済引受要綱（昭和 47 年農経 B 第 209 号）第 2 章第 2 節の規定による農作物共済の単位当たり収穫量の決定及び通知					○												
34	果樹共済引受要綱（昭和 56 年農経 B 第 999 号）第 2 章第 2 節の規定による標準収量表の設定、果実の収穫量が年産ごとに著しく変動しないとする認定並びに果樹共済の単位当たり収穫量の決定及び通知					○												
35	畑作物共済引受要綱（昭和 54 年農経 B 第 933 号）第 2 章第 3 節の規定による畑作物共済の単位当たり収穫量及び収穫量の決定及び通知					○												

別表第一 雇用経済部 雇用経済総務課の表第 5 号の項を削る。

別表第一 雇用経済部 エネハキー政策・ICT 活用課の表を削る。

別表第一 雇用経済部 ものづくり推進課の表を次のように改める。

雇用経済部 ものづくり・イノベーション課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者							受任者		
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長		課長	

1	科学技術政策の総合企画及び調整に関する事務	科学技術の振興に関する計画の策定及び調整									○							
2	研究に係る企画及び調整に関する事務	1 重要課題に関する研究企画の決定及び調整									○							
		2 研究課題に関する企画及び調整											○				工業研究所	
3	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例（昭和33年三重県条例第1号）の施行に関する事務（木材及び木材製品に係るものを除く。）	1 条例第2条の規定による手数料の額の決定											○				工業研究所	
		2 条例第4条の規定による使用料又は手数料の減免												○			工業研究所	
4	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則（昭和33年三重県規則第1号）の施行に関する事務	1 規則第2条第2項の規定による報告書の交付（木材及び木材製品に係るものを除く。）												○			工業研究所	
		2 規則第4条第2項の規定による使用の許可													○		工業研究所	
		3 規則第6条の規定による使用許可の取消し等														○		工業研究所
5	鉱業法（昭和25年法律第289号）の施行に関する事務	法第24条の規定による鉱業権の設定の申願に係る協議															○	
6	三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金及び三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金に関する事務	1 実施計画及び実施計画の変更の承認並びに実施計画の取消し																○
		2 遅延等報告、状況報告及び実績報告等の徴収																
7	総合エネルギー対策に関する事務	1 電源開発に係る地点の指定について（平成16年閣議了解）記第2の規定による知事意見の具申																○
		2 電源立地に関する諸計画の策定																
8	発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）の施行に関する事務	法第4条の規定による整備計画の策定																○

※本表は、関係機関等に提出される書類の記載事項を参考とするものではありません。

雇用経済部 企業誘致推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称					
			知事	専決者							受任者							
				副知事	本庁			地域機関										
					部長	次長	課長	班長	所長	室長		課長		所長				
1	低開発地域	1 法第2条第1項の規定による低開											○					

1	工業開発促進法（昭和36年法律第216号）の施行に関する事務	発地域工業開発地区の指定の申請																		
		2 法第2条第4項の規定による低開発地域工業開発地区の指定に係る意見の聴取				○														
		3 法第2条第6項の規定による低開発地域工業開発地区の指定の解除及び区域の変更の申請				○														
2	農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の施行に関する事務	1 法第5条第1項の規定による実施計画の策定（県計画に限る。）				○														
		2 法第5条第8項の規定による実施計画の策定及び変更に係る意見の聴取				○														
		3 法第5条第10項の規定による実施計画の策定及び変更に係る公表等				○														
3	三重県企業立地促進条例（平成15年三重県条例第1号）の施行に関する事務	1 条例第4条第3項及び第4項の規定による立地計画及びその変更の認定				○														
		2 条例第6条第2項の規定による地位の承継の届出の受理				○														
		3 条例第7条第1項の規定による立地計画の認定の取消し				○														
		4 条例第10条の規定による事業休止及び廃止の届出の受理				○														
4	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展に関する法律（平成19年法律第40号）の施行に関する事務	1 法第4条第1項の規定による基本計画の主務大臣への協議				○														
		2 法第5条第1項の規定による同意基本計画の変更に係る主務大臣への協議				○														
		3 法第5条第2項の規定による同意基本計画の変更に係る主務大臣への届出				○														
		4 法第11条第3項の規定による土地利用計画の同意				○														
		5 法第12条第1項の規定による土地利用計画の変更に係る同意				○														
		6 法第13条第4項の規定による地域経済牽引事業計画の承認				○														
		7 法第13条第9項の規定による地域経済牽引事業計画の協議に係る同意				○														
		8 法第14条第1項の規定による承認地域経済牽引事業計画の変更に係る承認				○														
		9 法第14条第2項の規定による承認地域経済牽引事業計画の承認の取消し				○														
		10 法第15条第2項の規定による事業環境の整備に係る措置				○														
		11 法第16条第1項の規定による措置に関する規制の解釈に係る主務大臣への確認				○														
5	企業立地等の促進に関する地域産業活性化に関する法律	1 旧法第15条第1項の規定による企業立地計画の変更の承認				○														
		2 旧法第15条第2項の規定による企業立地計画の承認の取消し				○														
		3 旧法第17条第1項の規定による事業高度化計画の変更の承認				○														

の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）施行前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）（以下この項において「旧法」という。）の施行に関する事務	4 旧法第17条第2項の規定による事業高度化計画の承認の取消し			○										
6 地域再生法（平成17年法律第24号）の施行に関する事務	1 法第17条の2第3項の規定による地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定（同条第5項において準用する場合を含む。）				○									
	2 法第17条の2第6項の規定による定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の取消し				○									

別表第一 雇用経済部観光政策課の表第1号の項及び第1号の項を次のように改める。

1 旅行業法（昭和27年法律第239号）の施行に関する事務	1 法第3条の規定による旅行業の登録				○									
	2 法第5条第2項の規定による登録の通知（法第6条の3第2項において準用する場合を含む。）				○									
	3 法第6条第2項の規定による登録拒否の通知（法第19条第3項において準用する場合を含む。）				○									
	4 法第6条の3第1項の規定による更新の登録				○									
	5 法第6条の4第1項の規定による変更登録				○									
	6 法第6条の4第3項の規定による登録事項の変更の届出の受理				○									
	7 法第12条の2第1項の規定による旅行業約款の認可				○									
	8 法第18条の3の規定による業務改善命令				○									
	9 法第19条第1項及び第2項の規定による旅行業の登録の取消し等				○									
	10 法第20条第1項及び第2項の規定による登録の抹消				○									
	11 法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録				○									
	12 法第25条第2項の規定による登録の通知				○									
	13 法第26条第2項の規定による登録拒否の通知（法第37条第3項において準用する場合を含む。）				○									
	14 法第27条第2項の規定による変更登録				○									
	15 法第36条の規定による業務改善命令				○									
	16 法第37条第1項及び第2項の規定による旅行サービス手配業の登録の取消し等				○									

		17 法第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定による登録の抹消							○											
		18 法第 64 条の規定による意見の聴取								○										
		19 法第 65 条の規定による聴聞									○									
		20 法第 70 条第 1 項の規定による報告の徴収									○									
		21 法第 70 条第 3 項の規定による立入検査等										○								
2	通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）の施行に関する事務	1 法第 18 条の規定による全国通訳案内士の登録																	○	
		2 法第 22 条の規定による全国通訳案内士登録証の交付																	○	
		3 法第 24 条の規定による全国通訳案内士登録証の再交付等																	○	
		4 法第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定による登録の取消し																	○	
		5 法第 25 条第 3 項の規定による登録の取消し又は名称の使用の停止																	○	
		6 法第 34 条の規定による報告の徴収																		○

別表第一県土整備部建設業課の表第一号の項第十九号中「施行」を「施工」に改め、同項第二十四号中「徴収」を「聴取」に改め、同表第一号の項第十一号中「施行」を「施工」に改める。

別表第一県土整備部道路企画課の表第三号の項を削る。

別表第一県土整備部道路管理課の表第一号の項中第七十六号を第七十九号とし、第二十八号から第七十五号までを三号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の三号を加える。

28 法第 37 条第 1 項の規定による区域の指定																			○
29 法第 37 条第 2 項の規定による警察署長への協議																			○
30 法第 37 条第 3 項の規定による公示																			○

別表第一県土整備部港湾・海浜課の表第一号の項を次のように改める。

1	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）の施行に関する事務	1 法第 3 条の 3 の規定による港湾計画の決定等																	○	
		2 法第 33 条第 2 項において準用する法第 4 条第 3 項の規定による公告等																		○
		3 法第 33 条第 2 項において準用する法第 4 条第 4 項の規定による国土交通大臣への協議等																		○
		4 法第 33 条第 2 項及び第 56 条第 2 項において準用する法第 4 条第 5 項の規定による河川管理者等への協議																		○
		5 法第 33 条第 2 項において準用する法第 4 条第 10 項の規定による調停等																		○
		6 法第 33 条第 2 項において準用する法第 4 条第 13 項の規定による国土交通大臣への報告																		○
		7 法第 33 条第 2 項において準用する法第 9 条第 1 項の規定による港湾区域の公告																		○
		8 法第 34 条において準用する法第 12 条第 1 項第 7 号の規定による調査研究の実施の決定等																		○
		9 法第 34 条において準用する法第 12 条第 5 項の規定による公示																		○
		10 法第 37 条第 1 項の規定による行為の許可																		

(1) 更新の許可、法第 37 条第 1 項第 1 号に掲げる行為で占有期間が 3 年以内のもの及び当該占有工作物が簡易なもの並びに電柱類、管類、広告物、布設線、埋設線、架空線及び排水樋管に係るもの																				○	建設事務所			
(2) 法第 37 条第 1 項第 2 号に掲げる行為で水面下における機械採取に係るもの以外のもの																					○	建設事務所		
(3) (1) 及び (2) に掲げるもの以外のもの																								
11 法第 37 条第 3 項の規定による行為の協議																								
(1) 更新の協議、法第 37 条第 1 項第 1 号に掲げる行為で占有期間が 3 年以内のもの及び当該占有工作物が簡易なもの並びに電柱類、管類、広告物、布設線、埋設線、架空線及び排水樋管に係るもの																						○	建設事務所	
(2) 法第 37 条第 1 項第 2 号に掲げる行為で水面下における機械採取に係るもの以外のもの																						○	建設事務所	
(3) (1) 及び (2) に掲げるもの以外のもの																								
12 法第 37 条の 2 の規定による港湾隣接地域の指定																						○		
13 法第 37 条の 2 第 2 項の規定による公告等																							○	
14 法第 37 条の 2 第 3 項の規定による国土交通大臣への報告																							○	
15 法第 38 条第 1 項の規定による臨港地区の指定等																							○	
16 法第 38 条の 2 第 1 項の規定による行為の届出の受理																							○	
17 法第 38 条の 2 第 7 項の規定による行為の勧告																							○	
18 法第 38 条の 2 第 8 項の規定による行為の変更の命令																							○	
19 法第 38 条の 2 第 10 項の規定による行為の措置要請																							○	
20 法第 39 条第 1 項の規定による分区の指定																							○	
21 法第 40 条の 2 第 1 項の規定による違反構築物の撤去等の命令																							○	建設事務所
22 法第 41 条第 1 項の規定による構築物の改築等の命令																							○	建設事務所
23 法第 41 条第 3 項の規定による損失補償の決定																							○	
24 法第 43 条の 2 の規定による兼用工作物の費用の負担に係る協議																							○	
25 法第 45 条第 1 項の規定による港湾管理者以外の者の料金の徴収に係る書面の受理																							○	
26 法第 45 条の 3 の規定による滞船の場合における要請																							○	建設事務所
27 法第 46 条第 1 項の規定による港湾施設の譲渡等に係る認可申請																							○	
28 法第 49 条の規定による業務に関する																							○	



	48 条例第 3 条の規定による占用料等の減免													
	(1) 第 10 号の(1)及び(2)に掲げる許可に係るもの											○	建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの						○							
	49 条例第 5 条の規定による占用料等の返還													
	(1) 第 10 号の(1)及び(2)に掲げる許可に係るもの											○	建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの							○						
	50 三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例（昭和 40 年三重県条例第 40 号）第 3 条第 2 項の規定による構築物の許可											○	建設事務所	
	51 地方自治法第 231 条の 3 の規定による督促、手数料及び延滞金の徴収、滞納処分の決定並びに還付（同法附則第 6 条第 1 号に規定するものに限る。）											○	建設事務所	

当該表は、国土交通省国土利用政策課「建設業の規制緩和に関する調査結果」を基に作成したものである。

23	法第 10 条第 2 項の規定による国等との協議												
	(1) 第 18 号の(1)若しくは(2)又は第 19 号の(1)、(2)若しくは(3)に掲げるもの						○						
	(2) 更新同意及び(1)に掲げるもの以外のもの（(1)と同時に申請のあったものを除く。）										○	建設事務所	
24	法第 12 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定による監督処分等												
	(1) 第 18 号の(1)若しくは(2)又は第 19 号の(1)、(2)若しくは(3)に掲げるもの						○						
	(2) 第 18 号の(3)又は第 19 号の(4)に掲げるもの										○	建設事務所	
25	法第 12 条第 4 項の規定による簡易代執行の決定等												
	(1) 第 18 号の(1)若しくは(2)又は第 19 号の(1)、(2)若しくは(3)に掲げるもの						○						
	(2) 第 18 号の(3)又は第 19 号の(4)に掲げるもの										○	建設事務所	
26	法第 12 条第 4 項の規定による公告						○						
27	法第 12 条第 6 項の規定による公示						○						
28	法第 12 条第 7 項の規定による売却の決定												
	(1) 第 18 号の(1)若しくは(2)又は第 19 号の(1)、(2)若しくは(3)に掲げるもの						○						
	(2) 第 18 号の(3)又は第 19 号の(4)に掲げるもの										○	建設事務所	
29	法第 12 条第 8 項の規定による廃棄の決定												
	(1) 第 18 号の(1)若しくは(2)又は第 19 号の(1)、(2)若しくは(3)に掲げるもの						○						
	(2) 第 18 号の(3)又は第 19 号の(4)に掲げるもの										○	建設事務所	



別表第一 国土整備部港湾・海産課の表第二号の項第三十二号を次のように改める。

33 法第 12 条の 2 第 4 項の規定による原因者負担金の決定											
(1) 第 31 号の(1)に掲げるもの								○			
(2) 第 31 号の(2)に掲げるもの										○	建設事務所

別表第一 国土整備部港湾・海産課の表第二号の項第八十五号から第九十二号までを次のように改める。

85 法第 37 条の 8 において準用する法第 10 条第 2 項の規定による国等との協議											
(1) 第 80 号の(1)若しくは(2)又は第 81 号の(1)若しくは(2)に掲げるもの								○			
(2) 更新同意及び(1)に掲げるもの以外のもの（(1)と同時に申請のあったものを除く。）										○	建設事務所
86 法第 37 条の 8 において準用する法第 12 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定による監督処分											
(1) 第 80 号の(1)若しくは(2)又は第 81 号の(1)若しくは(2)に掲げるもの								○			
(2) 第 80 号の(3)又は第 81 号の(3)に掲げるもの										○	建設事務所
87 法第 37 条の 8 において準用する法第 12 条第 4 項の規定による簡易代執行の決定等											
(1) 第 80 号の(1)若しくは(2)又は第 81 号の(1)若しくは(2)に掲げるもの								○			
(2) (1)に掲げるもの以外のもの（(1)と同時に申請のあったものを除く。）										○	建設事務所
88 法第 37 条の 8 において準用する法第 12 条第 4 項の規定による公告								○			
89 法第 37 条の 8 において準用する法第 12 条第 6 項の規定による公示								○			
90 法第 37 条の 8 において準用する法第 12 条第 7 項の規定による売却の決定											
(1) 第 80 号の(1)若しくは(2)又は第 81 号の(1)若しくは(2)に掲げるもの								○			
(2) (1)に掲げるもの以外のもの（(1)と同時に申請のあったものを除く。）										○	建設事務所
91 法第 37 条の 8 において準用する法第 12 条第 8 項の規定による廃棄の決定											
(1) 第 80 号の(1)若しくは(2)又は第 81 号の(1)若しくは(2)に掲げるもの								○			
(2) (1)に掲げるもの以外のもの（(1)と同時に申請のあったものを除く。）										○	建設事務所
92 法第 37 条の 8 において準用する法第 12 条の 2 第 2 項の規定による協議											
(1) 第 80 号の(1)若しくは(2)又は第 81 号の(1)若しくは(2)に掲げるもの								○			
(2) 第 80 号の(3)又は第 81 号の(3)に掲げるもの										○	建設事務所
93 法第 37 条の 8 において準用する法第 12 条の 2 第 4 項の規定による原因者負担金の決定											
(1) 第 80 号の(1)若しくは(2)又は第 81 号の(1)若しくは(2)に掲げるもの								○			

号の(1)若しくは(2)に掲げるもの																			
(2) 第 80 号の(3)又は第 81 号の(3)に掲げるもの																		○	建設事務所

別表第一 県土整備部港湾・海岸課の表第三号の項第九十七号中「政令」を「施行令」に改め、同項第九十九号中「規則」を「細則」に改める。

別表第一 県土整備部景観まちづくり課の表を削る。

別表第一 県土整備部都市政策課の表第七号の項を次のように改める。

7 景観法（平成16年法律第110号）の施行に関する事務	1 法第 8 条の規定による景観計画の策定等								○												
	2 法第 9 条第 1 項の規定による公聴会の開催等（同条第 8 項において準用する場合を含む。）									○											
	3 法第 9 条第 2 項の規定による都市計画審議会に対する意見の聴取（同条第 8 項において準用する場合を含む。）									○											
	4 法第 9 条第 3 項の規定による関係市町に対する意見の聴取（同条第 8 項において準用する場合を含む。）									○											
	5 法第 9 条第 4 項の規定による景観重要公共施設の管理者への協議等（同条第 8 項において準用する場合を含む。）										○										
	6 法第 9 条第 5 項の規定による国立公園等管理者への協議（同条第 8 項において準用する場合を含む。）										○										
	7 法第 9 条第 6 項の規定による告示等（同条第 8 項において準用する場合を含む。）										○										
	8 法第 12 条の規定による計画提案に対する判断等										○										
	9 法第 14 条第 1 項の規定による計画提案をした者への通知											○									
	10 法第 16 条第 1 項の規定による景観計画区域内の行為の届出の受理											○									
	11 法第 16 条第 2 項の規定による景観計画区域内の行為の変更の届出の受理											○									
	12 法第 16 条第 3 項の規定による必要な措置の勧告											○									
	13 法第 16 条第 5 項の規定による国の機関又は地方公共団体からの通知の受理											○									
	14 法第 16 条第 6 項の規定による国又は地方公共団体からの通知に係る当該国の機関又は地方公共団体に対する協議											○									
	15 法第 17 条第 1 項の規定による必要な措置の命令											○									
	16 法第 17 条第 4 項の規定による期間の延長及び通知											○									
	17 法第 17 条第 5 項の規定による原状回復命令及び必要な措置の命令											○									
	18 法第 17 条第 6 項の規定による原状回復等及び公告											○									
	19 法第 17 条第 7 項の規定による報告の徴収及び立入検査等											○									
	20 法第 17 条第 8 項の規定による身分証明書の発行											○									
	21 法第 18 条第 2 項の規定による期間の短縮											○									

22	法第 74 条第 4 項の規定による市町の準景観地区の指定等に係る同意等（同条第 6 項において準用する場合を含む。）				○							
23	法第 81 条第 4 項の規定による景観協定の認可				○							
24	法第 82 条第 1 項の規定による申請の公告及び縦覧				○							
25	法第 83 条第 2 項の規定による協議				○							
26	法第 83 条第 3 項の規定による認可の公告及び縦覧				○							
27	法第 84 条第 1 項の規定による景観協定の変更の認可				○							
28	法第 85 条第 3 項の規定による届出の受理					○						
29	法第 87 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面による意思表示の受理					○						
30	法第 88 条第 1 項の規定による景観協定の廃止の認可				○							
31	法第 88 条第 2 項の規定による廃止の認可の公告					○						
32	法第 90 条第 2 項の規定による認可					○						
33	法第 92 条の規定による景観整備機構の指定及びその公示並びに変更事項の届出の受理及びその公示					○						
34	法第 95 条の規定による景観整備機構に対する報告の徴収、改善命令並びに指定取消し及びその公示					○						
35	法第 98 条の規定による市町が県に代わって事務を処理することに係る協議			○								

〇

8	三重県景観づくり条例（平成 19 年三重県条例第 66 号）の施行に関する事務	1	条例第 4 条第 1 項の規定による景観計画の策定				○						
		2	条例第 5 条の規定による景観審議会に対する意見の聴取				○						
		3	条例第 6 条の規定による市町長に対する意見の聴取及び景観審議会に対する意見の聴取				○						
		4	条例第 7 条の規定による市町長に対する意見の聴取					○					
		5	条例第 9 条第 1 項の規定による景観審議会に対する意見の聴取					○					
		6	条例第 9 条第 2 項の規定による公表等					○					
		7	条例第 11 条の規定による景観審議会の意見の聴取					○					
		8	条例第 12 条の規定による期間の短縮の通知					○					
		9	条例第 13 条第 3 項の規定による景観審議会委員の任命			○							
		10	三重県景観審議会規則（平成 19 年三重県規則第 63 号）第 5 条第 2 項の規定による幹事の任命					○					
9	三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）	1	条例第 3 条の規定による禁止地域の指定及び告示				○						
		2	条例第 4 条の規定による区域の指定及び告示				○						

の施行に関する事務	3 条例第5条の規定による許可地域の指定及び告示							○																			
	4 条例第5条第1項の規定による広告物の表示等の許可																						○	建設事務所 (ただし、津建設事務所を除く。以下この項において同じ。)			
	5 条例第6条の規定による公共的団体の指定及び告示								○																		
	6 条例第6条第4項の規定による自家用広告物等の表示等の許可																							○	建設事務所		
	7 条例第6条第5項の規定による道標等の広告物の表示等の許可																								○	建設事務所	
	8 条例第6条第6項の規定による届出の受理																								○	建設事務所	
	9 条例第6条第7項の規定による届出の受理																										
	(1) 本庁の所掌に属するもの																									○	
	(2) 地域機関の所掌に属するもの																									○	建設事務所
	10 条例第6条第9項の規定による広告付き案内図板等の表示等の許可																										
	(1) 本庁の所掌に属するもの																									○	
	(2) 地域機関の所掌に属するもの																									○	建設事務所
	11 条例第8条の規定による広告物景観地区の指定、意見の聴取及び告示																									○	
	12 条例第8条の2の規定による広告物景観地区基本方針及び広告物景観地区掲出基準の決定、意見の聴取、縦覧の実施、意見書の受理及び告示																									○	
	13 条例第8条の4の規定による指導、助言及び勧告																									○	建設事務所
	14 条例第9条第1項の規定による広告物協定の認定及び同条第3項の規定による協定変更の認定																									○	
	15 条例第9条第4項の規定による告示																									○	
	16 条例第9条第6項の規定による指導及び助言																									○	建設事務所
	17 条例第10条第3項の規定による広告物等の更新許可																									○	建設事務所
	18 条例第11条第3項の規定による点検報告の受理																									○	建設事務所
	19 条例第12条第1項の規定による広告物変更等の許可																									○	建設事務所
	20 条例第13条第2項の規定による広告物等の許可																									○	建設事務所
	21 条例第17条の規定による許可の取消し																									○	建設事務所
	22 条例第19条第1項の規定による除却等の命令																									○	建設事務所
	23 条例第19条第2項の規定による是正措置の決定等																									○	建設事務所
24 条例第19条第3項の規定による代執行の決定等																									○		
25 条例第19条第4項の規定による除却																									○	建設事務所	

の決定														
26 条例第 19 条の 2 第 1 項の規定による除却した広告物等の保管													○	建設事務所
27 条例第 19 条の 2 第 2 項の規定による公示													○	建設事務所
28 条例第 19 条の 2 第 4 項の規定による売却													○	建設事務所
29 条例第 19 条の 2 第 6 項の規定による廃棄													○	建設事務所
30 条例第 20 条第 1 項の規定による立入検査等														○ 建設事務所
31 条例第 22 条の規定による届出の受理														○ 建設事務所
32 条例第 24 条の規定による屋外広告業の登録申請書の受理						○								
33 条例第 24 条の 2 の規定による屋外広告業者の登録及び通知						○								
34 条例第 24 条の 3 の規定による登録の拒否の決定及び通知						○								
35 条例第 24 条の 4 の規定による登録事項の変更の届出の受理										○				
36 条例第 24 条の 6 の規定による廃業等の届出の受理										○				
37 条例第 24 条の 7 の規定による登録の抹消										○				
38 条例第 25 条第 1 項の規定による講習会の開催										○				
39 条例第 25 条第 2 項の規定による手数料の徴収										○				
40 条例第 27 条の規定による指導、助言及び勧告														○ 建設事務所
41 条例第 27 条の 2 の規定による登録の取消し又は営業停止の命令及び通知						○								
42 条例第 27 条の 3 第 2 項の規定による監督処分簿への登載						○								
43 条例第 27 条の 4 第 1 項の規定による立入検査等										○				
44 条例第 27 条の 4 第 2 項の規定による身分証明書の発行										○				
45 条例第 27 条の 5 第 2 項の規定による指導及び助言														○ 建設事務所
46 条例第 27 条の 6 第 1 項の規定による勧告														○ 建設事務所
47 条例第 27 条の 6 第 2 項の規定による勧告														○ 建設事務所
48 条例第 27 条の 6 第 3 項の規定による公表										○				
49 条例第 27 条の 6 第 4 項の規定による意見の聴取										○				
50 条例第 27 条の 7 の規定による手数料の徴収														
(1) 本庁の所掌に属するもの										○				
(2) 地域機関の所掌に属するもの													○	建設事務所
51 条例第 28 条第 2 項の規定による諮問事項の決定										○				

52	条例第 28 条第 2 項及び第 4 項の規定による意見の聴取及び建議の受理				○								
53	条例第 30 条の 2 の規定による過料の決定				○								
54	三重県屋外広告物審議会規則（昭和 36 年三重県規則第 30 号）第 2 条第 3 項の規定による委員及び臨時委員の任命又は委嘱				○								
55	三重県屋外広告物審議会規則第 6 条第 1 項の規定による幹事の任命								○				

別表第 1 県庁職権部局長課長の職掌の表を次のとおり定める。

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称		
			知事	専決者								受任者			
				副知事	本庁				地域機関						
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長	
1	下水道法の施行に関する事務	1 法第 2 条の 2 の規定による流域別下水道整備総合計画の策定等	○												
		2 法第 4 条の規定による事業計画の策定				○									
		3 法第 12 条の 10 の規定による特定施設の設置、構造等の変更等の届出事項等に関する通知及び事故時の届出事項等の通知の受理								○				流域下水道事務所	
		4 法第 25 条の 10 第 1 項の規定による流域下水道の設置等の決定	○												
		5 法第 25 条の 10 第 2 項の規定による市町による流域下水道の設置等の承認	○												
		6 法第 25 条の 11 第 1 項の規定による事業計画の策定（法第 25 条の 11 第 7 項において準用する場合を含む。）				○									
		7 法第 25 条の 11 第 3 項の規定による事業計画に係る関係市町への意見の聴取（法第 25 条の 11 第 7 項において準用する場合を含む。）								○				流域下水道事務所	
		8 法第 25 条の 14 の規定による終末処理場での下水の処理の開始等の通知								○				流域下水道事務所	
		9 法第 25 条の 15 の規定による使用の一時制限の決定等						○							
		10 法第 25 条の 16 の規定による原因調査及び必要な措置の要請						○							
		11 法第 25 条の 17 の規定による他の施設等の管理者との協議						○							
		12 法第 25 条の 18 において準用する法第 11 条の 2 の規定による使用開始等届出の受理								○				流域下水道事務所	
		13 法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 3 の規定による特定施設設置等届出の受理								○				流域下水道事務所	
		14 法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 4 の規定による特定施設の構造等変更届出の受理								○				流域下水道事務所	
		15 法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 5 の規定による計画変更命令及び計画廃止命令								○				流域下水道事務所	
		16 法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 6 第 2 項の規定による実施の制限期間の短縮の承認								○				流域下水道事務所	

	17	法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 7 の規定による氏名変更等届出の受理									○			流域下水道事務所
	18	法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 8 第 3 項の規定による継承届出の受理									○			流域下水道事務所
	19	法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 9 第 1 項の規定による事故時の届出の受理									○			流域下水道事務所
	20	法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 9 第 2 項の規定による事故時の応急措置命令									○			流域下水道事務所
	21	法第 25 条の 18 において準用する法第 13 条第 1 項の規定による立入検査									○			流域下水道事務所
	22	法第 25 条の 18 において準用する法第 15 条の規定による他の工作物の管理者との協議及び工事の施行等の決定			○									
	23	法第 25 条の 18 において準用する法第 15 条の 2 の規定による災害時維持修繕協定の締結		○										
	24	法第 25 条の 18 において準用する法第 16 条の規定による工事等の承認				○								
	25	法第 25 条の 18 において準用する法第 17 条の規定による他の工作物の管理者との協議及び費用の負担の決定			○									
	26	法第 25 条の 18 において準用する法第 18 条の規定による施設損傷負担金の決定			○									
	27	法第 25 条の 18 において準用する法第 18 条の 2 の規定による汚濁原因者負担金の決定		○										
	28	法第 31 条の 2 第 1 項の規定による流域下水道の設置等に要する費用の市町に対する負担の決定				○								
	29	法第 31 条の 2 第 2 項の規定による市町への意見の聴取				○								
	30	法第 31 条の 4 の規定による下水道の管理の効率化に関する協議会の設置			○									
	31	法第 32 条の規定による他人の土地の立入り等の決定										○		流域下水道事務所
	32	法第 33 条の規定による許可又は承認の条件付与				○								
	33	法第 37 条第 1 項及び第 3 項の規定による工事等に関する必要な指示				○								
	34	法第 37 条の 2 の規定による特定施設等の改善命令並びに特定施設の使用及び下水の排除の停止命令				○								
	35	法第 38 条の規定による監督処分等			○									
	36	法第 39 条第 1 項の規定による報告の徴収				○								
	37	法第 39 条の 2 の規定による報告の徴収				○								
2	都市計画法の施行に関する事務	1	法第 59 条第 1 項の規定による市町の都市計画事業の認可			○								
		2	法第 59 条第 2 項の規定による都市計画事業施行に係る国土交通大臣への認可申請			○								
		3	法第 59 条第 6 項の規定による公共施設管理者への意見の聴取（法第 63 条に			○								

		において準用する場合を含む。)																		
		4 法第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の認可の告示等（法第 63 条において準用する場合を含む。)				○														
		5 法第 63 条第 1 項の規定による事業計画の変更に係る国土交通大臣への認可申請				○														
		6 法第 63 条第 1 項の規定による市町の事業計画の変更認可				○														
		7 法第 65 条第 1 項の規定による建築等の認可								○										流域下水道事務所
		8 法第 65 条第 2 項の規定による意見の聴取								○										流域下水道事務所
		9 法第 80 条第 1 項の規定による報告、勧告等				○														
3	電気事業法の施行に関する事務	1 法第 42 条第 1 項及び第 2 項の規定による保安規程に係る届出																		
		(1) 複数の事業場を統括するもの				○														
		(2) その他のもの								○										流域下水道事務所
		2 法第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定による主任技術者の選任				○														
		3 法第 43 条第 3 項の規定による主任技術者の選任及び解任の届出																		
		(1) 複数の事業場を統括するもの								○										
		(2) その他のもの									○									流域下水道事務所
		4 法第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定による事業用電気工作物の設置等に係る認可申請																		
		(1) 複数の事業場を統括するもの								○										
		(2) その他のもの									○									流域下水道事務所
		5 法第 47 条第 4 項及び第 5 項並びに法第 48 条第 1 項の規定による事業用電気工作物の設置等に係る届出																		
		(1) 複数の事業場を統括するもの								○										
		(2) その他のもの									○									流域下水道事務所
4	三重県流域下水道条例（昭和 62 年三重県条例第 28 号）の施行に関する事務	1 条例第 6 条の規定による指定管理者の指定の申請の告知								○										
		2 条例第 7 条第 1 項の規定による指定管理候補者の選定				○														
		3 条例第 7 条第 2 項の規定による指定管理者の指定				○														
		4 条例第 8 条の規定による指定等の告示								○										
		5 条例第 9 条の規定による協定の締結				○														
		6 条例第 10 条の規定による事業報告書の受理								○										
		7 条例第 11 条の規定による業務状況の聴取等								○										
		8 条例第 12 条の規定による知事による管理の決定								○										
		9 条例第 13 条の規定による使用期間及び休業日の変更								○										



10 条例第 21 条ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認										○								
-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一 県土整備部建築課免課の表第一号の項第六十六号中「第 13 項」を「第 14 項」に改め、同項第六十七号中「第 48 条第 14 項及び第 15 項」を「第 48 条第 15 項及び第 16 項」に改め、同項第七十一号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第二 共理決裁事項の収入を伴う事務の表第二号の項を次のように改める。

3 寄付金	負担付	全額																
	その他						全額		全額									

別表第三 受任事務決裁事項環境生活部長の表を次のように改める。

別表第三 受任事務決裁事項

環境生活部長

区分	事務の種類	事項	決裁区分					地域機関の名称	
			受任職員	専決者					受任者
				本庁			地域機関		
				次長	課長	班長	所長		
1	三重県総合文化センター条例（平成 6 年三重県条例第 5 号）の施行に関する事務	条例第 12 条第 1 項ただし書の規定による開館時間の決定					○	図書館	
2	三重県立図書館の管理等に関する規則（平成 6 年三重県教育委員会規則第 20 号）の施行に関する事務	1 規則第 4 条ただし書の規定による休館日の決定				○		図書館	
		2 規則第 12 条の規定による図書等の委託の承諾等					○	図書館	
3	三重県総合博物館条例（平成 25 年三重県条例第 64 号）の施行に関する事務	1 条例第 5 条の規定による指定管理者の指定の申請の告知		○					
		2 条例第 8 条の規定による指定等の告示		○					
		3 条例第 10 条の規定による事業報告書の受理		○					
		4 条例第 11 条の規定による業務状況の聴取等		○					
		5 条例第 12 条の規定による管理		○					
		6 条例第 24 条ただし書の規定による原状回復義務の免除		○					
		7 条例第 13 条ただし書の規定による休館日の決定				○		総合博物館	
		8 条例第 14 条第 3 項の規定による開館時間、入館時間及び利用時間の変更				○		総合博物館	
		9 条例第 18 条の規定による博物館資料の閲覧等の許可					○	総合博物館	
		10 条例第 19 条の規定による施設等の利用の許可					○	総合博物館	
		11 条例第 20 条第 3 項の規定による管理上の条件の設定					○	総合博物館	
		12 条例第 21 条の規定による第 18 条又は第 19 条の許可を受けた者に対する許可の取消し又は利用の中止					○	総合博物館	
4	三重県立美術館条例（昭和	1 条例第 5 条の規定による指定管理者の指定の申請の告知		○					

57 年三重県条例第 1 号) の施行に関する事務	2	条例第 8 条の規定による指定等の告示				○					
	3	条例第 10 条の規定による事業報告書の受理				○					
	4	条例第 11 条の規定による業務状況の聴取等				○					
	5	条例第 12 条の規定による管理				○					
	6	条例第 24 条ただし書の規定による原状回復義務の免除				○					
	7	条例第 13 条ただし書の規定による休館日の決定						○			美術館
	8	条例第 14 条第 2 項の規定による開館時間及び入館時間の変更								○	美術館
	9	条例第 18 条の規定による美術資料の模写等の許可								○	美術館
	10	条例第 19 条の規定による施設等の使用の許可								○	美術館
	11	条例第 20 条第 2 項の規定による管理上の条件の設定								○	美術館
	12	条例第 21 条の規定による第 18 条又は第 19 条の許可を受けた者に対する許可の取消し又は使用の中止								○	美術館
	13	三重県立美術館条例施行規則第 4 条の規定による観覧手続								○	美術館
	5 齋宮歴史博物館条例（平成元年三重県条例第 6 号）の施行に関する事務	1	条例第 3 条ただし書の規定による休館日の決定						○		
2		条例第 4 条第 2 項の規定による開館時間及び入館時間の変更						○			齋宮歴史博物館
3		条例第 7 条の規定による博物館資料の特別観覧の許可								○	齋宮歴史博物館
4		条例第 8 条の規定による施設等の使用の許可								○	齋宮歴史博物館
5		条例第 9 条第 2 項の規定による管理上の条件の設定								○	齋宮歴史博物館
6		条例第 10 条の規定による第 7 条又は第 8 条の許可を受けた者に対する許可の取消し又は使用の中止								○	齋宮歴史博物館
6 財産に関する事務	教育財産の目的外使用許可及び貸付										
	(1)	有償に係るもの								○	図書館 総合博物館 美術館 齋宮歴史博物館
	(2)	更新に係るもの								○	図書館 総合博物館 美術館 齋宮歴史博物館

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓 令

地 域 機 関

三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

三重県副知事の担当事務に関する規程（平成 20 年三重県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号イ中「健康福祉部」を「医療保健部、子ども・福祉部」に改める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---